

哲学堂公園保存管理計画（案）の策定について

平成21年3月に、東京都の名勝指定を受けた哲学堂公園について、東京都文化財保護条例の趣旨をふまえ、哲学堂公園保存管理計画策定検討委員会を設置して、計画策定に向けた検討を進め、委員会としての保存管理に関する考え方がまとまった。

これを受け、区としての保存管理計画（案）を策定したので報告する。

記

1 公園所在地、面積等

所在地：中野区松が丘一丁目34番

公園面積：52,494 m²（うち名勝指定面積32,308.9 m²）

2 策定方法

策定に当たっては、学識経験者、区民、行政関係者で構成する検討委員会を設置し、資料の再収集と確認、広範囲な検討を行い、保存管理計画を策定した。

なお、当該検討委員会は、計5回開催した。

3 保存管理計画（案）

別添（本編及び資料編）のとおり

4 今後の予定

（1）3月15日～29日：区民意見募集

※計画案は道路・公園管理担当において閲覧に供する。また、区ホームページに概要版を掲載する。区報は3月20日号で募集概要を周知する。

（2）3月30日：計画決定

東京都指定名勝

哲学堂公園保存管理計画（案）



平成 24 年 3 月

中 野 区

目 次

第1章 保存管理計画の概要

1-1	保存管理計画の目的	1
(1)	保存管理計画の目的	1
(2)	中野区における哲学堂公園の位置づけ	2
1-2	哲学堂公園位置及び範囲	3
(1)	哲学堂公園の位置	3
(2)	哲学堂公園の範囲	4
(3)	東京都名勝範囲の土地所有区分	6

第2章 哲学堂公園の構成

2-1	沿革	7
(1)	由来	7
(2)	創設者 井上円了	7
(3)	歴史	8
(4)	名勝指定の状況	9
2-2	哲学堂公園の構成	10
(1)	哲学堂 77 場	10
(2)	地形	28
(3)	植生	29
(4)	景観	34
(5)	水環境	39
(6)	防災・防犯対策の現状	40
(7)	利用・運営の現状	41

第3章 名勝哲学堂公園の本質的価値

3-1	名勝哲学堂公園の独自性と文化的価値	43
(1)	精神教育、社会教育の「精神修養の公園」	43
(2)	哲学空間の概念を体現する空間	43
3-2	名勝哲学堂公園の本質的価値	44
(1)	空間構成としての価値	44
(2)	「77 場」の価値	44
(3)	「77 場の体系と順路」の価値	44

第4章 保存管理計画における対象ゾーン

4-1	ゾーンの区分	47
4-2	各ゾーンの保存管理における方向性	51
(1)	文化的価値の整理と特徴および方向性	51
(2)	各ゾーンの役割と重要性	53
(3)	保存管理計画における対象ゾーン	53

第5章 保存・管理計画

5-1	保存および管理の基本的な考え方	55
(1)	哲学堂77場の修復・復元	55
(2)	環境の修復	55
(3)	活用と適切な運営管理	55
5-2	庭園構成要素の保存管理	57
(1)	庭園構成要素の保存管理の目標	57
(2)	庭園構成要素の保存管理の具体的方策	63
(3)	Aゾーンの保存管理計画	69
5-3	水環境管理計画	75
(1)	水環境管理の目標	75
(2)	水環境管理の具体的方策	75
5-4	防火・防犯計画	77
(1)	防火・防犯管理の目標	77
(2)	防火・防犯管理の具体的方策	77
5-5	保存管理の方法	78
(1)	保存管理方法の分類	78
(2)	保存管理方法の内容	78
5-6	現状変更等の取扱いについて	80
(1)	現状変更等の取扱方針	80
(2)	現状変更等の取扱基準	81
(3)	現状変更許可を要しない場合	82
(4)	具体的作業例	85

第6章 整備・活用計画

6-1	整備計画	87
(1)	整備内容	87
(2)	整備事業計画	99
6-2	活用計画	101
(1)	現状変更等の取扱方針	101
(2)	情報発信	101
(3)	生涯学習等への活用	102
(4)	地域の参画	102
(5)	ユニバーサルデザインやサービス施設の改善と充実	102

第7章 考慮すべき事項

(1)	環境改善	103
(2)	適切な維持管理	103
(3)	適切な運営管理	103
(4)	活用のあり方	104
(5)	修復・復元のあり方	104
(6)	国有地の取扱い	104

付.	検討委員会の構成および検討手順	105
----	-----------------	-----

第1章 保存管理計画の概要

1-1 保存管理計画の目的

(1) 保存管理計画の目的

哲学堂公園は、明治 37 年に哲学者で哲学館（現東洋大学）の創立者、井上円了博士が精神修養の場として哲学世界を視覚的に表現し、哲学や社会教育の場として創設したものであり、世界に例を見ない哲学をテーマにした唯一の公園である。

円了は、東京大学（のちに帝国大学となる）文学部で哲学を学び、「真理は哲学中にあり」との確信を持ち、哲学の普及に情熱を注いだ。卒業後は、著作活動や全国順講によって、哲学の普及に努め、哲学館（現東洋大学）及び哲学堂公園を創立するなど、日本の哲学の基礎を築いた。

園内は、建造物、石造物、地象、植物、空間に哲学を理解する上で必要な概念等を名称として付けた「77 場」で主要な構成がされており、円了の思想を具現化したものとして、価値ある歴史的文化遺産となっている。

中野区では、昭和 50 年に哲学堂公園を東京都から移管を受け、文化財を有する公園であるとの認識に立って、適切な維持管理に努めてきた。特に、昭和 63 年には、ルネッサンス構想をつくり、史資料を収集して、古建築物の修復をはじめ、園内の修復や再整備を行ってきた。

平成 21 年 2 月には、他に類を見ない空間（公園）であることや古建築物の周囲景観との調和、学術的価値などが評価され、東京都の名勝に指定された。

この名勝指定を受け、中野区では哲学堂公園の本質的価値を把握し、歴史的文化遺産として適切に保存、復元、管理、活用するとともに、区民の共有財産としてその価値を後世へ継承していくことを目的に、哲学堂公園全体の保存管理計画を策定することとした。

計画の策定にあっては、学識経験者、区民、行政関係者で構成する検討委員会を設置し、史資料の再収集と確認、広範囲な検討を加えて本保存管理計画を策定した。具体的には、第 1 回目の現地調査・現況把握からはじめ、本質的価値、計画の方針、整備や活用のあり方などを議題に計 5 回の検討会を開催した。

哲学を通じ人の心を知り、真理を探究するための世界に唯一の哲学堂公園を、創設期の姿に可能な限り復元し、その価値を後世に残していくことを、本保存管理計画の主眼とする。

(2) 中野区における哲学堂公園の位置づけ

1) 中野区の計画

中野区の上位・関連計画について整理したものを以下に示す。

①基本構想（平成22年2月）

人と自然環境との共生・ふれあい、中野通りの桜並木や平和の森公園・江古田の森公園・哲学堂公園などのみどりと水のうるおい、自然を感じさせる落ち着き、新井薬師や寺町などの歴史・文化・伝統などの特色を活かして、だれもが快適で安全に暮らし続けられるまちをつくる。

②新しい中野区をつくる 10か年計画（第2次）（平成22年3月）

10年後の中野を区民や来街者でにぎわうまちへと変えていき、東京の新たなエネルギーを生み出すまちとなり、中野のまちから東京、日本を元気にしていく。

③中野区 教育ビジョン（第2次）（平成17年6月）

地域に根ざした文化財が大切に保存され、これらを活用した学習、交流が活発に行われることは重要で、人々の地域に対する理解や愛着を深め、自分の住むまちを大切に思う心を育てる。

④中野区 みどりの基本計画（平成21年8月）

歴史や伝統を醸し出す地域のゆかりのみどりは区民の財産であり、将来に向かって守り続け、次世代に継承する。

2) 哲学堂公園の位置づけと役割

中野区の上位・関連計画に基づき、哲学堂公園の位置づけとして、まちづくりに貢献する役割を以下の5つに整理する。

①文化

他に類を見ない独自性のある哲学堂公園を区の重要な財産のひとつとして捉え、中野区の文化的価値を創出する。

②景観

文化財と緑が調和した貴重な景観を守り育て、後世にその景観を残していく。

③学習

哲学をテーマとした哲学堂公園を学習の場として捉え、地域に対する理解や愛着を深める。

④コミュニティ形成

哲学堂公園での鑑賞や活動を通じ、哲学や地域文化を学びながら、区民の交流の場とする。

⑤観光

独自性のあるユニークな哲学堂公園を中野区の貴重な文化財とし、その意義と価値を全国に発信する。

1-2 哲学堂公園の位置及び範囲

(1) 哲学堂公園の位置

対象地：中野区松が丘一丁目 34 番 哲学堂公園

面積：52,494m²



図 1-2-1：哲学堂公園の位置図

(2) 哲学堂公園の範囲

名勝哲学堂公園および区立哲学堂公園の範囲を図 1-2-2 に示す。



図 1-2-2 : 名勝哲学堂公園、区立哲学堂公園の範囲

なお、都市計画上の区立哲学堂公園の位置づけは、以下の通りである。

番号	都市計画 公園名称	区公園名称	位置	決定年月日 告示番号(最終)	面積(ha)	備考
5.5.9	野方 (総合公園)	①【都】江古田(区)	中野区松が丘一・二丁目 上高田五丁目各地内	平成7年4月28日 都第555号	10.64	一部 未施工
		②【都】哲学堂(区)				
		③【都】中野上高田(区)				

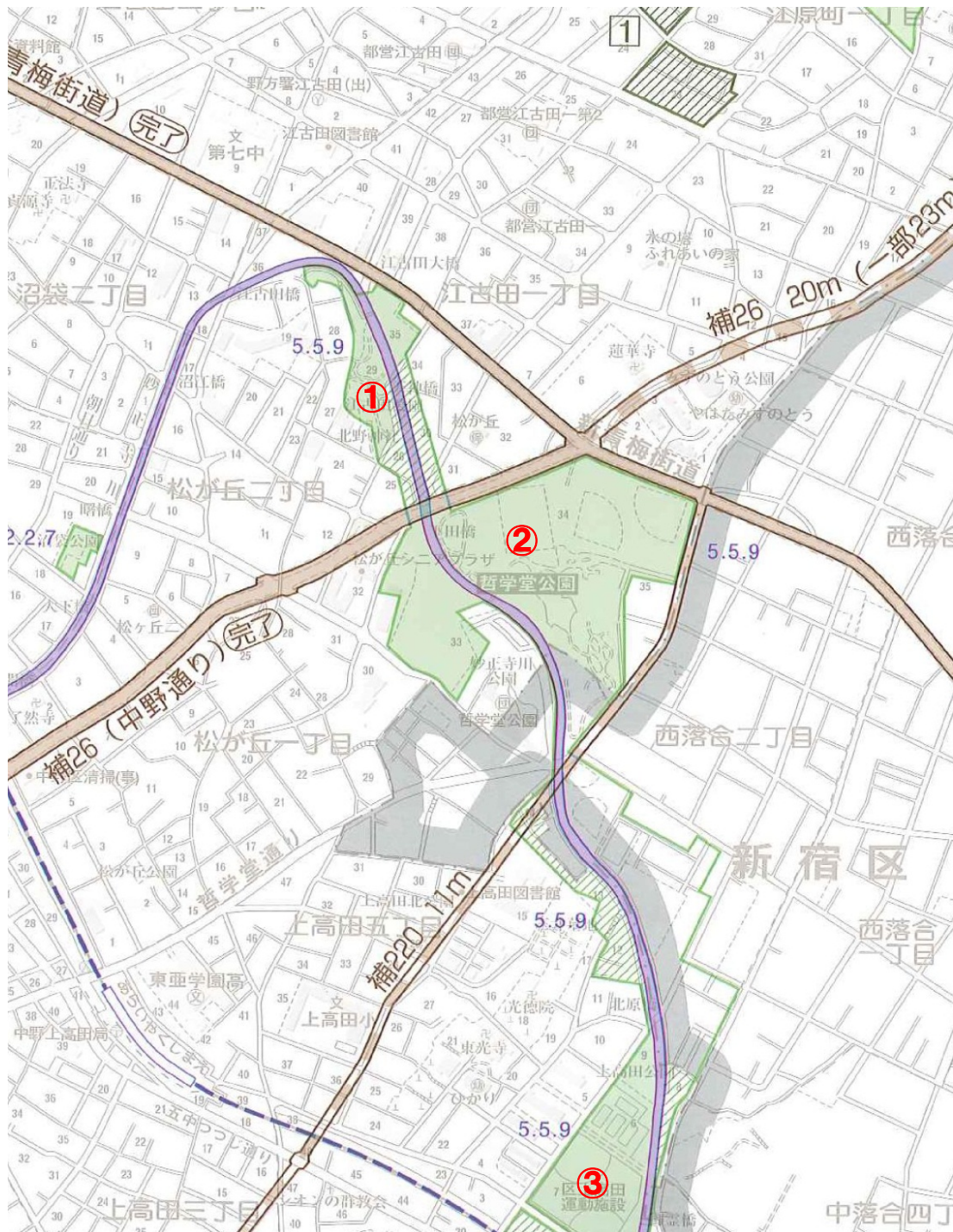


図1-2-3：哲学堂公園の都市計画図

(3) 東京都名勝範囲の土地所有区分

哲学堂公園は中野区立公園であるが、一部、新宿区有地と国有地が含まれている。東京都より移管されて以来、中野区立公園として、一体的に維持管理されてきた。東京都指定名勝哲学堂公園の文化財としての管理は、平成21年5月20日付で新宿区より中野区に委任された。

なお、国有地は名勝範囲には、含まれていない。



図 1-2-4 : 東京都名勝範囲の土地所有区分図

第2章 哲学堂公園の構成

2-1 沿革

(1) 由来

哲学堂公園の歴史は、哲学者、井上円了が、明治37年「四聖堂」を建設したことから始まった。円了は、ここを退隠所と定め、その後、自己の精神修養場とするだけでなく、将来永く多数の人々の修養場にしたいと思い、さらに「六賢台」、「三学亭」を建設し、これらを総称して「哲学堂」としたことが、哲学堂の由来である。

「四聖堂」は東洋哲学の中から中国哲学の孔子、インド哲学の釈迦、西洋哲学の中から古代哲学のソクラテス、近世哲学のカントを、「六賢台」は日本の古代から聖徳太子、中世から菅原道真、中国の周代から荘子、宋代から朱子、インドの仏教から竜樹、仏教以外のバラモン哲学から迦毘羅仙を、「三学亭」は神道から平田篤胤、儒教から林羅山、仏教は釈迦をそれぞれ祀っている。

(2) 創設者 井上円了

井上円了は、安政5年(1858年)に新潟に生まれ、明治18年に東京大学文学部哲学科を卒業した。仏教哲学を研究し、文学博士の称号も受けた。哲学の普及に努めるとともに、海外視察などを通じて哲学は西洋の独占物ではなく、東洋にもあることを主張し、日本の哲学研究の基礎を築いたことでも、知られている。

また、新たな時代に対応するために、哲学による日本人の新たな「ものの見方・考え方」が必要と考え、同20年に東洋大学の前身である哲学館を創立し青年教育に力を尽くした。哲学館大学学長辞任後は、哲学堂を造り、各地を講演してまわったが、大正8年6月、講演先の中国大連で死去した。著述と教育による哲学の普及は、円了の生涯をかけた事業であった。その意思を息子である井上玄一が、受け継ぎ、哲学堂公園の拡張や著書の出版などを行った。

哲学者として著名な円了であるが、近代的な妖怪研究の創始者としても知られ、『妖怪学』『妖怪学講義』などでそれぞれの妖怪についての考察を深め、当時の科学では解明できない妖怪を「真怪」、自然現象によって実際に発生する妖怪を「仮怪」、誤認や恐怖感など心理的要因によって生まれてくる妖怪を「誤怪」、人が人為的に引き起こした妖怪を「偽怪」と分類し、例えば仮怪を研究することは自然科学を解明することであると考え、妖怪研究は人類の科学の発展に寄与するものという考えに至った。



東洋大学 HP

図 2-1-1：井上円了

(3) 歴史 (『資料編：1. 歴史 (変遷図)』参照)

表 2-1：哲学堂公園の変遷および出来事

年代	変遷および出来事
円了創設期	・ 明治 32 年 井上円了博士 土地購入 ・ 明治 36 年 井上円了が私財を投じて哲学堂を建立 ・ 「四聖堂」建設 ・ 精神修養公園とする ・ 「哲理門」、「六賢台」、「三学亭」、「常識門」、「髑髏庵」、「無尽蔵」建設 ・ 明治 42～45 年 宇宙館、絶対城、鬼神窟など建設 ・ 大正 2～4 年 井上円了、『哲学堂独案内』を刊行 ・ 大正 4 年 井上円了、『哲学堂図書館図書目録』を刊行 ・ 大正 5 年 川の対岸に「星界洲」を開設し、「望遠橋」と「観象梁」を架す ・ 大正 7 年 「硯塚」を設置し、ほぼ現在の形が完成 ・ 大正 8 年 中国・大連にて講演中に倒れ、逝去
財団運営期	・ 大正 8 年 遺言により財団法人哲学堂を設立 ・ 大正 10 年 庭球場を新設 ・ 大正 15 年 井上玄一、「哲学堂拡張私案」を発表 ・ 昭和 6 年 野球場を新設。庭球場、六面に拡張 ・ 星海洲に接した鏡花園と梅林が完成 ・ 昭和 7 年 報知新聞社主催の「東京名勝 選外十六景」のうち、第 11 位となり、記念碑が建立される ・ 昭和 8 年 「天狗松」が枯死、伐採する ・ 昭和 13 年 妙正寺川が氾濫し、哲学堂の石段の中段まで浸水。「観象梁」が流出。 ・ 昭和 16 年 出水により、「唯物園」に甚大な被害。「望遠橋」が流出。 ・ 財団法人哲学堂事務所より『哲学堂』を刊行。井上玄一、「哲学堂外苑計画」を発表 ・ 昭和 19 年 東京都に寄付
都立公園期	・ 昭和 21 年 都立公園として開園 ・ 昭和 22 年 哲学堂宣揚会が実質的に設立される ・ 昭和 22 年 都が運動施設部分を追加開園 ・ 昭和 43 年 プール設置に関する請願を提出するも不採択 ・ 井上玄一、哲学堂宣揚会から『哲学堂案内』を刊行 ・ 昭和 50 年 都が東洋大学から残地を買収
中野区立公園期	・ 昭和 50 年 都から中野区に移管「中野区立哲学堂公園」となる ・ 昭和 59 年 古建築物 6 棟（哲理門、四聖堂、六賢台、三学亭、宇宙館、絶対城）の文化財的価値の調査 ・ 古建築物 6 棟を中野区有形文化財に指定 ・ 文化財 6 棟の修復工事を実施 ・ 昭和 60～63 年 ルネッサンス構想を策定 ・ 昭和 62 年 前記 6 棟以外の古建築物 6 棟（常識門、髑髏庵、鬼神窟、無尽蔵、演繹観、四阿）の文化財的価値の調査 ・ 昭和 63 年 石造物などの文化財的価値の調査 ・ 古建築物 6 棟と公園自体（時空岡、唯心庭、唯物園の区域）を中野区有形文化財に指定 ・ 哲学堂公園運営協議会を設置 ・ 平成元年 構想に基づき公園成立時の時代考証 ・ 中野区歴史民俗資料館が開館し、哲学堂公園所蔵の陳列物を移管 ・ 平成 2～4 年 ルネッサンス整備工事実施 ・ 平成 12 年 梅林改修工事竣工 ・ 平成 21 年 東京都名勝指定 ・ 群像彫刻「哲学の庭」設置

(4) 名勝指定の状況

1) 名勝

平成 21 年 2 月 19 日 東京都教育委員会で、東京都の名勝に指定

【指定理由】

『哲学堂公園は、哲学者井上円了が精神教育、社会教育の「精神修養的公園」として、全体を哲学空間の概念を体現する場として創立した他に類を見ない空間(公園)である。四聖堂・六賢台・宇宙館などの堂宇は周囲の景観とも良く調和している。広く都民に親しまれた名所であり、学術的価値も高い。』

東京都指定名勝範囲



指定面積	指定座標地点	面積	備考
中野区	S25 * S23-5 * S19 * K49 * F * S41 * S35 * K10 を結ぶ範囲の中	28,723.9 m ² 求積 C (44,123.7 m ²) から K49 * S51-1 * F を結ぶ 三角形、S51-1 * S41 * F を結ぶ三角形、S51-1 * S45 * S41 を結ぶ範囲の求積 (51 から 57) 面積を除いた面積	F は S51-1 と S23-5 を結ぶ 直線 (S51-1 * S23-5 * S41 を結ぶ三角形の底辺) へ S41 から垂下する交点 (S41 * F は同三角形の高さ) を 仮称する。
新宿区	S29 * S25-1 * K13 を 結ぶ区画	3,585.0 m ² 求積 B の範囲	

*昭和 49 年 1 月 30 日東京都作成求積図(中野区保管)による座標点による。

図 2-1-2: 哲学堂公園の指定名勝範囲

2-2 哲学堂公園の構成

(1) 哲学堂 7 7 場 (『資料編：2. 哲学堂 7 7 場の改修状況』参照)

哲学堂公園は、「四聖堂」の落成から始まり、「硯塚」の建設まで、円了の生存中に続けられた。その際、来園者が哲学の世界を理解できるように、建造物、石造物、地象、植物、空間など、それぞれに哲学と関係のある概念を名称として附した。

これらをまとめて「哲学堂 7 7 場」とした。

哲学堂 7 7 場について、現況を調査し、保存や管理状態を評価した。

哲学堂 7 7 場の現況や保存状態について、き損や劣化の度合いと場所ごとに整理したものを以下の表 2-2-1 に示す。また、消失したものについても以下の表に含める。

表 2-2-1：7 7 場の保存状況

		台地上の中央庭園	妙正寺川に面した斜面地	妙正寺川沿いの低地
現存するもの	激しいき損・劣化	常識門、鬼神窟、接神室、 <u>霊明閣</u> 、 <u>時空岡</u> 、 <u>四聖堂</u> 、 <u>絶対城</u> 、 <u>観念脚</u> 、 <u>相对溪</u> 、 <u>理外門</u> 、 <u>宇宙館</u> 、 <u>皇国殿</u>	筆塚、 <u>懷疑巷</u> 、 <u>経験坂</u> 、 <u>感覚巒</u> 、 <u>三祖苑</u> 、 <u>三字壇</u> 、 <u>認識路</u>	唯物園、 <u>客観廬</u> 、 <u>理化潭</u> 、 <u>博物隠</u> 、 <u>観象梁</u> 、 <u>神秘洞</u> 、 <u>狸燈</u> 、 <u>造化爛</u> 、 <u>二元衢</u> 、 <u>学界津</u> 、 <u>独断峽</u> 、 <u>唯心庭</u> 、 <u>心字池</u> 、 <u>心理崖</u> 、 <u>理性島</u> 、 <u>鬼燈</u> 、 <u>主観亭</u> 、 <u>倫理淵</u> 、
	軽いき損・劣化	哲学関、 <u>真理界</u> 、 <u>一元牆</u> 、 <u>哲理門</u> 、 <u>觸體庵</u> 、 <u>復活廊</u> 、 <u>唱念塔</u> 、 <u>六賢台</u> 、 <u>聖哲碑</u> 、 <u>記念碑</u> 、 <u>理想橋</u> 、 <u>幽霊梅</u> 、 <u>三学亭</u> 、 <u>硯塚</u> 、 <u>無尽蔵</u> 、 <u>向上楼</u> 、 <u>万象庫</u> 、(四阿)	<u>三祖碑</u> 、 <u>直覚径</u> 、 <u>論理域</u> 、 <u>演繹観</u>	<u>物字壇</u> 、 <u>進化溝</u> 、 <u>数理江</u> 、 <u>後天沼</u> 、 <u>原子橋</u> 、 <u>自然井</u> 、 <u>概念橋</u> 、 <u>先天泉</u>
消失したもの		<u>鑽仰軒</u> 、 <u>天狗松</u> 、 <u>百科叢</u> 、 <u>意識駅</u> 、 <u>帰納場</u> 、 <u>観察境</u>	<u>万有林</u> 、 <u>哲史蹊</u>	<u>望遠橋</u> 、 <u>星界洲</u> 、 <u>半月台</u>

※下線は、建造物を示す。

哲学堂 7 7 場はその構造から、建造物、石造物、地象、植物、空間の 5 つに分けて整理する。

1) 建造物

建造物は、77 場のうち 32 箇所と最も多い。建造物には、「四聖堂」や「哲理門」等の建築物と、「観象梁」等の橋梁、「三字壇」等の腰掛、「一元牆」の垣根に分けられる。また、建築物は同一の建物内であっても場所や用途によって分けて名称をつけていることから、実際には現存する建築物は、13 棟である（四阿は除く）。これらの建築物は、名勝哲学堂公園として東京都に指定される前は、中野区有形文化財に指定されるなど哲学堂公園を代表する施設である。また、建築物のなかでも「四聖堂」は、100 年以上の間、大規模な改修が行われていないことや、「霊明閣」、「絶対城」、「宇宙館」、「主観亭」、「客観廬」など一部には損傷が見られる。

◇^{サンギョウケン}鑽仰軒（3：門戸を監守する建物） ※：左記番号は、P 23～27 の図表の番号に対応する。

- ・門戸を監守する建物であったが、現在は消失した。

◇^{テツリモン}哲理門（4：哲学堂の正門）

- ・垂木破風と軒先部の接合部分に穴がある。
- ・瓦ひら面の漆喰の一部が剥れている。
- ・石基礎の上の柱脚が腐朽した為、モルタルで修理している。



11.07.26



11.08.10



11.08.10

図 2-2-1：哲理門

◇^{イチケンシヨウ}一元牆（5：境界の垣根）

- ・部分的な破損や全体的な傷みが見られる。



11.07.26

図 2-2-2：一元牆

◇^{シヨウシキモン}常識門（6：来館者の入口の門）

- ・通用門の基礎の根切れの腐食が激しく、門扉の金具及び掛軸の取付部が傷んでいる。
- ・一部門扉の取付部にモルタル修理した形跡がある。
- ・両脇の建仁寺垣が傷んでいる。



11.07.26



11.07.26



11.07.26

図 2-2-3：常識門

◇^{トウロウアン} 觸髅庵（7：入園受付の建物）、^{フツカフコロウ} 復活廊（8：觸髅庵と鬼神窟つなぐ、細長い廊下）

- ・保存状態が良い。



11.07.26



11.07.26



11.08.10

図 2-2-4：觸髅庵、復活廊

◇^{キシンクワ} 鬼神窟（9：二階作りの客室）、^{キョウシンシツ} 接神室（10：鬼神窟の一階）、^{レイメイカウ} 霊明閣（11：鬼神窟の二階）

- ・H23. 3. 11 の地震により霊明閣(鬼神窟の 2 階)の漆喰壁が部分剥落し、その後掻き落とした形跡がある。
- ・縁側のガラス戸のガラスが割れている。



11.08.10



11.08.10



11.08.10

図 2-2-5：鬼神窟、接神室、霊明閣

◇^{シキイトウ} 四聖堂（15：四聖が祭られている建物）

- ・100 年以上、大規模な修復を行っていないため、縁材（浜縁材）、金物などや跳ね上げ戸（蓐戸）、丁番、漆喰壁など、建物全体に傷みが激しい。
- ・縁（浜縁）の束柱の一部が腐朽している。
- ・漆喰壁の一部が剥落している。
- ・屋根面戸部に隙間が出ている。
- ・浜縁に樹脂性シートが敷かれている為に、甲板の傷みが進行している。



11.07.26



11.10.12



11.08.10

図 2-2-6：四聖堂

◇^{ロクケンダイ}六賢台（17：東洋の六賢人を祭った赤い三層六角形の建物）

- ・基礎大谷石が風化している。
- ・外壁塗装の一部が剥れている。特に水切鉄板の塗装が剥れている。
- ・内壁に水平クラックが入っている。
- ・3階ベンチの一部が反っている。



11.07.26



11.08.10



11.08.10

図 2-2-7：六賢台

◇^{サンジダン}三字壇（24：三祖碑の前にある石造りの腰掛け）

- ・すべての壇において大理石の淵石が欠けており、壇の側面に張られたレンガも劣化している。
- ・壇の下の台座コンクリートの数カ所にひびが入っている。



11.10.17



11.07.26



11.07.26

図 2-2-8：三字壇

◇^{キョクワンロ}客観廬（29：物字壇の側にある休息所）

- ・樹木が周りに多く日陰になり、屋根や隅木にコケが発生し始めている。さらに、軒先板段積みと垂木の一部が腐朽している。
- ・柱脚袴金物が腐食し始めている。
- ・屋根材のシングル葺きは、耐用年数が過ぎている。
- ・ベンチの座面のみを改修した形跡がある。



11.07.26



11.07.26



11.08.10

図 2-2-9：客観廬

◇観象梁 (34: 妙正寺川にかかる橋)

- ・保存状態が良い。
- ・当時の構造の詳細は不明である。



11.07.26

図 2-2-10: 観象梁

◇望遠橋 (35: かごをロープで引いて渡す橋)

- ・当時はかごをロープで引いて渡す橋であったが、妙正寺川の氾濫により消失した。

◇半月台 (37: 建築物)

- ・建築物であったが、消失した。詳細は不明である。

◇原子橋 (41: 後天沼に架かる橋)

- ・橋脚の水際部がやや損傷している。



11.07.26



11.07.26



11.07.26

図 2-2-11: 原子橋

◇概念橋 (53: 心字池に架かる橋)

- ・保存状態は良いが、当時の姿と異なる。



11.07.26

図 2-2-12: 概念橋

◇主観亭 (55: 池の湖畔の高所にある休息所)

- ・樹木が周りに多く日陰になり、屋根や隅木に多少コケが発生している。さらに、軒先板段積みと垂木の一部が腐朽している。
- ・柱脚袴金物が腐食し始めている。
- ・屋根材のシングル葺きは、耐用年数が過ぎている。
- ・スツールのみ取り替えた形跡がある。
- ・周りを低木類に囲まれている。
- ・乱石舗装の基礎の均しコンクリートが地面から露出している部分がある。



11.07.26



11.07.26



11.08.10

図 2-2-13: 主観亭

◇演繹観 (59: 認識路の途中の傘形の休息所)

- ・保存状態が良い。



11.07.26

図 2-2-14: 演繹観

◇帰納場 (60: 丘にある三脚の休息台)

- ・三脚の休息台であったが、消失した。

◇意識駅 (61: 二脚の腰掛)

- ・当時は二脚の腰掛があり、田園風景の眺望があったが、周辺の宅地開発によって、失われた。

◇絶対城 (62: 読書室の建物)、観念脚 (64: 絶対城の二階の閲覧室)、観察境 (65: 展望台)

- ・束石(独立基礎)を受けている土台大谷石が、全体的に激しく風化している。一部束石が浮いたため、モルタル充填修理している箇所がある。
- ・聖哲碑の右柱に付く梁が少し抜けかかっている。
- ・1階格子戸の滑車が磨耗して、動きにくくなっている。
- ・入口屋根部分に当時観察境(展望台)があったが、撤去されたままになっている。



11.08.10



11.08.10



11.10.12

図 2-2-15: 絶対城、観念脚、観察境

◇理想橋 (68: 相対溪に架かる石橋)

- ・モルタルの水切りにひび割れがある。



11.07.26



11.07.26



11.10.17

図 2-2-16: 理想橋

◇理外門 (69: 裏門にあたる小門)

- ・木が腐食して、著しく劣化している。



11.07.26

図 2-2-17: 理外門

◇宇宙館^{ウチウツカン}（71：講義室）、皇国殿^{コウコクテン}（72：宇宙館の内室）

- ・はめ込み横戸（薮戸）の塗装が剥離し、下地の鉄板に錆びが出ている。さらに、はめ込み横戸（薮戸）が動き難くなっている。
- ・数ヶ所の内部柱脚に、腐朽のため圧縮破損を起こしている。
- ・東側外周の地表面が、浸食している。



11.07.26



11.08.10



11.08.10

図 2-2-18：宇宙館、皇国殿

◇三学亭^{サンガクテイ}（73：日本的な神道、儒教、仏教から、三人の大家を祭った三角形の四阿）

- ・木の柱、軒桁に傷みが見られる。
- ・屋根本葺瓦の素丸瓦 1 カ所が抜けている。
- ・外周の大谷石が転んでいる。
- ・石額が風化している。



11.07.26



11.10.12



11.10.12

図 2-2-19：三学亭

◇無尽蔵^{ムジンザウ}（75：哲理門のすぐ近くのある陳列所）、向上楼^{コウシヨウロウ}（76：無尽蔵の二階）、
万象庫^{ハクショウコ}（77：無尽蔵の一階）

- ・登り梁と横架材が痩せたため、平板金物が外れている。（向上楼）
- ・建具/雨戸、格子ガラス窓、建具枠共修復されている。



11.08.10



11.08.10



11.08.10

図 2-2-20：無尽蔵、向上楼、万象庫

2) 石造物

石造物は、12箇所全ての全てが残存している。「硯塚」や「筆塚」、「狸燈」や「鬼燈」等のユニークなものがある。また、「狸燈」や「鬼燈」は頭上の一部破損しているものが存在する。

◇^{テツカノカミ}哲学関（1：入口の門柱）、※：左記番号は、P 23～27 の図表の番号に対応する。

^{シンリカイ}真理界（2：哲学関と対をなしている入口の門柱）

- ・上部がやや内側に傾いている。
- ・哲学堂 7 7 場の入口の門として汚れが目立つ。



11.07.26

11.07.26

図 2-2-21: 哲学関(左)、真理界(右)

◇^{ショウモンタウ}唱念塔（16：四聖堂内の石柱）

- ・保存状態が良い。



11.08.10

図 2-2-22：唱念塔

◇^{フデヅツ}筆塚（18：筆の石碑）

- ・周辺の表土が流出することで、基礎の下部のコンクリートが地面から露出している。



11.07.26



11.07.26

図 2-2-23：筆塚



11.07.26

◇^{サンゾヒ}三祖碑（25：哲学の元祖の三人の肖像を彫刻した石碑）

- ・多少、汚れが見られるが、保存状態が良い。



11.07.26

図 2-2-24：三祖碑

◇狸燈（39：狸の灯籠）、鬼燈（52：鬼の灯籠）

- ・当時は、狸燈のふところ、鬼燈の上部に灯籠があったが、現在は破損し、消失している。
- ・汚れが目立つ。



11.09.15

図 2-2-25：狸燈（左）、鬼燈（右）

◇聖哲碑（63：絶対城内にある四聖の肖像碑）

- ・多少、汚れが見られるが、保存状態が良い。

◇記念碑（66：絶対城の前にある唐子の碑）

- ・多少、汚れが見られるが、保存状態が良い。

◇硯塚（74：硯の石碑）

- ・多少、汚れが見られるが、保存状態が良い。



11.08.10



11.07.26



11.07.26

図 2-2-26：聖哲碑（左）、記念碑（中）、硯塚（右）

3) 地象

地象は「自然井」や「心字池」、「進化溝」などの池泉や流れ、「神秘洞」や「心理崖」などの石窟や石積などで16箇所ある。妙正寺川沿いの低地に多く、これまでに妙正寺川の氾濫や河川改修の影響を受け、ルネッサンス整備事業により復元された。「神秘洞」や「心理崖」、斜面の石積などは、樹木の根が構造物に侵入し部分的に破損している。また、「相対溪」という堀は、長い間管理されず土砂で埋もれている。

◇^{シンキョウ}進化溝（30：水を引いて造られた溝）、^{リカタン}理化潭（31：水を湛えた池）、

^{ハクフツタイ}博物隄（32：溝の沿って造られた山側の堤） ※：左記番号は、P23～27の図表の番号に対応する。

- ・斜面上部からの石や土砂が崩れ落ち、進化溝（流れ）の護岸が崩れる、または土砂が堆積し埋もれる恐れがある。
- ・斜面から流れた土砂が進化溝（流れ）に入ること、水質の悪化や清掃などに手間がかかる。
- ・理化潭の排水口に落葉などが詰まり、応急的にグレーチングを設置している。



11.07.26



11.10.17



11.07.26

図 2-2-27：進化溝（左）、理化潭（中）、博物隄（右）

◇^{ミョウジヨウ}数理江（33：妙正寺川）

- ・妙正寺川を指し、河川改修により当時の姿と変わっている。



11.07.26

図 2-2-28：数理江

◇^{セイカイ}星界洲（36：川の対岸の域）

- ・川の対岸の域を指すが、詳細は不明である。消失している。

◇^{シンキョウドウ}神秘洞（38：進化溝の左にある石窟）

- ・斜面下に存在する石窟は、斜面上部より石や土砂が崩れ落ち、開口部の一部を閉塞する。
- ・不安定な斜面に生えた樹木は樹木自体を支えるため根を地中深くに張り、その樹木の根により内部天井の切石が圧迫され、内部の一部が崩壊している。
- ・神秘洞周辺では溶岩が石積みとしてあったが、現在は土砂が堆積し地中に埋もれ、その姿が見えなくなっている。



11.07.26

図 2-2-29：神秘洞

◇^{コウテンショウ}後天沼（40：狸燈の傍らにある小さな池）

- ・護岸裏の舗装がなくなり、防水シート及び天端石の裏込めが露出している。
- ・河床には、落葉が一面に広がっている。



11.07.26



11.10.17



11.07.26

図 2-2-30：後天沼

◇^{シセンイ}自然井（42：天然泉）

- ・保存状態が良い。
- ・河川改修により、湧水が枯れ、現在はポンプで水を循環させている。



11.07.26

図 2-2-31：自然井

◇^{シンジイタ}心字池（48：唯心庭の中央にある池）

- ・河川改修により池の形状は変わったが、施設の状態は変わらない。



11.07.26

図 2-2-32：心字池

◇^{リンリエン}倫理淵（49：心字池の淵）、^{リセイジマ}理性島（51：池の中心の小島）

- ・詳細が不明である。

◇^{シンリガイ}心理崖（50：山側の崖）

- ・石積みの一部が損傷している。



11.10.17

図 2-2-33：心理崖

◇^{センテンセン}先天泉（54：天然泉）

- ・元々石で隠していた排水柵のグレーチングが露出している。
- ・河川改修により、湧水が枯れ、現在はポンプで水を循環させている。



11.07.26



11.10.17



11.07.26

図 2-2-34：先天泉

◇^{ソウタイケイ}相対溪（67：水のない溝）

- ・土砂により、堀が埋もれた状態である。
- ・一面に落葉が堆積している。



11.07.26

図 2-2-35：相対溪

4) 植物 ※：下記番号は、P 23～27 の図表の番号に対応する。

植物は、「^{テンクマツ}天狗松」（12：高い松の木）、「^{ヒキツカソウ}百科叢」（14：木陰の草木）、「^{ハンユウリン}万有林」（12：松林）、「^{フツシツカン}物字壇」（28：「物」の字が造形された場所）、「^{ユウレイバイ}幽霊梅」（70：理想橋の脇にある梅の木）の5箇所である。「天狗松」、「百科叢」、「万有林」はいずれも環境の変化により消失し、現存しない。また、初代「幽霊梅」も消失しており、現在2代目が、植えられている。



11.07.26



11.07.26



11.07.26

図 2-2-36：幽霊梅（左）、物字壇（中）、百科叢（右）

5) 空間

空間は、16 箇所を数えるが他の種別のもと重複し、それらを除くと 11 箇所である。空間には「時空岡」や「懷疑巷」、「感覚嚮」などの大小の広場や、「経験坂」や「直覚径」、「認識路」などの坂道やなどを示すものがある。また、妙正寺川沿いの低地では、「唯物園」、「唯心庭」などの区域を示すものがある。

◇^{シウクウコウ}時空岡（13：四聖堂周辺の平地） ※：左記番号は、P 23～27 の図表の番号に対応する。

- ・雨水の浸食により舗装面の劣化している。
- ・一部、苔が生えて、滑りやすい状態である。



11.07.26

図 2-2-37：時空岡

◇^{サンソエン}三祖苑（23：三祖碑のある庭園）

- ・南側（斜面下方）において斜面上部からの雨水の浸食による段差が生じている。
- ・現在はその高低差を解消する土留（簡易木柵）が設置されているが、構造が簡易で老朽化のため崩壊する恐れがある。
- ・三祖苑周辺では溶岩が修景的な石積みとしてあったが、現在は土砂が堆積し地中に埋もれ、その姿が見えなくなっている。



11.09.15

図 2-2-38：三祖苑

◇^{カイギョウ}懷疑巷（19：唯物園と唯心庭へ続く道の分岐点）、^{ケイケンサカ}経験坂（20：唯物園に進む石の階段の坂道）、^{カンカクラン}感覚巒（21：経験坂から唯物園に行く途中の場所）、^{ニケンカ}二元衢（44：唯物園と唯心庭への道の岐路）、^{チョウカクケイ}直覚径（56：唯心庭から丘への坂道）、^{ニンシキロ}認識路（57：唯心庭から丘へと迂回する坂道）、^{ロンリイキ}論理域（58：唯心庭から丘周辺）

- ・雨水の浸食により舗装面の劣化、谷側の路肩が一部崩壊している。
- ・柵の基礎や柱の倒壊などの恐れや危険性がある。



11.07.26



11.07.26



11.07.26

図 2-2-39：懷疑巷（左）、経験坂（中）、感覚巒（右）



11.07.26



11.07.26



11.07.26

図 2-2-40：二元衢（左）、直覚径（中）、認識路（右）

◇^{テフシキイ}哲史蹊（26：万有林という松林に設けた哲学の小道）

- ・詳細は不明である。

◇^{ユイフツエン}唯物園（27：物字壇のある庭園）、^{ユイシンテイ}唯心庭（47：心字池の一带の庭園）

- ・雨水の浸食により舗装面の劣化している。



11.07.26



11.07.26

図 2-2-41：唯物園（左）、唯心庭（右）

◇^{カクキョウ}学界津（45：二元衢より下にある水辺あたり）

- ・詳細が不明である。

◇造化爛 (43: 川に沿って唯心庭に行くところの断崖一帯)、
独断峡 (46: 断崖を切り開いた道) の石積み

- ・周辺の表土が流出することで基礎の一部が露出したり、裏込めが浸食されたりするなどの被害を受けている。
- ・基礎下部は損傷が見られる。
- ・石積みの上に生えた樹木の管理が難しいことから、根が石積みの本体まで生長し、石積みの構造を破損している。
- ・土砂が流出し続けた場合、石積が崩壊する恐れがあり、大変危険である。



図 2-2-42: 造化爛、独断峡の石積み

【哲学堂 77 場の配置】

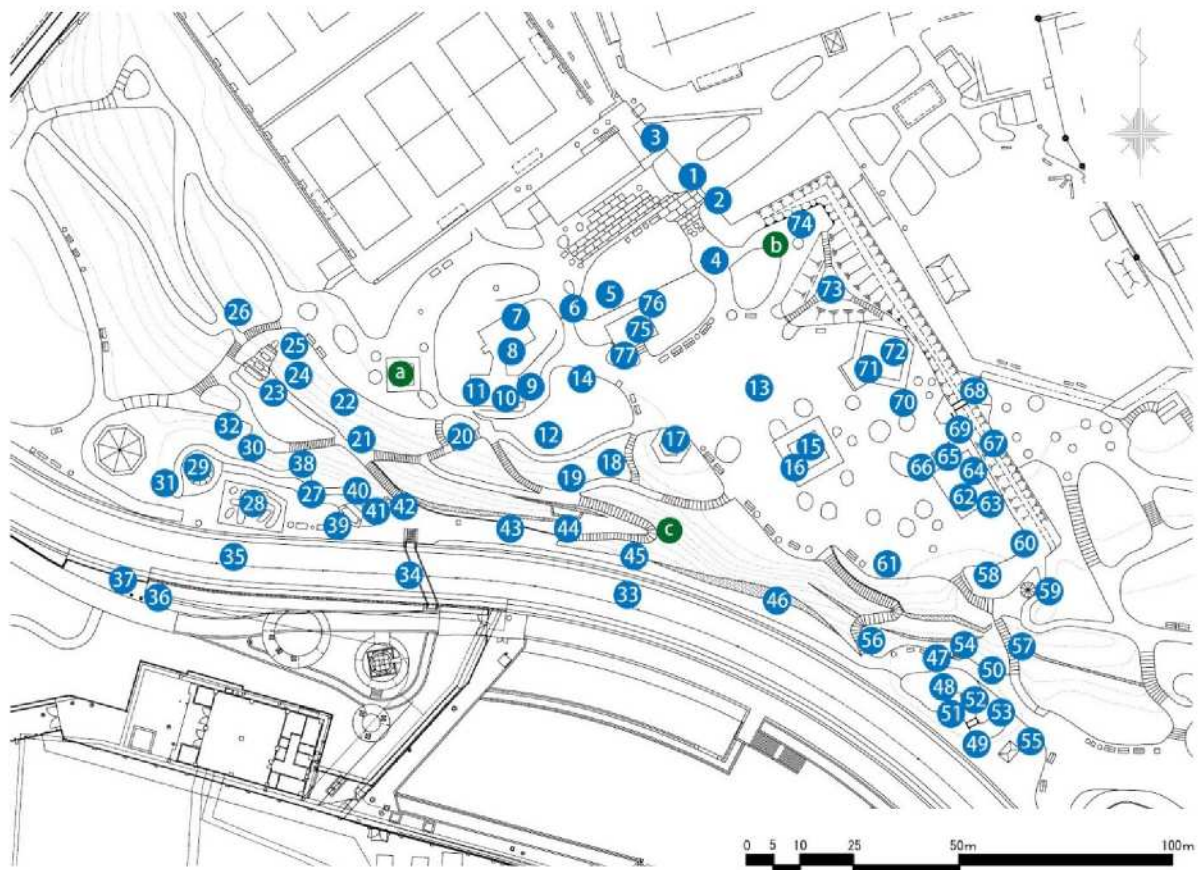


図 2-2-43: 哲学堂 77 場の配置

表 2-2-2：哲学堂 7 7 場の概要（1/4）

No	名称	付帯物	種別					概要
			建造	石造	地象	植物	空間	
1	哲学関 テツカカン	説		○				・入口の門柱(石柱)
2	真理界 シンリカイ	説		○				哲学関と対をなしている入口の門柱(石柱)
3	鑽仰軒 サンキョウケン	標	●					・門戸を監守する建物
4	哲理門 テツリモン	標・説	○					・哲学堂の正門 ・両脇に幽霊と天狗の像あり ・昭和60～63年の修復事業で改修
5	一元牆 イチゲンショウ	標・説	○					・境界の垣根。現在は四ツ目垣。
6	常識門 ジョウシキモン	標・説	○					・御簾垣に挟まる来館者の入口の門 ・平成3年の修復事業で改修
7	髑髏庵 ドクロアン	標・説	○					・以前は入園受付として使用した建物 ・現在は集会場として利用 ・平成3年の修復事業で改修
8	復活廊 フッカツロウ	●	○					・髑髏庵と鬼神窟つなぐ、細長い廊下 ・平成3年の修復事業で改修
9	鬼神窟 キンクツ	説	○					・二階作りの客室 ・現在は集会場として利用 ・平成3年の修復事業で改修
10	接神室 セッシンシツ	●	○					・鬼神窟の一階 ・平成3年の修復事業で改修
11	霊明閣 レイメイカク	標(木)	○					・鬼神窟の二階 ・平成3年の修復事業で改修
12	天狗松 テングマツ	標・説				●		・高い松の木(現在はなし)
13	時空岡 ジクウコウ	標・説					○	・四聖堂周辺の平地
14	百科叢 ヒヤッカソウ	標・説				●		・当時は木陰の草木 ・現在は霊明閣から観る庭園として管理
15	四聖堂 セイテイドウ	標・説	○					・四聖(孔子、釈迦、ソクラテス、カント)が祭られている建物 ・哲学堂で最初に建造された建物 ・昭和60～63年の修復事業で改修
16	唱念塔 ショウネンタウ	●		○				・四聖堂内の石柱
17	六賢台 ロクケンダイ	標・説	○					・東洋の六賢人を祭った赤い三層六角形の建物 ・昭和60～63年の修復事業で改修
18	筆塚 フデヅカ	説		○				・筆の石碑
19	懷疑巷 カイギコウ	標・説					○	・唯物園と唯心庭へ続く道の分岐点
20	経験坂 ケイケンザカ	標・説					○	・唯物園方向に進む石の階段の坂道
21	感覚巒 カンカクラン	標・説					○	・経験坂から唯物園に行き着くまでの途中の場所
22	万有林 バンユウリン	標				●	●	・松林(現在はなし)

※ ○：現存
●：消失または不明
標：石標
説：説明板

表 2-2-2：哲学堂77場の概要（2/4）

No	名称	付帯物	種別					概要
			建造	石造	地象	植物	空間	
23	三祖苑 サンゾエン	説					○	・三祖碑のある庭園
24	三字壇 サンジダン	●	○					・三祖碑の前にある石造りの腰掛け
25	三祖碑 サンソヒ	●		○				・哲学の元祖の三人の肖像を彫刻した石碑
26	哲史蹊 テツシケイ	●					●	・万有林という松林に設けた哲学の小道
27	唯物園 ユイブツエン	標・説					○	・物字壇のある庭園 ・平成3年～4年の修復事業で改修
28	物字壇 ブツジダン	標				○		・「物」という字が「ユルヒゲ」で造形された場所
29	客観廬 キヤクカンロ	標	○					・物字壇の側にある休息所 ・平成4年の修復事業で改修
30	進化溝 シンカコウ	標			○			・神秘洞から水を引いて造られた溝 ・W=1m、水深5cm程度の流れ（循環） 平成3～4年の修復事業で改修
31	理化潭 リカタン	標			○			・当時は神秘洞から流れ出る水を湛えた池 ・平成3年～4年の修復事業で改修
32	博物隄 ハクブツテイ	標			○			・溝の沿って造られた山側の堤 ・平成3年～4年の修復事業で改修
33	数理江 スウリコウ	●			○			・妙正寺川のことを指す ・河川改修により当時の姿と変わる
34	観象梁 カンショウリョウ	標・説	○					・妙正寺川にかかる橋 ・平成10年に鋼製の橋になる
35	望遠橋 ボウエンキョウ	標	●					・当時はかごをロープで引いて渡す橋
36	星界洲 セイカイス	標			●			・川の対岸の域 ・石標のみ残存
37	半月台 ハンゲツダイ	標	●					・建築物 （用途不明）
38	神秘洞 シンビトウ	説			○			・進化溝の左にある石窟
39	狸燈 リトウ	説		○				・狸の灯籠 ・以前は狸の上部に傘があった
40	後天沼 ゴウテンショウ	標			○			・狸燈の傍らにある小さな池 ・平成3年～4年の修復事業で改修
41	原子橋 ゲンシキョウ	標	○					・後天沼に架かる橋 ・平成3年～4年の修復事業で改修
42	自然井 シゼンセイ	標			○			・当時は天然泉 ・平成3年～4年の修復事業で改修 ・現在は井戸水を使用
43	造化爛 ゾウカカン	標					○	・自然井より川に沿って、唯心庭に歩むところの断崖一帯
44	二元衢 ニゲンク	標・説					○	・唯物園と唯心庭への道の岐路
45	学界津 ガクカイツ	標					●	・二元衢より下にある水辺あたり ・石標のみ残存

※ ○：現存
●：消失または不明
標：石標
説：説明板

表 2-2-2：哲学堂 77 場の概要（3/4）

No	名称	付帯物	種別					概要
			建造	石造	地象	植物	空間	
46	独断峡 ドクタンキョウ	標・説					○	・学界津から唯心庭への、もともと断崖であった場所を切り開いた道 ・山側に石積あり
47	唯心庭 ユイシンテイ	標・説					○	・心字池の一角の庭園 ・平成3年～4年の修復事業で改修
48	心字池 シンジイケ	標			○			・唯心庭の中央にある池 ・平成3年～4年の修復事業で改修
49	倫理淵 リンリエン	標			○			・心字池の淵
50	心理崖 シンリガイ	標			○			・山側の崖で石積がある
51	理性島 リセイジマ	標			○			・池の中心の小島
52	鬼燈 キトウ	説		○				・鬼の灯籠 ・以前は鬼の上部に灯籠があった ・平成3年～4年の修復事業で改修
53	概念橋 ガイネンキョウ	標・説	○					・心字池に架かる橋 ・平成3年～4年の修復事業で改修
54	先天泉 センテンセン	標・説			○			・当時は天然泉 ・平成3年～4年の修復事業で改修 ・現在は井戸水を使用
55	主観亭 シュカンテイ	標・説	○					・池の湖畔の高所にある休息所 ・平成4年の修復事業で改修
56	直覚径 チョウカクケイ	標・説					○	・唯心庭から丘への坂道
57	認識路 ニンシキロ	標・説					○	・唯心庭から丘へと迂回する坂道
58	論理域 ロンリイキ	標					○	・唯心庭から丘周辺
59	演繹観 エンエキカン	標・説	○					・認識路の途中の傘形の休息所 ・平成4年の修復事業で改修
60	帰納場 キノウジョウ	標	●					・丘にある三脚の休息台
61	意識駅 インキエキ	標・説	●				●	・二脚の腰掛
62	絶対城 ゼツタイジョウ	説	○					・読書室の建物 ・現在は展示品を陳列 ・昭和60～63年の修復事業で改修
63	聖哲碑 セイテツヒ	●		○				・絶対城内にある四聖の肖像碑
64	観念脚 カンネンキヤク	●	○					・絶対城の二階の閲覧室 ・昭和60～63年の修復事業で改修
65	観察境 カンサツキョウ	●	●					・絶対城にあった展望台 ・昭和60～63年の修復事業で改修
66	記念碑 キネンヒ	●		○				・絶対城の前にある唐子の碑
67	相对溪 ソウタイケイ	標			○			・水のない溝
68	理想橋 リソウキョウ	標・説	○					・相对溪に架かる石橋 ・平成3年～4年の修復事業で改修

※ ○：現存
●：消失または不明
標：石標
説：説明板

表 2-2-2 : 哲学堂 77 場の概要 (4/4)

No	名称	付帯物	種別					概要
			建造	石造	地象	植物	空間	
69	理外門 リガイモン	標・説	○					・哲学堂公園の裏門にあたる小門 ・平成3年～4年の修復事業で改修
70	幽霊梅 ユウレイバイ	標・説				○		・理想橋の脇にある梅の木
71	宇宙館 ウチュウカン	説	○					・哲学上の講話、または講習会を開催するための講義室 ・昭和60～63年の修復事業で改修
72	皇国殿 コウコクテン	説	○					・宇宙館の内室
73	三学亭 サンガクテイ	説	○					・日本的な神道、儒教、仏教から、三人の大家を祭った三角形の四阿 ・昭和60～63年の修復事業で改修
74	硯塚 ススリヅカ	説		○				・硯の石碑
75	無尽蔵 ムジンゾウ	標・説	○					・哲理門のすぐ近くのある陳列所 ・平成4年の修復事業で改修
76	向上楼 コウジョウロウ	●	○					・無尽蔵の二階 ・展示場として活用 ・平成4年の修復事業で改修
77	万象庫 バンショウコ	●	○					・無尽蔵の一階 ・展示場として活用 ・平成4年の修復事業で改修
a	四阿	●	○					・休憩所 ・「77場名称施設」以外の施設 ・平成4年の修復事業で改修
b	便所-1	●	●					・「77場名称施設」以外の施設 ・詳細不明 ・大正8年時は、存在していた。
c	便所-2	○	●					・「77場名称施設」以外の施設 ・外壁のレンガのみ存在する ・「人生必須之處在此」という石柱がある

※ ○ : 現存
 ● : 消失または不明
 標 : 石標
 説 : 説明板

(2) 地形

哲学堂公園がある中野区は、武蔵野台地の中央にあり、江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の5つの川に分けられた沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの小台地に分けられる。標高は、台地面では約40メートルのところが多く、神田川の流域などでは30メートル以下となっている。

哲学堂公園は、落合台地から妙正寺川までの斜面地を含んだ複雑な地形で構成され、北側の標高38m付近で広がりを持ち、周囲を見渡すことができる場所である。「台地上の中央庭園」(時空岡)、「妙正寺川に面した斜面地」(万有林)、「川沿いの低地」(唯心庭、唯物園)、「東部溪頭」(論理域)など高低差や地形の変化に富んだ場所である。妙正寺川に面した斜面は、10m～11mの高低差があり、急な傾斜地である。

また、中野区的地質は、表層を多量の腐植土を含む黒土層で覆われ、その下は関東ローム層とよばれる火山灰層が厚く堆積している。さらにその下には、れき層、東京層、三浦層の順になっている。

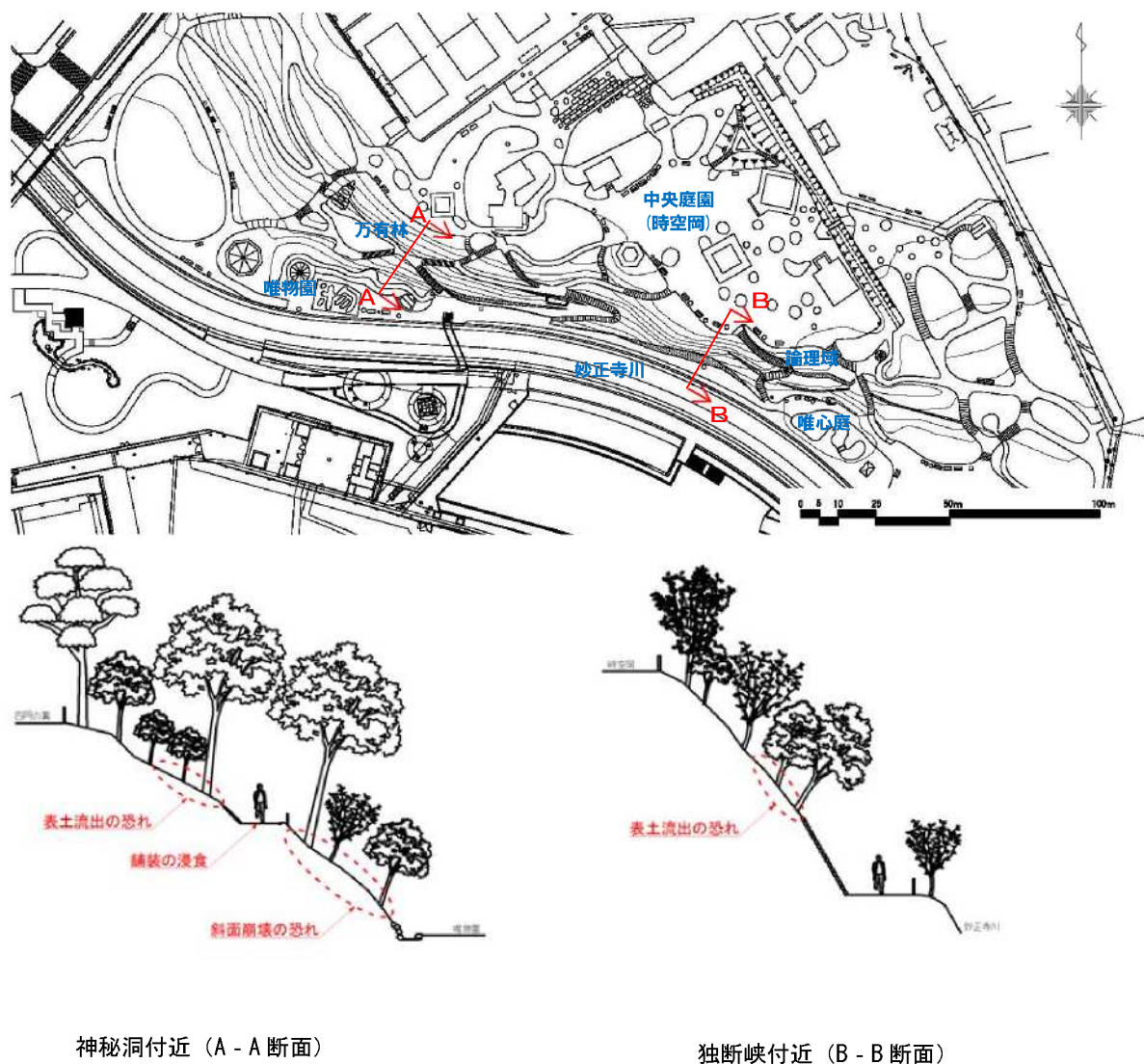


図 2-2-44：哲学堂公園の地形

(3) 植生 (『資料編：3. 植生』参照)

1) 植生調査結果

哲学堂公園の斜面の樹木は、ほぼ一本立ちが多く、萌芽再生したものは少ない。これは、現植生が薪炭林とは異なり、伐採などの頻繁な人為圧を受けずに、実生を起源とした初期段階からの遷移によるもの、あるいは、植栽されたものと考えられる。

周辺の二次林の構成種であるコナラ、ヤマザクラ、シデ類、林縁のパイオニア種であるエノキ、ムクノキ、潜在植生種のシラカシなどにより構成され、目立つものは緑化樹として植えられたクスノキ、トウネズミモチが多く生育する。

哲学堂公園の樹林は、戦中、あるいは、その直後に、現植生の起源が形成されたものと推察される。以下に哲学堂公園内の植生の特徴を示す。

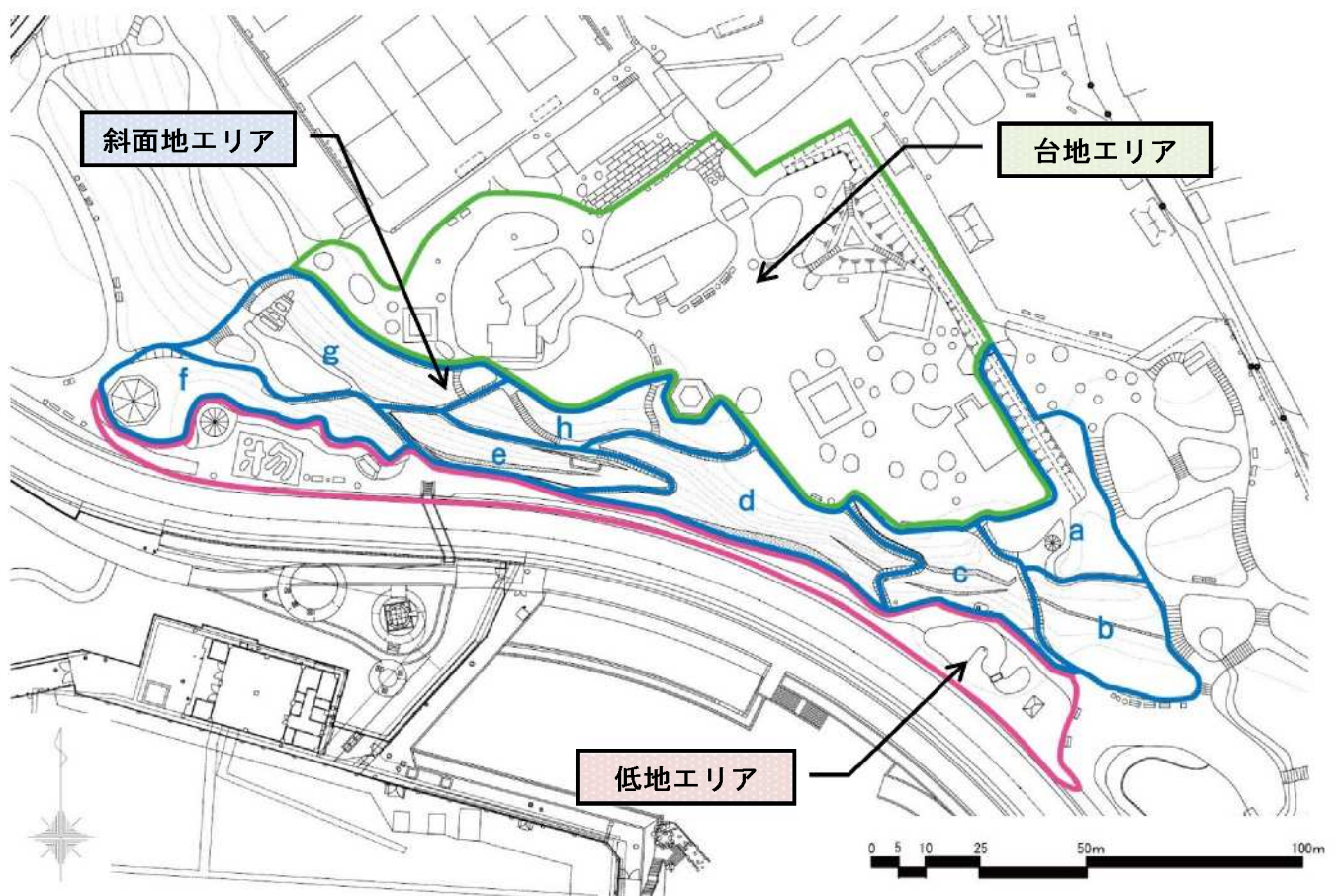


図 2-2-45：調査エリア

① 台地エリア

広場内の植物は、サクラを始めほとんどが植栽されたものと考えられる。広場外周部を中心に、かつてはこの辺の林を形成していたアカマツが所々見られる。また、広場内には、クロマツがあるが、これは、昭和初期にアカマツが枯れクロマツが植栽されたものと考えられる。

広場内の樹木は、生長した老木や、枯れたりする樹木がある。また、北側外周部や「三学亭」の斜面などでは、実生からなる樹木が生長し築山を覆う。

「時空岡」周辺及び一部の斜面地の通路脇にはクスノキが多い。大きく育つものや、接近して生育するものがある。このことは、戦後に植栽されたもの、さらにそれを母樹とした実生で生育したものがあると考えられる。

【構成種】

広 場：アカマツ、クロマツ、ソメイシノ、ウメ、クスノキ、ナミズキ、ハゼノキ、キンモクセイ、ヒャクシソ、イヌツゲ、モッコク、メタセコイヤ、アキギリ、ウツギ、サザンカ等

三学亭：イロハモジ、クスノキ、コナラ、アカマツ等

百科叢：ウメ、エゴノキ、イロハモジ、アカマツ、クロマツ等

外周部：イロハモジ、アカマツ、ソメイシノ、ヤマツバキ等



11.09.15

図 2-2-46：台地エリア

② 斜面地エリア

高木層は、コナラ、シデ類、シラカシ、ムクノキ、クスノキ等の大径木が点在する。斜面上部では広場に面してアカマツが生育し、比較的緩やかな斜面ではコナラ、やや急斜面ではシデの大径木が優占する。さらに、急斜面ではシラカシ、ヒサカキ、トウネズミモチ等の常緑広葉樹が優占する。その中でも、トウネズミモチは大きく生長し、高木層を構成する場所がある。また、通路沿いには、ほとんど自然分布ではみられないクスノキの大径木が見られる。哲学堂公園のクスノキは戦後に植栽され、一部実生から生育したと考えられる。

低木層は、急傾斜地においてアズマネザサ、その他は、ヒサカキ等の常緑樹が多い。ヒサカキ等は、萌芽再生したものが多く、ごく最近、高木層がしっかり形成された後に、人手が入ったものと思われる。また、トウネズミモチなども多く、これらは鳥類により、播種されたものと思われる。

a：「相対溪」周辺及び「時空岡」東側周辺の緩やかな斜面林

【構成種】クスノキ、アカマツ、イキギリ、イロハモジ、エノキ、コナラ、トウネズミモチ等

【林床】適度に刈り取られたアズマネザサが覆う

b：菖蒲池に接する緩やかな斜面林

【構成種】ソメイシノ、シラカシ、コウヨウゼン、シダモ、トウネズミモチ、モッコク等

【林床】アズマネザサや常緑広葉樹が覆う

c：「時空岡」東側周辺から「唯心庭」への緩やかな斜面林

【構成種】コナラ、シデ、ソメイシノ、ヤマツバキ、アカマツ、トウネズミモチ等

【林床】アズマネザサや常緑広葉樹が覆う



11.09.15

図 2-2-47：斜面地エリア

d : 「時空岡」周辺の緩やかな場所及び「時空岡」から「独断峡」への急な斜面林

【構成種】シデ, コナラ, シラカシ, スギ, エコノキ, トウネズミモチ等

【林床】アズマネササが覆うが、急斜面部は裸地である

e : 「懷疑巷」付近から「唯物園」までの急な斜面林

【構成種】クスノキ, シラカシ, シデ, ヤブツバキ, トウネズミモチ, シュロ等

【林床】アズマネササが覆うが、急斜面部は裸地である

f : 「唯物園」上部の急な斜面林

【構成種】クスノキ, シラカシ, イキヅリ, エノキ, エコノキ, ミズギ, トウネズミモチ, スギ等

【林床】常緑低木が生育するが地表面は裸地である

g : 四阿広場から「三祖苑」付近までの急な斜面林

【構成種】クスノキ, アカマツ, シラカシ, サワラ, ムクノキ, ヤマザクラ等

【林床】常緑低木が生育するが地表面は裸地である

h : 「時空岡」西側周辺の緩やかな斜面林

【構成種】クスノキ, アカマツ, シデ, シロダモ等

【林床】アズマネササが覆う

※. 下線は優占する樹種を示す。

③ 低地エリア

広場には、修景木が点在して植栽されている。また、広場と妙正寺川との狭い範囲に、トウネズミモチ、シラカシがところ狭しと、生えている。

【構成種】

唯物園：ヒマラヤンダー, イロハモジ, ソメイシノ, サルスベリ, ムラサキシギ等

唯心庭：イロハモジ, ミズギ, スダジイ, エノキ, ムクノキ等

妙正寺川沿い：ソメイシノ, シラカシ, トウネズミモチ, シロダモ,

ヤブツバキ等

斜面に接する場所：シラカシ, エコノキ等



11.07.08



11.10.17

図 2-2-48 : 低地エリア

2) 毎木調査の結果

哲学堂77場が配置されている範囲(万有林を除く)について、樹高3m以上の樹木の樹種、樹高、幹周を調査した。

調査結果は、62種1,139本で、そのうち針葉樹が75本、常緑広葉樹が830本、落葉広葉樹が219本、特殊樹木が2本、枯れ・不明が13本であった。常緑広葉樹が多く、全体の約73%を占める。

多い樹種は、トウネズミモチ(287本)、ヒサカキ(266本)でこの2種で全体の約49%を占める。次に多い樹種はシラカシ(100本)、クスノキ(52本)で常緑広葉樹が多い。また、落葉広葉樹では、エゴノキ、イヌシデ、ムクノキが多い。

樹木の規格は、幹周が180cmを超えるものが38本あるが、最も多い規格は幹周16cm~30cmで346本、幹周が15cmまでのものが283本で、幹周が30cmまでのものが全体の約55%を占める。

現地では、実生から発芽後間もない樹木は幹周15cmまでのものが多く、また、実生から生長しようやく根づいたという印象の樹木は幹周30cmまでのものが多い。調査樹木の概ね5割~6割が実生による樹木であると思われる。

また、ある程度生長した樹木として幹周31cm以上のものは、57種502本で、そのうち針葉樹が71本、常緑広葉樹が292本、落葉広葉樹が136本、特殊樹木が2本、枯れ・不明が1本であった。常緑樹広葉樹が多く、全体の約58%を占める。

多い樹種は、トウネズミモチ(108本)、クスノキ(47本)でこの2種で全体の約31%を占める。次に多い樹種はシラカシ(39本)、ヒサカキ(35本)である。幹周30cm以上の樹木でみると、以前に都市の緑化樹として多く植栽されたトウネズミモチ、クスノキが多く、次いで、潜在植生の構成種であるシラカシ、ヒサカキが多く、実生から生長したと思われる樹木が多く、植生管理がされていない樹林の特徴を表している。

表 2-2-3：樹木の規格別による比較

	全ての規格の樹木	幹周 31 cm以上の樹木	備 考
種数	62種	57種	
本数	1,139本	502本	
構成の割合	常緑針葉樹： 74本 落葉針葉樹： 1本 常緑広葉樹： 830本 落葉広葉樹： 219本 特殊樹木： 2本 枯れ・不明： 13本	常緑針葉樹： 70本 落葉針葉樹： 1本 常緑広葉樹： 292本 落葉広葉樹： 136本 特殊樹木： 2本 枯れ・不明： 1本	
優占種	①トウネズミモチ(287本) ②ヒサカキ(266本) ③シラカシ(100本) ④クスノキ(52本)	①トウネズミモチ(108本) ②クスノキ(47本) ③シラカシ(39本) ④ヒサカキ(35本)	

表 2-2-4 : エリア別集計表

	エリア	台地	斜面地									低地	合計
	樹種		a	b	c	d	e	f	g	h	小計		
針葉樹	アカマツ	21	5		1				2	4	12		33
	イヌガヤ				2						2	1	3
	クロマツ	7	3	1							4		11
	コウヨウザン			1							1		1
	サワラ		2			1			2	3	8	1	9
	スギ	1				2		1			3		4
	ヒノキ	9							2		2		11
	ビャクシン	1											1
	ヒマラヤスギ										0	1	1
	メタセコイヤ	1											1
	小計										32		75
常緑広葉樹	アオキ	2	1								1		3
	イヌツゲ	7							1		1	4	12
	ウバメガシ											7	7
	カクレミノ									1	1		1
	カナメモチ	1											1
	キンモクセイ	4											4
	クスノキ	6	2		1	3	4	6	22	7	45	1	52
	クロガネモチ	1	2				3			3	8		9
	グミ		1								1		1
	サカキ	1							1		1		2
	サザンカ	3											3
	サンゴジュ							1	5		6		6
	シャクナゲ	2											2
	シラカシ	12	1	2	4	11	22	21	12	5	78	10	100
	シロダモ	2	1	1	1	1		1		4	9	4	15
	スダジイ	5								1	1	4	10
	ダイダイ											1	1
	トウネズミモチ	6	43	40	40	36	36	23	16	11	245	36	287
	ネズミモチ	2			1					3	4		6
	ヒサカキ	8	32	19	24	69	14	14	50	36	258		266
	マテバシイ	1											1
	モチノキ	2	2		7						9	5	16
	モッコク	8		3							3	4	15
	ヤブツバキ	9				1					1		10
	小計										672		830
落葉広葉樹	アオギリ	1											1
	アカシデ									1	1		1
	アカメガシワ						1	2			3	1	4
	イイギリ		1								1		1
	イヌシデ				8	18	1	1		6	34	1	35
	イロハモミジ	14	4	1							5	3	22
	ウメ	4								1	1		5
	カキ	1											1
	カマツカ									1	1		1
	ガマズミ	1											1
	エゴノキ	4	2		1	8	4	3	14	6	38	3	45
	エノキ	1	1	1	1		2	8		1	14	4	19
	コナラ	1	2		3	2					7		8
	コブシ					2					2		2
	サクラ類	12		3	1				2		6	8	26
	ザクロ	1											1
	サルスベリ										0	2	2
	サンシュユ	1											1
	サンショウ	1											1
	トネリバハゼノキ	1											1
	ニシキウツギ	2										1	3
	ハナミズキ	1											1
	ヒメシャラ	3											3
	フヨウ										0	1	1
	ミズキ							1			1	1	2
	ムクノキ	1	2	2		4	2	11	5	1	27	2	30
	ムラサキシキブ										0	1	1
	小計										141		219
特殊	シュロ						2				2		2
	小計										2		2
その他	枯れ		4	1	1		1	3	1	1	12		12
	不明					1					1		1
	小計										13		13
合計		172	111	75	96	159	92	96	135	96	26	107	1139

（４）景観（『資料編：４．景観構成』参照）

哲学堂公園は「台地上の中央庭園」（時空岡）、「妙正寺川に面した斜面地」（万有林）、「川沿いの低地」（唯心庭、唯物園）、「東部溪頭」（論理域）などに分けられ、当時から高低差や地形の変化に富んだ空間であることには変わらない。

しかし、明治後期から平成の時代への都市化により、周辺の土地利用および景観は変貌し、かつて、円了が慣れ親しんだ風情ある景色から大きく変わった。

現在の哲学堂公園内の景観の特徴は、生長した多種の樹木の中に哲学堂７７場が、存在しているというものである。とくに、中央庭園と呼ばれた「時空岡」周辺は、以前はアカマツの疎林であったが、クスノキなどの常緑樹のほか多様な樹種の樹木に囲まれた景観となり、展望があった場所は生長した樹木にふさがれ眺望はなくなった。

哲学堂公園内および哲学堂公園から周辺への景観を以下の図 2-2-49 に示す。

① 古建築物の景観



- ・樹木が、視点場からの古建築物を隠すまたは景観を阻害している。
- ・六賢台の後方の樹木はアカマツから常緑樹に変わる

② 広場の景観（時空岡）



- ・景観上支障となる施設や大きくなり過ぎた樹木により、空間の広がりを感じられない

⑤ 庭の景観（百科叢）



- ・霊明閣から時空岡方向を見る庭（百科叢）は、常緑樹が生い茂り、見通しが効かず、建築物が見えない。

③ 緑の景観



- ・哲学堂 77 場を構成する坂道などでは、ササの林や常緑樹林に囲まれる。
- ・常緑樹が、生長し過ぎて圧迫感を与える場所がある。

⑥ 地形の景観



- ・常緑樹が生い茂り、眺望が効かない
- ・園路沿い柵は、デザインが統一されていない。

④ 水の景観（唯物園、唯心庭周辺）



- ・人工的なつくりである。
- ・池の周辺は裸地が目立つ。
- ・唯心庭の心字池周辺では、斜面地の常緑樹により、暗い空間である。

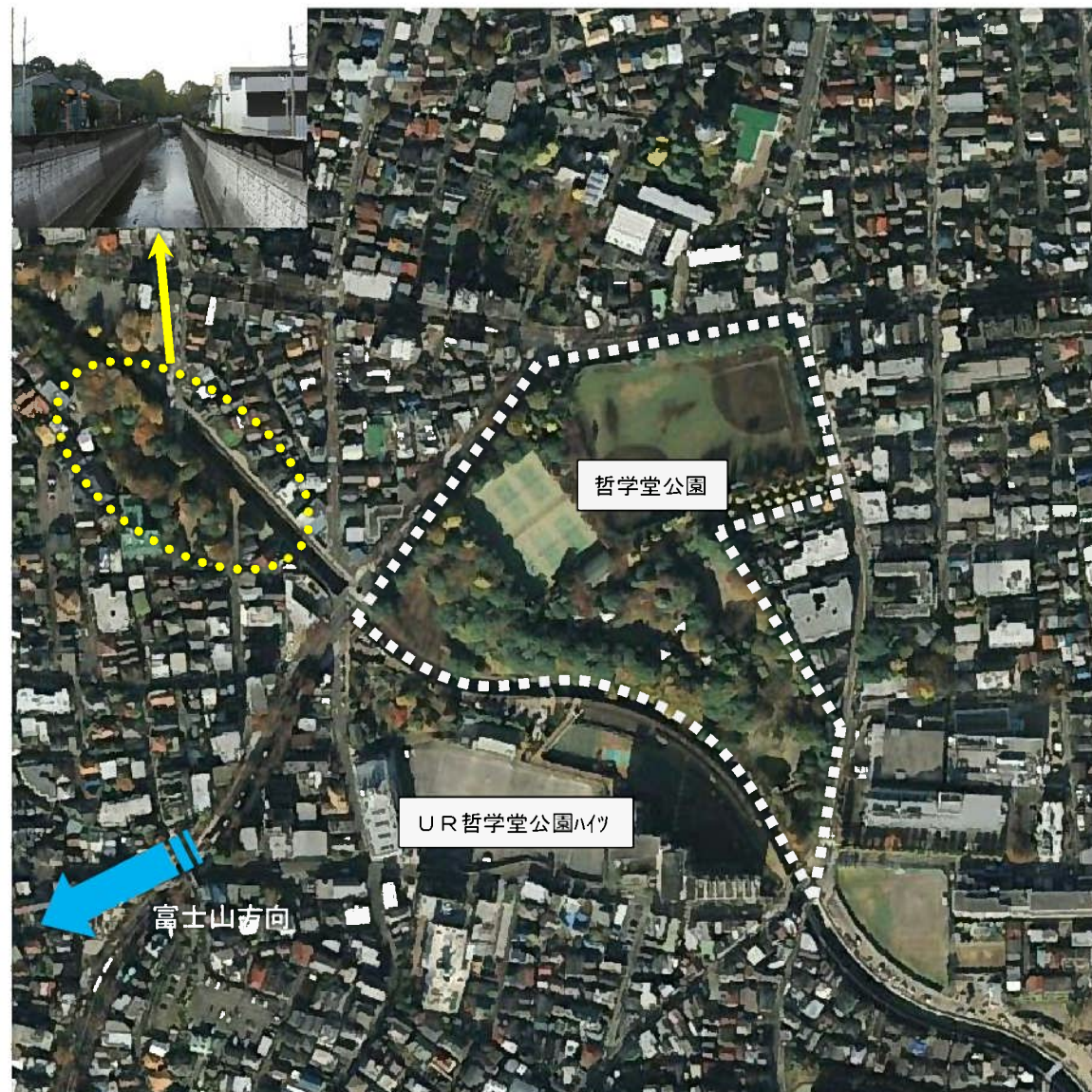
⑦ 植栽（花、紅葉）の景観



- ・梅林のウメやスモモ、さくら広場や時空岡のサクラ、つつじ園のツツジ、菖蒲池のハナショウブ（現在は無いが当時は堀切より株分け）など花の名所でもある。ソメイヨシノは老木が目立つ。
- ・三学亭周辺は鬱蒼とする。密な植栽間隔によりモミジなどは、樹形や樹姿が整っていない。



図 2-2-49：哲学堂公園の景観の特徴（1/2）



⑧園内からの風景-1



- ・常緑樹が生い茂り、妙正寺川や唯心庭、唯物園への眺望が効かない。(左写真)
- ・丘の上から外望する視点場(帰納場・意識駅)では、樹木が視界を遮り見通しが効かないが、川の向かいのマンションを遮る効果もある。(右写真)



⑨園内からの風景-2



- ・菖蒲池から妙正寺川対岸のマンションが見える。
- ・哲学堂公園の雰囲気にあわない人工物は積極的に遮蔽する必要もある。

⑩園外からの景観-1

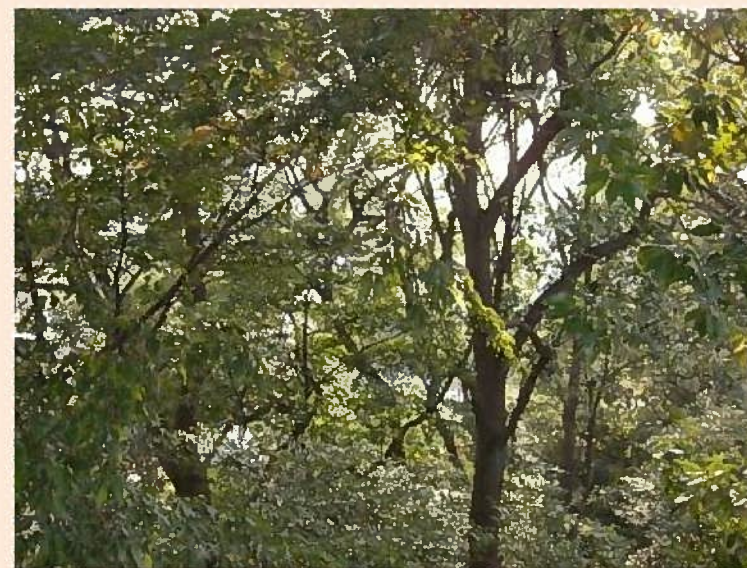


- ・哲学堂公園の緑は主にクスノキの樹冠に覆われるが、樹林の隙間から六賢台や鬼神窟が見える。当時のアカマツ林では建築物の存在が明瞭であったと思われる。アカマツ林への転換にあたっては、緑量の変化に順応しながら進める必要がある。

○霊明閣(鬼神窟の二階)より南側(妙正寺川方面)を望む



○六賢台より西側(富士山方面)を望む



⑪園外からの風景-2



- ・妙正寺川対岸から哲学堂の唯物園を見ると、川にかぶるように緑が覆う。
- ・緑の量と質のバランスを考慮しながら、緑の景観を保つ。

図 2-2-49 : 哲学堂公園の景観の特徴 (2/2)

(5) 水環境

松林の斜面の下では、湧水が豊富に出ていた。湧水は「唯物園」の「先天泉」や「進化溝」、
「唯心庭」の「自然井」の水源となり、当時の水系をつくっていた。当時はその水質は良く、
それをもとに写真工場（オリエンタル写真工業）ができたが、やがて水位が低くなり、道路
整備（中野通り）により、湧水が枯れた。現在は若干であるが妙正寺川の護岸より、湧水が
染み出ているのが見られる程度となった。

また、湧水が枯れた後は、水がない「心字池」などがそのままの状態であった。中野区の
ルネッサンス整備事業において、地下水をさく井により確保し、「先天泉」と「自然井」か
ら吐出させ、「進化溝」や「心字池」の水源として使用している。

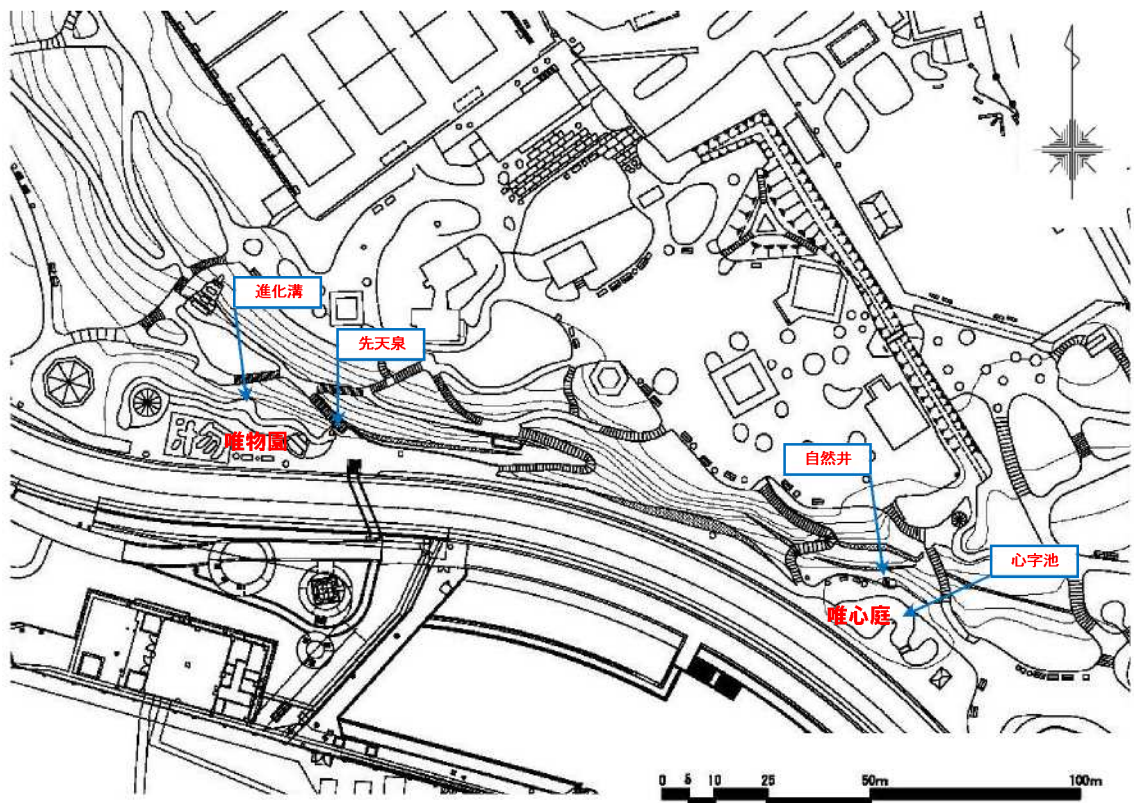


図 2-2-50：湧水箇所と現在の水施設



11.07.26



11.07.26

図 2-2-51：復元された湧水

(左：唯物園の先天泉 右：唯心庭の自然井)

(6) 防災・防犯対策の現状（『資料編：5. 文化財における防火・消火対策』参照）

1) 防災対策の現状

【消火設備】

- ・消火栓が古建築物に対し適所に設置されている。
- ・消火器が古建築物内に計 22 カ所設置されている。

【防火・消火対応】

- ・開門時間中での火災発生では、初期消火および人の誘導し、消防隊へ引き継ぐ。
- ・毎年 1 月に野方消防署指導のもと、消防訓練を実施している。

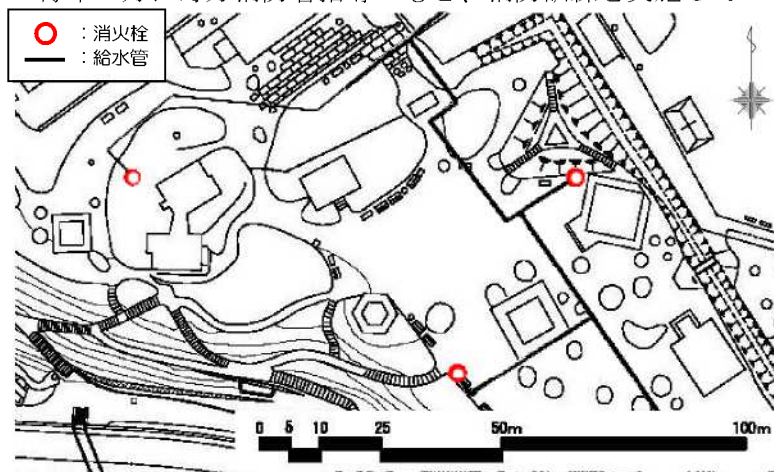


図 2-2-52：消火栓の配置



※塗装が変色し、また、色彩が周辺の景観にあっていない

11.07.08

図 2-2-53：消火栓



哲学堂公園 HP

図 2-2-54：消防訓練

2) 防犯対策の現状

【防犯設備】

- ・古建築物 6 棟（鬼神窟、無尽蔵、六賢台、四聖堂、宇宙館、絶対城）に防犯システムが設置され、異常を感知すると防犯会社および管理事務所に知らせる。

【防犯対応】

- ・開門時の巡回、昼の巡回、閉門時の巡回にて点検を実施する。

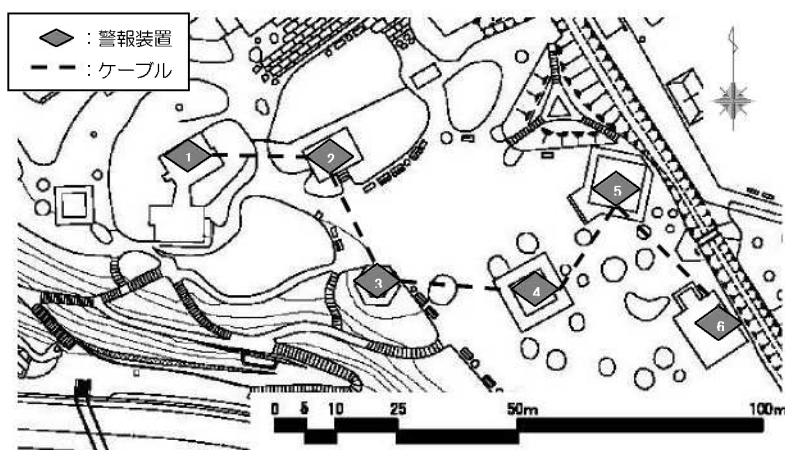


図 2-2-55：防犯システムの配置



11.12.02

図 2-2-56：防犯システム
（管理事務所）



※機器がむき出しの状態では景観面、管理上望ましくない

11.08.09

図 2-2-57：防犯システム
（鬼神窟）

3) その他の災害対策の現状

- ・台風通過、地震発生時等には、指定管理業務時間外でも宿泊し対応に備え、その後、適宜点検を実施する。
- ・妙正寺川増水時には、安全対策として公園低地部の入口 4 箇所を閉門する。

(7) 利用・運営の現状（『資料編：6.利用・運営の現状』参照）

1) 利用の現状

毎年、指定管理者が利用状況についての調査を行っている。（ただし、平成20年度は行われていない）なお、調査は目視による定点観測を実施した。

①来園者数

来園者数は、天候、団体利用などによって大きく左右され、天候が悪い日などの日は、150人～200人程度に留まるが、好天、花見時期では550人程である。また、古建築物公開時には、平均300人程度の観覧者がある。

②利用者層

成人と高齢者の占める割合が非常に高い。

特に、平成22年度は成人と高齢者の占める割合が80%以上となっている。

③霊明閣の利用

一階と二階を集会場として利用することができる。

利用状況は平成21年度が48回、平成22年度が78回である。

2) 運営の現状

①イベント

【古建築物公開】

毎年、春と秋の年2回（春の公開：4/29～5/5、秋の公開：10月土日祝日）に古建築物が公開されている。

その際、「六賢台」では『円了博士蒐集品パネル展示』、「宇宙館」では『哲学堂案内ビデオ上映』、「無尽蔵」では『展示（哲学堂年表、哲学堂の偉人達、哲学堂今昔写真）』がそれぞれ実施されている。

【哲学堂祭】

毎年、11月の第1土曜日に、哲学の普及を願った井上円了の遺言に基づき、東洋大学により、哲学堂公園で開催されている。

【哲学堂特別講座】

毎年、『新しい自治を進めるワークショップ』が、開催している。大学講師等を招き、講義が行われる。

②情報の発信・公開

【発信】

なかの生涯学習情報誌『ないせす』、ホームページ・Twitter、施設掲示板 JCN 中野（ケーブルテレビ）、中野区区報、町会掲示板、商店街掲示など

【公開】

- ・ 哲学堂公園ガイドマップの販売
- ・ 管理事務所にて参考資料の閲覧が可能
- ・ 古建築物公開時に建物を中心とした資料を配布

③ガイド

【登録人数】

現在、指定管理者が推進しているパーククラブ登録者 20 人いるが、そのうち、ガイド経験者は 13 人である。

【養成】

- ・ 年に 2 回の哲学堂公園講座（9 月、3 月）：中野区、指定管理者それぞれ主催
- ・ 中野生涯学習大学向けゼミ（6 月）：中野区学習大学プログラム
- ・ もっと知りたい哲学堂（12 月）：中野区主催
- ・ 知識向上研修

④地域との連携・協働

- ・ 指定管理者が実施している運営協議会への参加
- ・ 各種自主事業にて、野方消防署や区、東洋大学等との連携を図っている。

第3章 名勝哲学堂公園の本質的価値

3-1 名勝哲学堂公園の独自性と文化的価値

(1) 精神教育、社会教育の「精神修養的公園」

哲学館大学（現東洋大学）創業者である円了が大学長および中学校長（現京北高校）を辞した後、自らの退隠所および一般の人々の精神教育、社会教育の「精神修養的公園」として哲学堂を創設した。円了は哲学館（現東洋大学）を哲学の通俗化とし、哲学堂を哲学の実行化として、その老後半生の使命として各地巡講で得た私財を投じたのである。

円了は「西洋には体を養う公園があると同時に、心を養う公園がある。教会堂がそれである」※¹とし、「浅草や上野や日比谷公園のごときは肉体修養の公園にして、哲学堂は精神修養の公園として区別することができる」※²と位置づけている。さらに、円了は哲学堂の創設により、国家社会の恩に報い、国民精神の拡充強化、また公益優先の理念に従い、国民道德の普及を目指したのである。

※1：『福岡日々新聞』、明治41年6月10～13日（田中菊次郎「円了と民衆」『井上円了研究』第一冊、37頁）

※2：井上円了『哲学堂の由来』、576頁

(2) 哲学空間の概念を体現する空間

哲学堂は、哲学上の理想を具現化し、円了の意匠構想を盛り込んだ他に類なき独特の文化公園であるとともに、精神修養の場として、社会教育の道場として位置づけられる。また、哲学実行の根本中堂、道德山哲学寺の総本山として、円了の哲学的思想が表現されている。その哲学堂には独創的でユニークな建造物、石造物、地象、植物、空間等に意味を持たせ、視覚化された77場を設けた。ここから思想や社会教育的目的を知ることができる。

3-2 名勝哲学堂公園の本質的価値

(1) 空間構成としての価値

円了は地形の変化に富んだ場所を「台地上の中央庭園」（時空岡）、「妙正寺川に面した斜面地」（万有林）、「川沿いの低地」（唯心庭、唯物園）、「東部溪頭」（論理域）に分け、中央庭園には「四聖堂」等の建築物が配置され、低地の左右両翼には「物字壇」、「心字池」をおいた「唯物園」、「唯心庭」とした。哲学堂の立地特性を活かし、哲学の概念を込めた77場が配置された空間構成に価値がある。

(2) 「77場」の価値

円了は哲学堂を哲学の実行化と位置づけ、精神修養の公園、社会教育の道場として、自らの思想や考えを、建造物、石造物、地象、植物、空間等に表現した。

円了が大学の退職後、各地を巡講して得た私財でつくられた哲学堂77場は、円了の思想を受け継いだ人々によって、今もなお、伝え、保存されてきた。

哲学の概念をひとつひとつ見える形で表現した哲学堂77場は、円了の思想を伝え、人々が哲学を学ぶ場として非常に貴重な存在である。

(3) 「77場の体系と順路」の価値

円了はその著書である『哲学堂案内』において哲学堂77場の名称と順路を示し、その順路を巡ることにより、意図した哲学を体験できることになっている。

円了は「真理は哲学の中にあり」の考えのもと、哲学を体系的にわけ、順を追って説明することで、一般の人々にも理解しやすいように哲学堂77場を配置している。哲学の概念を具現化し、体系的に配置することで、大衆化し社会教育の精神修養的公園としてつくられたものは、世界でただひとつである。

円了の意匠構想が盛り込まれた哲学堂77場の配置と自然空間が一体として残され、哲学上の理想が具現化された他に類なき独特の文化的公園である。

【哲学堂 77 場の順路】

『哲学堂案内』で示された哲学堂 77 場の順路を要約すると以下のように説明できる。

- ①入口からは3つの門を通り、当時哲学堂の受付であった「髑髏庵」では、精神上的の死を意味し、「復活廊」で新たに哲学的な心眼を開く。
- ②哲学堂公園内では、まず「時空岡」から「四聖堂」、「六賢台」を参観する。
- ③「天狗松」下の小道にある「筆塚」を過ぎると、道が分かれて、前方に進めば「唯物園」、後方に降りれば「唯心庭」となり、「往こうか唯物、返ろうか唯心、ここが思案の懷疑巷」と、哲学の分岐点を表している。
- ④修行の場である「三祖苑」、「万有林」の側を過ぎて、石段を下れば、「唯物園」に入る。
- ⑤「物字壇」を一過し、傍にある「客観廬」で休憩する。
- ⑥物的世界の研究や進化を表した「進化溝」、「理化潭」、「博物隄」があり、その傍に物の造化の幽玄性と神秘性を表している「神秘洞」がある。
- ⑦「神秘洞」の傍には、悪徳を持つという人と狸の共通性を示した狸の灯籠の「狸灯」がある。
- ⑧「学界津」から「唯心庭」へ続く道を「独断峡」と名付けており、経験は唯物に関係し、独断は唯心に関係している。
- ⑨「独断峡」を進めば「唯心庭」にたどり着く。「唯心庭」の中心に、心の字を形にした池があり、川に臨んでいる淵を「倫理淵」、山によっている崖を「心理崖」と呼び、倫理と心理は池の両側に置いてある。
- ⑩人心観を表した「鬼灯」の先にある「主観亭」は心の世界の休息所を意味し、「客観廬」に対立させた。
- ⑪「唯心庭」から丘上との間に「直覚径」と「認識路」の2通りの道があり、直覚は丘へ直接する近い道を、認識は迂回する坂道を意味する。
- ⑫「認識路」を進むと「論理域」と傘の形の「演繹観」があり、丘上には「帰納場」がある。来観者は「演繹観」にて内省し、「帰納場」にて外望する。
- ⑬「帰納場」と「四聖堂」の間に「絶対城」があり、それに対し、隣接する無水溝を「相対溪」と名付けている。
- ⑭「理想橋」の傍にある「幽霊梅」は「天狗松」と夫婦となるように植えられ、その傍にある「宇宙館」では、哲学の講義をする。
- ⑮「三学亭」の先に、「筆塚」と対立させた「硯塚」があり、最後の「無尽蔵」には内外周遊の記念品を陳列した。

第4章 保存管理計画における対象ゾーン

4-1 ゾーンの区分

財団法人哲学堂時代に現在の区域になった区立哲学堂公園について、文化的価値とその重要性からゾーンを分け、保存管理計画の対象ゾーンおよびその他のゾーンとの関連性について整理する。

【Aゾーン】

円了が「中央庭園」（A-1）、「妙正寺川に面した急斜面一帯」（A-2）、「妙正寺川沿いの低地」（A-3）と地形の特徴を分け、哲学の概念などの名称を附した哲学堂77場を配置した場所である。円了創設期からあり、文化財として最も重要なゾーンである。

【Bゾーン】

円了の意思を受け継いだ財団法人哲学堂の時代において、その趣旨に基づき計画が拡張された菖蒲池・つつじ園のほか、さくらの広場、梅林、児童遊園などが含まれるゾーンである。哲学堂77場を取り囲む風景地として現在も利用されている。

また、妙正寺川南側の敷地（哲学の庭周辺）には、現在は消失している哲学堂77場の一部がある。

【Cゾーン】

財団法人哲学堂の時代に拡張されたテニスコートや野球場、エントランス等が含まれるゾーンである。

戦前、都立公園になるまでは、私設公園でありながらもテニスコートや野球場（多目的広場としての利用もあった）がある運動場として、地域の方々に利用されてきた。また、その後は改修などにより都市公園としての機能が充実したゾーンである。

現在は、文化的に重要であるゾーン（A、B）と周辺市街地との景観や利用面のバッファー（緩衝帯）として重要な役割を果たしている。

※本章では、区立哲学堂公園のゾーニングにより、保存管理計画の対象範囲を明確にする。
Aゾーンの詳細は、「第5章 保存管理計画」で検討する。

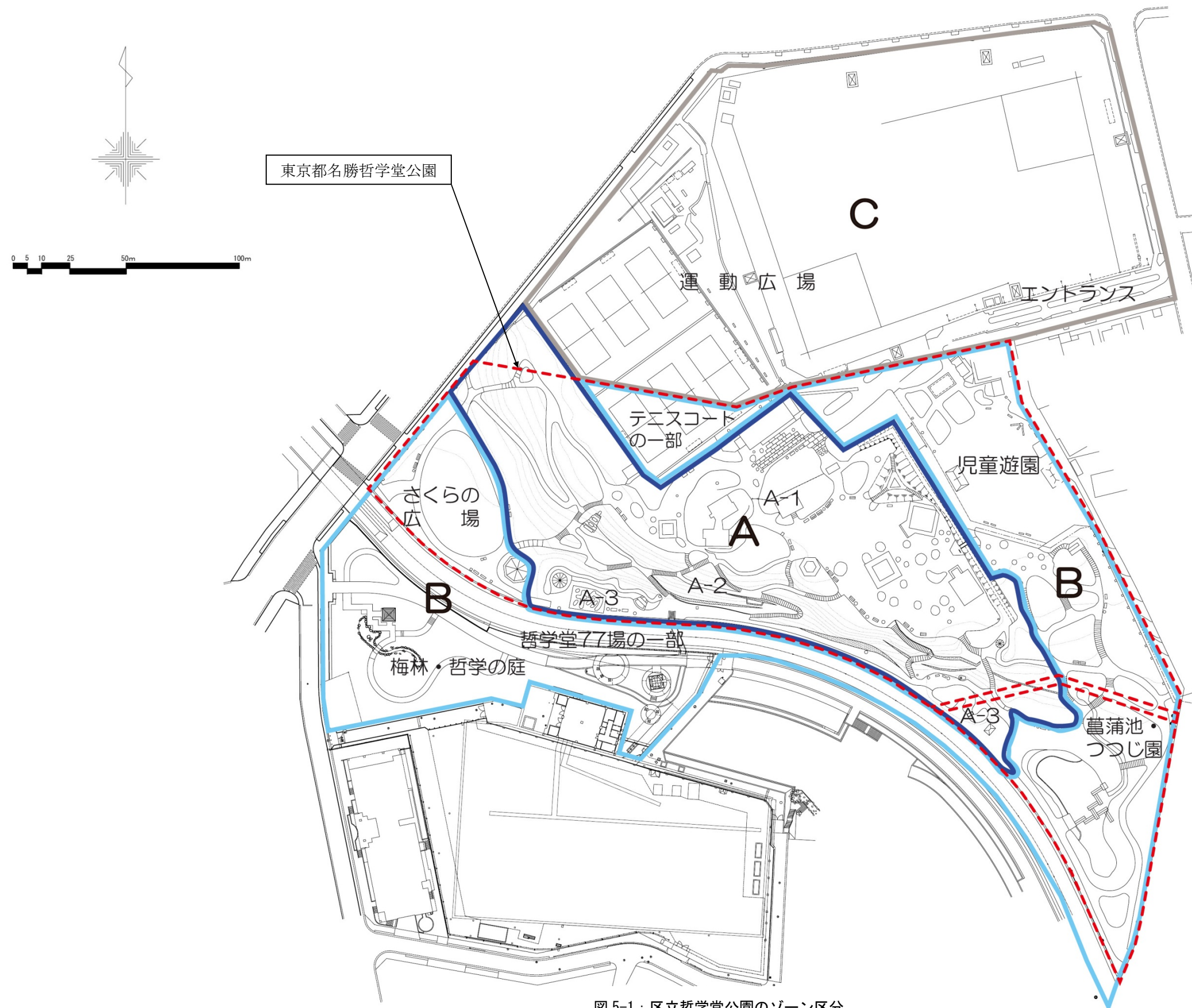


図 5-1 : 区立哲学堂公園のゾーン区分

4-2 各ゾーンの保存管理における方向性

(1) 文化的価値の整理と特徴および方向性

表 4-1：各ゾーンの文化財の保存管理の方向性

ゾーン名称		文化的価値の整理	特徴および方向性
Aゾーン (哲学堂 77 場)	A-1	・哲学堂 77 場は 35 箇所 ・「四聖堂」や「絶対城」などの古建築物が配置され、庭園的空間が広がる哲学堂の中心的なエリア ・文化財調査が実施され、一部修復、改修が実施済み	名勝哲学堂公園のコア部分として、哲学堂77場の価値を守り、育てる ・哲学堂の名の由来となる空間で、古建築物などの文化財の価値を高める必要がある ・かつての眺望や庭園の景観が失われ、景観の改善が必要である ・建物の特別公開、イベント開催など哲学堂公園の代表する空間として積極的な活用を図る ・損傷が激しい哲学堂 77 場を修復、および消失したものの復元が必要である ・植物管理により、落葉広葉樹林およびアカマツ林に転換することで斜面地の保全対策を図る必要がある ・唯物園、唯心庭では作庭意図に基づいた哲学堂 77 場を修復、復元が必要である ・円了が考えた哲学のテーマを実現するため、遺構(哲学堂 77 場)のうち、復元可能なものは復元する必要がある
	A-2	・哲学堂 77 場は 14 箇所 ・空間や道、石造物などに哲学堂77場の名称が附される ・急斜面の樹林内であることから、施設が傷みやすい ・表土流出や地形の崩壊により、一部の施設の保存状態が悪い ・利用しやすいように新たにルネッサンス整備事業で園路や階段が修復された	
	A-3	・哲学堂 77 場は 23 箇所 ・「唯物園」と「唯心庭」の庭園的空間のなかに、唯物(園)と唯心(庭)、客観(廬)と主観(亭)など哲学上の相対する言葉を附して、哲学の概念を示す。池泉や流れなどに哲学堂77場の名称が附される ・公園利用を意識した整備がなされ、当時の状態と一部変わる	
Bゾーン (哲学堂 77 場+東京都名勝指定範囲)	哲学堂 77 場の一部	・哲学堂 77 場は 5 箇所 ・橋や妙正寺川などに哲学堂77場の名称が附される ・「星界洲」、「半月台」、「数理江」、「観象梁」、「望遠橋」があり、「観象梁」、「数理江」が現存する ・「数理江」(妙正寺川)は、河川改修により、当時の姿と異なる	哲学堂(77 場)の景観や作庭意図と調和させ、名勝哲学堂公園の価値を守り、育てる ・消失し復元できない3つの遺構(哲学堂 77 場)は、円了が考えた哲学のテーマを実現するため、ソフト面(ガイドや解説板等)での対応を図る ・哲学堂コア部分と景観や利用面で調和させながら、梅林については景観の維持、哲学の庭については哲学堂との利用の一体化を図る必要がある ・中野区の花見の名所である「さくらの広場」の利用や、哲学堂コア部分の景観などと調和させながら、名勝として来訪者の利便性や安全性を高める施設の整備、および景観を維持する管理をしていく必要がある ・財団時代には「竹林」の計画もあったが、区民から親しまれ、区では数少ない花見ができる場所であることから、周辺の樹林と調和した景観を守りつつ現在の利用を継続する必要がある ・鑑賞などの利用と哲学堂コア部分と景観や利用面で調和させながら、名勝として来訪者の利便性や安全性を高める施設の整備、および景観を維持する管理をしていく必要がある ・須弥苑計画の思想に沿った景観づくり(豪宕さを感じるつつじ園、幽玄や素朴さを感じる菖蒲池)が必要である ・哲学堂の適切な利用のため、近隣住民のニーズを満たす遊び場として、また哲学堂へのアプローチを受ける休憩・サービス空間として、哲学堂コア部分の景観などと調和させながら、名勝として来訪者の利便性や安全性を高める施設の整備、景観を維持する管理をしていく必要がある ・売店や駐車場など哲学堂来園者へのサービスの充実を図るとともに、修景にも配慮する必要がある ・哲学堂 77 場があるエリアへの利用面におけるバッファー(緩衝帯)として機能させる必要がある ・哲学堂 77 場に接する場所では、景観的などのバッファー(緩衝帯)として機能させる必要がある ・現在のテニスコートとしての利用を踏まえながら、将来的に名勝の指定範囲を検討する必要がある
	梅林・哲学の庭	・梅林は昭和 6 年頃に財団法人哲学堂により完成 ・哲学の庭は、ワグナー氏の彫刻を配置し平成 21 年に完成 ・時代の変遷の中で円了の思想に沿って造られる	
	さくらの広場	・昭和15年頃は「聖沼予定地」、昭和21年頃は「野」と記載される ・さくらの植樹の詳細は明らかではないが、戦後の都立公園時代に、園路と併せ、さくらが植えられたと考えられる ・時代の変遷の中で哲学堂 77 場との調和を意識して造られる	
	菖蒲池・つつじ園	・玄一が東洋思想の幽玄、豪宕、素朴を表す庭を目指した須弥苑として計画し、財団法人哲学堂により拡張する ・時代の変遷の中で円了の思想に沿って造られる	
	児童遊園・エントランスの一部	・財団法人の時代に造られる(昭和 14 年頃には存在) ・時代の変遷の中で、子供の遊び場として、現在では犬の散歩など地域のニーズを満たす ・エントランス、駐車場、休憩場(売店)の一部が指定	
	テニスコートの一部	・財団法人の時代に野球場やテニスコートが造られる(昭和 14 年頃には運動場として存在)。 ・テニスコートの一部が指定範囲	
Cゾーン (上記以外の都市計画上の哲学堂公園)	エントランス	・昭和 14 年頃には、哲学堂への入口として並木が配置 ・道路から哲学堂入口までのアプローチ空間	名勝哲学堂公園と周辺環境とのバッファー(緩衝帯)として機能させる ・哲学堂へのアプローチにふさわしい導入の演出(並木など)や景観の形成を行う必要がある ・哲学堂の適切な利用のため、哲学堂 77 場があるエリアへの景観や空間的なバッファー(緩衝帯)として機能させる必要がある ・都市公園としての利用にも配慮し、区民のスポーツレクリエーションを満たす運動場として機能させる必要がある ・地域のスポーツレクリエーションの欲求に応える運動施設として、昭和初期から続く地域との関係性を継続させる必要がある
	運動広場	・財団法人の時代に野球場やテニスコートが造られる(昭和 14 年頃には運動場として存在)。当時は、入場料と運動施設の使用料などで哲学堂が維持されていた ・時代の変遷の中で、地域のレクリエーションニーズを満たす	

（２）各ゾーンの役割と重要性

円了創設期から存在し、哲学堂７７場が配置されたゾーンは、最も文化的に価値が高いゾーンである。また、その周辺のゾーンにおいても、嗣子玄一が円了の思想を受け「須弥苑」（現菖蒲池、つつじ園）を計画し、円了死後の13回忌にあわせ梅林、鏡花園（現在の哲学の庭がある場所）などが完成した。また、テニスコートは大正10年、野球場は昭和6年（同年にテニスコートを拡張）と古くから周辺の人々に利用されていた。財団法人哲学堂など円了の遺志を引き継いだ人々が、哲学堂７７場を守りながら公園を拡張し、長い年月の間、現在の公園の形態を保っていることに大きな意義がもたれる。

哲学堂公園の保存管理計画の検討にあたり、哲学堂７７場や哲学堂公園（現在の区立哲学堂公園）全体の各々の重要性や役割を明確にする。

Aゾーンは、円了が哲学堂７７場を配置した最も文化的価値が高いゾーンとして認識する。

Bゾーンは、円了の思想に沿って拡張されたゾーンであることから、現在も哲学堂７７場と調和がとれた景観をもっている。利用においても、菖蒲池、つつじ園、さくらの広場などでは鑑賞や散策などのレクリエーションや、児童遊園では近隣に住む子供の遊び場として機能している。様々な地域の利用に対応することで、哲学を体験する哲学堂７７場とは、違った役割を担い、レクリエーションなどの社会的欲求を受けている場所ともいえる。

Cゾーンは、財団法人哲学堂公園の時代から存在し、戦時中は広い運動場が貯木場として利用できることから陸軍からの要請があったが、都立公園にすることで現在の哲学堂公園の土地が守られた経緯がある。運動施設の間のサクラや、エントランスのイチョウ並木など多くの緑に恵まれ、現在も哲学堂７７場と調和がとれた景観をもっている。利用においても、野球場、テニスコートなどは区民のスポーツレクリエーションの場として機能している。また、名勝として重要なゾーンとの利用における緩衝の役割も持つ。Bゾーンと同様に、様々な地域の利用に対応することで、哲学を体験する哲学堂７７場とは、違った役割を担い、レクリエーションなどの社会的欲求を受けている場所ともいえる。

（３）保存管理計画における対象ゾーン

哲学堂公園全体（区立哲学堂公園）は、円了の思想を受け継いだ名勝としての価値があり、その成り立ちや変遷からも重要である。

しかし、本保存管理計画においては、円了の思想に基づいた文化財としてとくに重要と思われる範囲を重点的に検討する。表4-1（P51）より、円了が配置した哲学堂７７場の範囲は、AゾーンとBゾーンに含まれる。とくに、円了が精神教育、社会教育の「精神修養的公園」とし、哲学空間の概念を示した中核となる範囲は、哲学堂７７場の配置や、特徴および方向性からAゾーンおよびBゾーンの「哲学堂７７場の一部」である。

よって、本章以降の哲学堂公園保存管理計画の検討範囲は、哲学堂７７場が配置されたAゾーンおよびBゾーンの「哲学堂７７場の一部」を対象とする。

Bゾーンの「哲学堂７７場の一部」には哲学堂７７場のうち5箇所が含まれるが、そのうち3箇所は消失（星界洲、半月台、望遠橋）、または、妙正寺川（数理江）を示し、現存して利用されるのは妙正寺川に架かる橋（観象梁）である。

また、名勝哲学堂公園の範囲において、Bゾーンの「児童遊園・エントランスの一部」とB

ゾーンの「テニスコートの一部」は、財団時代に拡張された場所であり、文化的価値の整理において円了の哲学堂77場との関連性が薄い。今後文化財としての価値を再検討し、改めて名勝指定範囲を指定する場合は、本計画のゾーン分けを参考に、Aゾーンをとくに重要な範囲として指定することもできる。

第5章 保存・管理計画

5-1 保存および管理の基本的な考え方

(1) 哲学堂77場の修復・復元

名勝哲学堂公園は、周辺環境や自然災害などの外因、時代の要求のなかで、その姿や利用、地域との関わりが変化してきた。円了がつくった哲学堂77場の幾つかは、消失し、原形から一部形状が変わるなどが見られるが、それらを復元するための十分な資料が存在しない。妙正寺川の洪水被害に見舞われた「唯物園」、「唯心庭」などでは、過去の資料から事実の検証が難しいものがある。

このため、修復、復元にあたっては、新たな資料の収集に努めるとともに、工法や手法などについて個別に専門家の意見を聞き、その方法を決定するものとする。

古建築物は構造診断に基づく安全性を高めることも必要であるが、部材の消失を防ぎ、当時の技術を保存するためにも、できる限り全体解体を必要としない計画の検討が必要である。古建築物の修復・復元には、詳細な調査に基き、専門的な有識者を交えた検討を行う。なお、古建築物の調査については、天候などの自然的要因による影響を考慮した多角的な調査を行う必要がある。

(2) 環境の修復

哲学堂公園は、これまで堂宇や石標など全体としては良く保存され、「四聖堂」、「六賢台」、「宇宙館」などの堂宇も周辺景観と調和が図られているが、時代の推移とともに幾つかの変遷があった。とくに、戦後の急速な都市化により、円了の名勝八景や漢詩として残した田園風趣はなくなり、哲学堂77場を囲む環境が急激に変化してしまった。

円了がかつてこの土地を選んだ当時の環境や景観に近づけることにより、現在においても、円了の描いた精神修養、社会教育の精神修養的公園が再現できるものと考えられる。

保存管理計画においては、個々の文化財のみならず、文化財の価値に影響を及ぼす樹木の根や不安定な地形、そして景観をつくる植生などの環境の改善も併せて行う。植生については、専門的な有識者を交えた検討を行い、景観との調和を図りながら、可能な限り当時の姿に近づけていく。

(3) 活用と適切な运营管理

精神教育、社会教育の「精神修養的公園」である哲学堂の思想と意義を、来訪者にわかりやすく伝え、正しく理解してもらえる利用方法の確立が必要である。また、哲学堂公園の普及や活用も必要であり、生涯学習等と連携した利用が考えられる。このことは、将来にわたって哲学堂公園の文化的価値を維持し、まちづくりや地域づくりにおける文化財のあり方を示すうえでも重要である。

したがって、研究、保護、普及、活用などの運営と適切な管理を、行政のみならず、地域、教育機関（区立学校や東洋大学等）などの多様な主体により実施していくことを検討する。そのための手順やシステムを確立しておくことが必要である。

また、来訪者が哲学堂公園を学ぶことができるガイド案内の充実や、必要な園路広場・サー

ビス・安全施設の整備を行う。とくに、近年の国際化に応じた案内や解説の外国語表示やピクト表示など、利用者の視点にたったわかりやすい施設整備を目指す。また、移動困難者の利用では、施設整備が難しいため、写真による展示や解説、P Cや映像機器を使用したソフト運営による対応を検討する。ただし、これらの設置にあたっては、文化財の価値を損なわない範囲で、利用や景観に配慮したうえで実施することが重要である。

5-2 庭園構成要素の保存管理計画

(1) 庭園構成要素の保存管理の目標

1) 哲学堂77場

【保存管理目標】

①「77場」の保存管理

哲学堂77場は、ひとつひとつに哲学の概念が示され、配置された順路を巡ることで、円了が意図した哲学を体験できるとされている。よって、哲学堂77場をできる限り円了が創った当時の姿で保存、管理する。消失しているものは復元し、形状が変更、破損しているものはその意匠を正しく伝えられるように修復する。

また、哲学堂77場はそれぞれに関連性があることから、復元できないものについても石標や解説板などで、その存在を明らかにする。

② 文化的価値を意識した保存管理

哲学堂77場は建築物から空間にいたるまで、哲学の概念を表現した独自性や独創性さが感じられ、他に類を見ない文化的価値を有する。これら哲学堂77場の配置や意匠には、創設者である円了の思想が込められていることから、作庭意図に配慮した哲学堂77場の保存管理を検討する。哲学堂77場およびそれらが配置された空間では、哲学を体験する場であることが名勝としてのひとつの価値ととらえ、その価値を維持し、高める保存管理を行う。

③ 文化財の価値を守る適切な管理

文化財の価値を伝え、普及させることは、文化財の保存管理するうえでも重要であり、ひとつの方法として活用しながら保存することもまた重要である。しかし、文化財の活用には、形状や価値が損なわれることがあってはならない。

建造物などは腐食や損傷、事故などによる破損の放置が、被害を拡大し価値を著しく失うため、早期の対応などきめこまかな保存管理を実施する。

【留意事項】

① 法令に遵守した保存管理の実施

- 修復、復元では、東京都文化財保護条例および同施行規則によることで、客観性、信頼性を確保する。
- 維持管理では、東京都文化財保護条例および同施行規則によることで、文化財の形状変更を避ける。
- 古建築物の保全にあたっては、適切な防火、防犯対策を実施する。

② 事実に基づいた保存管理の実施

- 文献や古写真などの資料を収集し、保管する。
- 修復、復元では、資料に基づいた修復、復元を実施する。
- 詳細が不明のままになったり、歴史的な誤解を生じさせたりしないためにも、修復、復元、復旧（修理）などの経過の記録を保管する。

③ 文化財庭園保存管理

- 植物や植物と景観が一体となった施設では、伝統的な庭園管理技術による管理を行い、さらに、その維持管理技術が継承されていくようにしなくてはならない。
- 庭園としての美観に配慮した日常の維持管理作業を実施する。
- 古建築物や修景的施設の修復、復元、復旧（修理）にあたっては、伝統的技術者（大工、石工など）により実施する。

④ 形状変更されないことを前提とした古建築物の活用

- 利用されることで新たな価値が生まれる古建築物などは、施設の安全性（利用によって壊れない）や運営面での対応が可能な場合、活用しながら保全していく。
- 文化財の保護が優先であるが、活用方法や頻度、利用対象などの条件によっては、外観を損なわないうえで、古建築物の構造上の強化修復方法などを検討する。

⑤ 利用・活用への配慮

- 哲学堂77場では、文化的価値を優先したうえでの利用を検討し、利用が難しい場合には写真や映像などを用いて紹介する。
- 既存のさくらの広場北側の傾斜路とつつじ園内の傾斜路は、一部舗装が劣化しているため、舗装の整備を行う。
- 国際化の対応として解説や誘導などのサイン表示も検討するが、設置にあたっては利用や景観に配慮しながら実施する。

2) 景観

【保存管理目標】

① 当時の景観と現在の景観との調和

円了の時代の景観に戻すことを基本とするが、周囲の景観の変化や、様々な利用状況の変化を勘案し、その場所にあった景観形成や修景を行う。

例えば、公園内から見える人工物を遮蔽している樹木や、哲学堂を印象づけるサクラ等の花木を残すなど、現在の景色や利用形態にも配慮した景観づくりを行う。

② 視点場の設定

哲学堂77場（とくに古建築物）の視点場とそこからの景観を設定し、景観上の障害物を取り除き、修景的景観に配慮した植栽手法などによる景観づくりを行う。

③ 施設のデザインや色彩への配慮

哲学堂77場内における安全（柵）・防火（消化）施設などは、材質の統一性、自然にあわせた形状やデザイン、周囲に溶け込んだ色彩などに配慮する。

【留意事項】

① 古建築物の景観

- 視点場からの古建築物を隠すまたは景観を阻害するよう樹木などを取り除く。
- 古建築物の原型（素材、色彩）を重視し、外装が華美にならないように留意する。
- 防火施設を建物の色彩に調和させる。

② 広場の景観（時空間）

- 周囲の緑を取り込みつつ、空間の広がりを感じられるように、出来る限り景観上支障となる施設や大きくなり過ぎた樹木を取り除く。

③ 緑の景観

- 哲学堂77場を構成する坂道などでは、景観要素である緑（ササの林や落葉樹林）を、植生管理により維持する。
- 生長し過ぎて圧迫感を与える常緑樹を整理する。

④ 水の景観（唯物園、唯心庭周辺）

- 水（流れ、池、妙正寺川）の空間を保全する。
- 「唯物園」の「神秘洞」、「進化溝」（流れ）では、護岸や斜面の緑と一体的に、幽玄な雰囲気演出させる。
- 「唯心庭」の「心字池」周辺では、優しい日差しと地被植物による自然さが感じられる景観とする。

⑤ 庭の景観（百科叢、鬼神窟裏庭）

- 「霊明閣」から「時空岡」方向を見る庭（百科叢）は、当時の地被植物や低木を中心とした明るい庭園の景観に戻す。
- 「鬼神窟」の裏は、草花や樹木を植栽した庭園の景観とする。

⑥ 地形の景観

- 高低差のある景観を活用し、視点場の設定や視界を確保するため、樹木管理を実施する。
- 破損や風化した擬木柵や応急的な簡易な柵を、統一したデザインで改修する。

⑦ 植栽（花、紅葉）の景観

- 梅林のウメやスモモ、さくら広場や「時空岡」のサクラ、つつじ園のツツジ、菖蒲池のハナショウブ（現在はないが当時は堀切より株分け）など花の名所でもある。とくにソメイヨシノは老木が目立つため、更新を図る。
- 季節を演出する「三学亭」周辺のもみじなどは、植栽管理により、樹形や樹姿を整える。

⑧ 園内からの風景

- 園内の所々に、樹林の間から妙正寺川を見下ろす視点場を設定し、樹木を間引くことで視界を確保する。
- 丘の上から外望する視点場（帰納場・意識駅）では、樹木が視界を遮り見通りが効かないが、川の向かいのマンションを遮る効果もあるため、視点場を設定し景観上好ましくない場合は、樹木を残し遮蔽する。
- 哲学堂公園の雰囲気にあわない人工物は積極的に遮蔽する。

⑨ 園外からの風景

- 緑の量と質のバランスを考慮しながら、緑の景観を保つ。
- 哲学堂公園を緑は主にクスノキの樹冠に覆われるが、樹林の隙間から「六賢台」や「鬼神窟」が見える。当時のアカマツ林では建築物の存在が明瞭であったと思われる。落葉広葉樹林やアカマツ林への転換は、緑量の変化に順応させながら進める。

3) 植物

【保存管理目標】

哲学堂公園の植物について、円了の時代より大きく変化して点を以下に整理する。

- ◆ アカマツが枯れ、生長が早い常緑樹（クスノキなど）に被圧され、景観や植生を構成する植物が変わった
- ◆ 「時空岡」周辺では、樹木が生長し大きくなったり、枯れたりして庭園な植栽となっていない
- ◆ 斜面林では、鬱蒼とした常緑広葉樹林へと遷移が進み、暗く四季を感じにくい樹林へと変貌した

名勝哲学堂公園のうち、哲学堂77場が配置された範囲における植物の管理方針を、以下に示す。

- ① 当時の景観に近づけるため、アカマツの補植と、常緑樹の大径木を徐々に取り除く樹木管理を実施
- ② 広場内の枯損木処理、庭園的植栽管理手法の樹木管理の実施
- ③ 鬱蒼とした常緑広葉樹の選定除去と、計画的な植栽管理の検討

【留意事項】

① 景観を構成する樹木の変更および管理

- 樹冠が重なり合い、眺望や日照を阻害する生長し過ぎた常緑広葉樹を除去する。ただし、園外の望ましくない景観を遮蔽しているものについては、枝透かしにより日照や風通しを確保する。
- 古建築物などに重なり、建築物の景観を阻害する樹木は、除去または刈り込み、剪定などにより視線を確保する。
- 過去の資料（写真など）と比べ、当時広場内に生えていない樹木などについては、急激な景観の変化を避けながら、除去していく。また、樹木が枯死した以後の補植は行わない。
- 以前にアカマツが枯れたのちに広場内に植栽されたクロマツは、生育状況や景観性などを考慮し、できる限りはじめのアカマツに植え直す。
- 景観上望ましくない枯損木は、早急に撤去する。

② アカマツ林への転換

- 「時空岡」周辺や「万有林」に生育する常緑広葉樹は、急激な林内環境を変化させない程度に徐々に取り除いていく。
- 樹木が取り除かれたギャップは、日照条件が良くなり外来性の草本や、実生からなる繁殖の強い樹木が繁茂しないように、しっかりと林床の管理を行う。
- 以前アカマツが生育していたと思われる広場周辺および斜面地にアカマツを補植する。
- 広場周辺で景観を形成するアカマツは、できる限り成木を植栽し、植栽時の景観に配慮する。

③ 落葉広葉樹林への転換

- 斜面地に生育しているヒサカキ、シラカシ、トウネズミモチなどの実生木を除去する。
- 斜面地および広場周辺に生育しているクスノキは、段階的に除去していく。また、通路沿いの生育するものは、根が舗装や石積みの基礎などに侵入している可能性があるため、抜根にあたっては注意する。
- 斜面下部にある樹木は、「時空岡」周辺に景観上、樹冠がかかり、「時空岡」から園外への好ましくない景観を遮蔽していることもあるため、除去する場合は樹冠の位置にも配慮して実施する。
- 斜面地に落葉広葉樹を補植する。落葉樹は現況に生育する樹種から選定し、また斜面の傾斜角も考慮し、比較的緩やかな斜面ではコナラ、やや急な斜面ではイヌシデなどを植栽する。

④ 庭園の植物管理

- 植物が現状より大きく生長しない、刈り込みや剪定などの植物管理を実施する。
- 美観に配慮した除草を実施する。

(2) 庭園構成要素の保存管理の具体的方策

哲学堂77場の範囲(第5章 保存管理計画における対象範囲におけるAゾーン)について、景観の特徴に分けた3つのゾーンについて保存管理の方針を設定する。

また、哲学堂77場の構成の特徴から8つに分けて具体的方策を検討する。

1) A-1

① ゾーンの保存管理方針

台地上の平坦部を中央庭園と円了が呼んだゾーンは、古建築物が配置された哲学堂の中心を成す空間である。

かつては周辺の田園風景や富士山への眺望もあった景勝地であったため、当時に景色に近づく積極的な景観の改善を行う。また、ルネッサンス整備事業で修復した以外の古建築物を順次修復し、保存とあわせた活用も検討する。

② 区ごとの保存管理計画における方策

入口区 (哲学関、真理界、哲理門、常識門の門と管理事務所がある入口一帯)

哲学堂77場に入る「哲学関」、「真理界」の2つの門をくぐり、幽霊と天狗の像がある「哲理門」、「常識門」の3箇所と「鑽仰軒」があった場所に建つ管理事務所がある区である。

哲学堂の入口であるが「哲学関」、「真理界」のくぐり、さらにその先にも「哲理門」、「常識門」と2つの門があるため、空間として認識されにくく、景観的にも生長しすぎた樹木などで暗い雰囲気がある。入口としてわかりやすく修景された景観に改善する。

- 植え込地等の植物を管理し、明るく入口らしい景観にする。そのなかで、「哲理門」を目立たせる、「鬼神窟」への自然な誘導を行うなどの積極的な景観の改善を行う。
- 入口の門である「真理界」南側に、昭和初期のものである「新東京名勝選外十六景」の碑が、鬱蒼とした植え込み地のなかに隠れているため、植物管理を行い、哲学堂公園の景観のひとつとして取り込む。
- 入口としての景観を考えるには、材質やデザインに配慮した案内表示の充実や、公園エントランス部分から一体的に検討した景観の改善が必要である。
- 現在の管理事務所は、以前に円了が住まいとした「鑽仰軒」があった場所であることから、将来的に景観上好ましくない管理事務所の改築する場合は、哲学堂77場の入口にふさわしい景観の管理事務所とする。また、現在は文化財の保存の観点から利用させていない「絶対城」の図書室、「六賢台」や「無尽蔵」(不定期公開)の陳列所の役割を、新たな管理事務所を哲学堂公園の記念館としてつけ加える。

時空岡西区（時空岡、鬼神窟、四聖堂、六賢台、天狗松、百科叢がある空間）

「時空岡」の西側は、古建築物が建ちならぶ哲学堂公園を代表する景観をもつ区である。

「鬼神窟」側の「常識門」から入り、東側に向けた「時空岡」の広がり、「四聖堂」、「六賢台」の古建築物の景観がある。これらの景観を生長し過ぎた樹木が隠していたり、樹木と建築物のバランスを壊し目立たせなくしたりしているため、積極的な植物管理による景観の改善を図る。また、円了の時代の松林や眺望を確保する景観に近づける。

- 「時空岡」内の景観上重要な視点場からの確認し、古建築物の景観を阻害する樹木を枝おろしや枝透かしなどの剪定や、枯損木の除去などを行う。
- 植え込地などで込み過ぎた樹木の刈り込みや、本来庭園景観にあわない外来植物や生長し過ぎた実生木などを整理する。
- 「時空岡」および周辺の眺望や景観を妨げる植物（植生）管理を行う。
- 「天狗松」を復元する。
- 「百科叢」は、当時の植物構成と景観が異なるため、植物管理による修復を行う。
- 「四聖堂」では外観から見える破損や異なる部材の使用など、著しく古建築物の景観を損なうものは、補修もしくは修復も含めた計画的な対応を行う。
- 景観上好ましくない老朽化した施設（舗装の劣化、縁石、老朽化したベンチ等）の改修を行う。

時空岡東区（時空岡、相對溪、絶対城、宇宙館、幽霊梅、三学亭、無尽蔵がある空間）

「時空岡」の東側は、哲学堂の最後の順路になり、古建築物が建ちならぶ哲学堂公園を代表する景観をもつ区である。

「絶対城」、「宇宙館」、「三学亭」の古建築物周辺は、生長し過ぎた樹木や枯損木が目立ち、また、樹種も多種で、庭園的な植栽で修景された空間としては感じにくい。とくに、東側（児童遊園側）から南側（崖地側）にかけた外周部や「相對溪」周辺など、放置された樹木や生長し過ぎた樹木などが目につき、庭園的な管理が行き届いていない場所がある。また、「三学亭」周辺の築山は密に生長し過ぎた樹木により大きく変わった。よって、庭園的な植物（植栽）管理を行うとともに、円了の時代の松林や眺望を確保する植物管理により景観の改善を図る。

- 「時空岡」内の景観上重要な視点場からの確認し、古建築物の景観を阻害する樹木を枝おろしや枝透かしなどの剪定や、枯損木の除去などを行う。とくに、古建築物の裏側となる「時空岡」南側は、積極的に行う。
- 「三学亭」周辺の築山の植え込地などで込み過ぎた樹木の刈り込みや、本来庭園景観にあわない外来植物や生長し過ぎた実生木などを整理する。
- 「相對溪」周辺の実生木を整理する植物管理を行い、「相對溪」を復元する。
- 「時空岡」および周辺の眺望や景観を妨げる植物（植生）管理を行う。とくに、「意識駅」（絶対城南側）から妙正寺川への眺望を確保する。
- 「絶対城」、「宇宙館」は、構造上の診断を行い、補修もしくは修復も含めた計画的な対応を行う。
- 景観上好ましくない老朽化した施設（舗装の劣化、縁石等）の改修を行う。

2) A-2

① ゾーンの保存管理方針

中央庭園から「唯物園」・「唯心庭」へ向かう斜面地は、複数の通路が存在し、円了が「往こうか唯物、返ろうか唯心、ここが思案の懷疑巷」と哲学の分岐点を表した複雑な地形と樹林の自然風な景観である。

常緑樹は密に生えた鬱蒼とした樹林は、かつては明るい松林であったため、当時の様子に近づける積極的な景観の改善を行う。

② 区ごとの保存管理計画における方策

斜面地区（筆塚、懷疑巷、経験坂、経験坂、感覚巒を中心とした樹林空間）

「時空岡」から「唯物園」に向かう園路や階段、小広場を中心とした一帯の区である。

途中には「筆塚」がある。通路脇には圧迫感のある大木のクスノキが所狭しと生え、常緑樹が優占した鬱蒼とした樹林である。斜面地の保全からも落葉樹林に転換する必要があることから、積極的な植物（植生）管理による樹林景観の改善を図る。また、斜面上部では「時空岡」の景観と合わせアカマツを中心とした樹林とし、他のゾーンとの接する部分では、とくに景観の調和に留意する。さらに、通路の舗装や柵などの老朽化が目立つことから、舗装や施設の改修を含めた景観の改善を図る。

- 落葉広葉樹林に転換し、林床植物が生育する植物管理を行う。
- 実生から生長した常緑樹を整理する。
- 斜面の土壤浸食によって露出した「筆塚」の基礎部の改修を行う。
- 通路上の景観上好ましくない施設（舗装の劣化、壊れた柵等）の改修を行う。

三祖苑区（三祖苑から万有林を中心とした空間）

斜面の一部に3人の哲学者の石碑と段状の壇のうえで瞑想をする場から西側のアカマツの林までの一帯の区である。

円了の時代から放置された常緑の樹林は、「三祖苑」を鬱蒼とした暗い樹林で覆い、「万有林」はアカマツ林を示すが現在ではすっかりとアカマツは常緑へと変わってしまった。斜面地の保全からも明るい疎な樹林に転換する必要があることから、積極的な植物（植生）管理による樹林景観と樹林構成の改善を図る。また、「三祖壇」の破損や通路の舗装・柵などの老朽化が目立つことから、文化財の改修や舗装、施設の改修を含めた景観の改善を図る。

- 落葉広葉樹林、万有林ではアカマツ林に転換し、林床植物が生育する植物管理を行う。
- 実生から生長した常緑樹を整理する。
- 「三祖苑」周辺に埋もれた石積みの復元を行い、「三字壇」を修復する。
- 通路上の景観上好ましくない施設（舗装の劣化、壊れた柵等）の改修を行う。

論理域区（直覚径、認識路、論理域、演繹観、心理崖を中心とした空間）

「唯心庭」から「時空岡」に向かう坂道を中心とした一帯の区である。「直覚径」は丘に直接する近い道で、「認識路」は迂回する坂道を意味し、「認識路」の途中には休憩所である「演繹観」がある。落葉樹と常緑樹が混交する樹林であり、林床も荒れている。斜面地の保全からも落葉樹林に転換する必要があることから、積極的な植物（植生）管理による樹林景観の改善を図る。また、斜面上部では「時空岡」の景観と合わせアカマツを中心とした樹林とし、他のゾーンとの接する部分では、景観の調和に留意する。

- 落葉広葉樹林に転換し、林床植物が生育する植物管理を行う。
- 「心理崖」などの石積みの修復を行う。

3) A-3

① ゾーンの保存管理方針

妙正寺川沿いの低地には、唯物・唯心と哲学上の相対する概念を示した空間があり、石造物や池泉、流れで構成される空間である。

これまでの妙正寺川の氾濫や河川改修工事などの影響を受け、ルネッサンス整備事業により修復・復元された空間である。ルネッサンス整備事業は、必ずしも客観性や確証性に基づいた資料により修復・復元されたものではなかったため、できる限り当時の資料や円了の思想を踏まえた空間づくりを行う。

② 区ごとの保存管理計画における方策

唯物園区（物字壇、客観廬、自然井、進化溝、理化潭、神秘洞、狸燈、造化爛がある空間）

妙正寺川沿い低地の西側で「物」の字を模った植栽を中心に、池泉や流れ、休憩所などがある景観をもつ区である。

斜面と妙正寺川脇のから張り出した常緑樹（トウネズミモチ、シラカシ等）が広がり暗く鬱蒼とした空間となっているため、積極的な植物管理による庭園景観の改善を図る。

斜面に接する「神秘洞」では、斜面から流れる土砂や樹木の根の影響により、現在は入口を封鎖しているため、周辺の斜面の整備とあわせ修復する。

- ルネッサンス整備事業で復元されたものが多く 20 年以上を経って部分的に傷みが見られるもの（客観廬、後天沼等）の修復を行う。
- 「神秘洞」およびその周辺の修復を行う。
- 「狸灯」に灯籠を取り付けた修復を行う。
- 「造化爛」などの石積みの修復を行う。
- 本来庭園景観にあわない外来植物や生長し過ぎた実生木などを整理する。
- 広場内の樹勢が弱った景観木（サルスベリ等）の樹勢回復を行う。
- 植物（植生）管理により、樹林地内の林床植物が生えた樹林景観を回復する。
- 景観上好ましくない老朽化した施設（舗装の劣化、縁石、老朽化したベンチ等）の改修を行う。

唯心庭区（心字池、主観亭、倫理淵、先天泉、鬼燈、独断峡がある空間）

妙正寺川沿い低地の東側で「心」の字を模った心字池を中心に、池泉、休憩所などがある景観をもつ区である。

斜面と妙正寺川脇（心字池周りも含む）のから張り出した常緑樹（トウネズミモチ、シラカシ等）が広がり暗く鬱蒼とした空間となっているため、積極的な植物管理による庭園景観の改善を図る。

ルネッサンス整備事業で復元された「心字池」は、公園利用に耐え得るような構造に復元され、当時の修景的な池から変わっているため、「心字池」および周辺の環境の改善を図る。

- ルネッサンス整備事業で復元されたものが多く 20 年以上を経って部分的に傷みが見られるもの（主観亭等）の修復を行う。
- 「心字池」や「概念橋」を当時の姿に修復するとともに、鬱蒼とした周辺を当時の環境に戻す植物管理を行う。
- 「鬼燈」の頭上に燈籠を取り付けた修復を行う。
- 「独断峡」などの石積みの修復を行う。
- 本来庭園景観にあわない外来植物や生長し過ぎた実生木などを整理する。
- 植物（植生）管理により、樹林地内の林床植物が生えた樹林景観を回復する。
- 景観上好ましくない老朽化した施設（舗装の劣化、縁石、老朽化したベンチ等）の改修を行う。

(3) Aゾーンの保存管理計画

表 5-2 : Aゾーンの保存管理の具体的方策 (1/2)

ゾーン		景観管理の考え方	哲学堂 7 7 場						植物管理						その他の施設							
			整備	整備事業 計 画			現状 変更		整備	整備事業 計 画			現状 変更		維持管理	整備	整備事業 計 画			現状 変更		
				短期	中期	長期	変更	維持		短期	中期	長期	変更	維持			短期	中期	長期	変更	維持	
A・1	入口区	・入口としてわかりやすく修景された景観 ・明るい雰囲気をもった入口の植物管理 ・哲学堂 7 7 場への景観による誘導 ・エントランスからの見通しを確保	①「常識門」の修復	○			○		①植え込地の剪定、刈り込み	○				○	・管理水準の高い庭園の植栽管理 ・植え込地内の（外来種など）の除草	①将来的に管理事務所の建て替えを検討			○	○		
									②大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○				○								
	時空間西区	・庭園景観と修景植栽の徹底 ・古建築物への景観や視線を重視 ・当時の開放感のある広場景観を復活 ・松林の疎林景観へ修復 ・周辺への眺望を確保 （但し、遮蔽となる樹木は残す）	①「鬼神窟」の補修	○				○	①植え込地の剪定、刈り込み	○				○	・管理水準の高い庭園の植栽管理 ・アカマツの育成管理 ・広場及び植え込地内の（外来種などの）除草	①舗装の改修（時空間岡）			○	○		
			②「天狗松」の復元			○		○	②大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○	○	○	○			②植樹まわりの縁石を撤去			○	○		
			③「百科叢」の修復			○		○	③枯損木の撤去	○				○		③ベンチの改修			○	○		
			④「四聖堂」の修復（要検討）				○	○	④景観支障木の整理	○			○									
									⑤アカマツの植栽		○		○									
	時空間東区	・庭園景観と修景植栽の徹底 ・古建築物への景観や視線を重視 ・枯損木の撤去や支障木の整理し景観を改善 ・「三学亭」の築山の景観を改善 ・当時の開放感のある広場景観を復活 ・松林の疎林景観へ修復 ・周辺への眺望を確保 （但し、遮蔽となる樹木は残す）	①「絶対城」の修復（要検討）				○	○	①植え込地の剪定、刈り込み	○				○	・管理水準の高い庭園の植栽管理 ・アカマツの育成管理 ・広場及び植え込地内の（外来種などの）除草	①舗装の改修（時空間岡）			○	○		
			②「観察境」の復元（要検討）					○	○	②大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理（三学亭築山舎）	○	○	○	○			②植樹まわりの縁石を撤去			○	○	
			③「宇宙館」の復元（要検討）					○	○	③枯損木の撤去	○					○	③ベンチの改修			○	○	
			④「相対溪」の復元					○	○	④景観支障木の整理	○			○								
			⑤「理外門」の修復	○				○		⑤アカマツの植栽		○		○								
A・2	斜面地区	・斜面地の保全からも落葉樹林の景観に転換 ・中央庭園ゾーン付近は松林の景観に転換 ・明るく見通しや眺望がきく景観に改善	①「筆塚」（基礎部）の修復	○				○	①大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○	○	○	○		・遷移を進めない林床植物管理 ・落葉広葉樹の育成管理 ・アカマツの育成管理	①舗装の改修（通路、小広場）	○			○		
			②「経験坂」の石積みの復元	○				○		②枯損木、実生木の撤去	○					○	②柵の改修	○			○	
									③落葉広葉樹の補植			○	○	○			③しがら柵の設置	○			○	
									④アカマツの植栽			○	○									
	三祖苑区	・斜面地の保全からも落葉樹林の景観に転換 ・「万有林」周辺は松林の景観に転換 ・明るく見通しや眺望がきく景観に改善	①「三祖苑」周辺の土砂撤去	○				○	①大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○	○	○	○		・遷移を進めない林床植物管理 ・落葉広葉樹の育成管理 ・アカマツの育成管理	①舗装の改修（通路、小広場）	○			○		
			②「三字壇」の修復	○				○		②枯損木、実生木の撤去	○					○	②「三祖苑」南側の土留め設置	○			○	
									③落葉広葉樹の補植			○	○	○								
									④アカマツの植栽			○	○									
	論理域区	・斜面地の保全からも林床が管理された落葉樹林の景観に転換 ・中央庭園ゾーン付近は松林の景観に転換 ・明るく見通しや眺望がきく景観に改善	①「心理崖」の石積みの修復	○				○	①大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○	○	○	○		・遷移を進めない林床植物管理 ・落葉広葉樹の育成管理 ・アカマツの育成管理							
									②枯損木、実生木の撤去	○				○								
									③林床整理	○			○									
									④アカマツの植栽		○		○									

表 5-2：A ゾーンの保存管理の具体的方策（2/2）

ゾーン		景観管理の考え方	哲学堂 7 7 場					植物管理										その他の施設				
			整備	整備事業 計 画			現状変 更		整備	整備事業 計 画			現状変 更		維持管理	整備	整備事業 計 画			現状変 更		
				短期	中期	長期	変 更	維 持		短期	中期	長期	変 更	維 持			短期	中期	長期	変 更	維 持	
A・3	唯物園区	・庭園景観と修景植栽の徹底 ・明るい雰囲気をもった園地景観を復活 ・広く妙正寺川を眺められる景観に改善	①「客観廬」の屋根の修復		○		○	①大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○				○		・管理水準の高い庭園の植栽管理 ・斜面沿いの林床植物の育成管理 ・広場及び植え込地内の（外来種などの）除草 ・実生木の撤去 ・石積み上部の実生木の除去	①舗装、縁石の改修		○		○		
			②「博物隄」の修復（斜面の安定）		○		○	②枯損木、実生木の撤去	○					○		②ベンチの改修	○			○		
			③「観象梁」の色の変更		○		○	③景観支障木の整理	○				○			③妙正寺川沿いの擬木柵の改修	○			○		
			④「神秘洞」の修復	○			○	④弱った樹木の樹勢回復	○				○									
			⑤「狸燈」の修復		○		○	⑤妙正寺川脇の植え込地の実生木（トウネミミチ、シラカシ、ヒサギ等）の撤去	○				○									
			⑥「造化爛」の石積みの修復		○		○	⑥流れ沿いの地被植物の植栽	○				○									
								⑦石積み上部の樹木の撤去		○			○									
	唯心庭区	・庭園景観と修景植栽の徹底 ・明るい雰囲気をもった園地景観を復活 ・広く妙正寺川を眺められる景観に改善 ・「心字池」周辺は明るい修景池の景観に改善	①「主観亭」の屋根の修復		○		○	①大きく生長し過ぎた樹木の剪定、整理	○				○		・管理水準の高い庭園の植栽管理 ・斜面沿いの林床植物の育成管理 ・広場及び植え込地内の（外来種などの）除草 ・石積み上部の実生木の除去 ・張り芝の育成管理	①舗装、縁石の改修		○		○		
			②「心字池」、「概念橋」の修復		○		○	②枯損木、実生木の撤去	○					○		②ベンチの改修	○			○		
			③「鬼燈」の修復		○		○	③景観支障木の整理	○				○			③妙正寺川沿いの擬木柵の改修	○			○		
			④「独断峡」の石積みの修復		○		○	④妙正寺川脇の植え込地の実生木（トウネミミチ、シラカシ、ヒサギ等）の撤去	○				○									
								⑤「心字池」周辺の樹木の整理		○			○									
								⑥「心字池」周辺の修景低木植栽と張芝		○			○									
								⑦石積み上部の樹木の撤去		○			○									

※ 変更：現状変更が伴う項目
維持：維持管理項目

※ 短期：短期計画（概ね平成 24 年から 5 年）
中期：中期計画（5 年～10 年）
長期：長期計画（10 年以上）

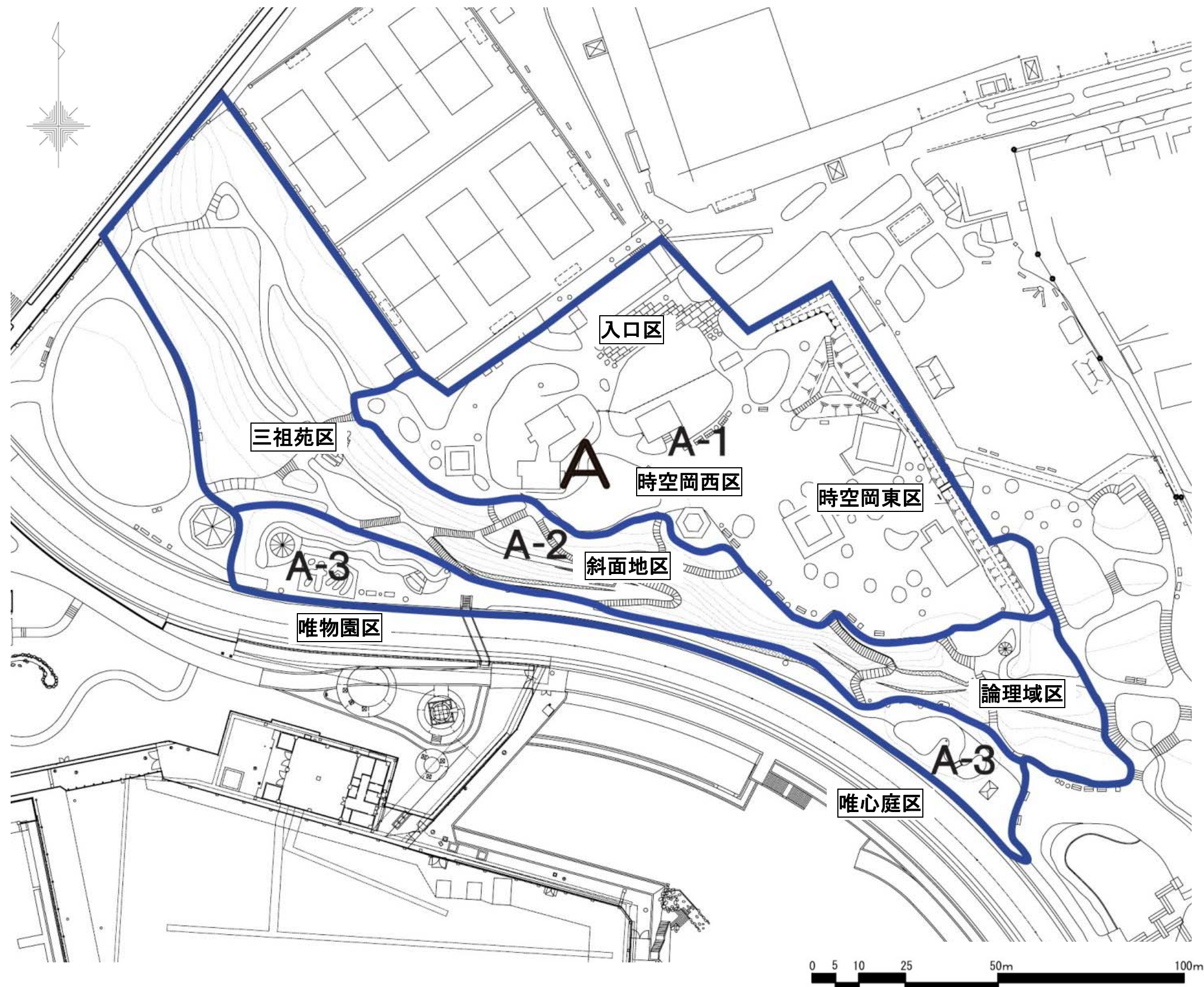


図 5-2 : A ゾーンにおけるゾーニング図

5-3 水環境管理計画

(1) 水環境管理の目標

哲学堂77場には、「唯物園」の「自然井～理化潭」、「唯心庭」の「先天泉」の水系が存在する(哲学堂公園内ではつつじ園の「滝～菖蒲池」を含め3つの水系が存在する)。

円了の時代では「唯物園」、「唯心庭」の水源は、豊富に湧き出た湧水であったが、周辺の市街化により湧き水はなくなり、ルネッサンス整備事業以降は、井戸水を水源としている。

ルネッサンス整備事業の計画段階(平成元年)では、「唯物園」および「唯心庭」の池泉や流れは、埋没・消失しており、「心字池」および「概念橋」(心字池に架かる橋)のみが昭和初期の写真を参考に、その他の施設はルネッサンス整備事業の考えに基づき、当時のイメージデザインにより復元された。

しかし、整備された「心字池」は、当時の写真に見られる「心字池」と護岸や「概念橋」の構造などの様子がことなる。よって、過去の写真から読み取れ、その姿が明らかであるもの(心字池、概念橋)については、当時の姿の復元していく。

池泉・流れについては、地下水を水源とする水環境が創出されている。水系景観を損なわない水質の維持や清掃などの管理を実施する。

(2) 水環境管理の具体的方策

① 心字池の復元

「心字池」は妙正寺川の改修により池の一部が消失したため、形状の完全な復元は不可能である。当時の写真から、「心字池」の護岸は低く芝のような草が池の護岸付近まで覆っている。また、池周辺には、起伏があり適所に修景的な灌木が配置されている。現在と大きく異なるところは、心字池の周りが明るく広がりをもった庭園な池である。

よって、写真のような修景的な池に改修する。しかし、現在の池の護岸まで人が行き来する利用では、護岸を崩したり、被覆植物を枯らしたりするため、人の立ち入りを禁止するような管理と合わせて検討していく。



図 5-3 : 昭和7年頃の心字池

② 概念橋の復元

「心字池」同様に「概念橋」を写真のように復元する。ただし、「概念橋」は老朽化もみられず耐用年数もあるため、改修時期については検討が必要である。

③ 進化溝、博物隄上部の土砂流出防止

「唯物園」内の「進化溝」、「博物隄」の北側は急斜面地で、地表面の土砂や落ち葉が流れ（進化溝）に入る。水施設に落ち葉や土砂が堆積し、流れの阻害や水質の悪化、さらに景観上好ましくない。斜面上の土砂流失防止を図るとともに、こまめな清掃により堆積物を除去するなど名勝にふさわしい質の高い管理を実施する。

④ 外来生物の排除

円了が哲学堂で生活していた頃は、雨が降ると蛙がお経を読むように、その鳴き声が聞こえていた。現在は夏場になると、「心字池」や「後天沼」にアメリカザリガニが生息し、それを捕まえて遊ぶ子供たちが集まり、池の中や周りをあらしめている。かつての円了の時代に環境に少しでも近づけるものとし、アメリカザリガニなどの外来生物を排除し、カエルなどの生息できる環境に戻す。

5-4 防火・防犯計画

(1) 防火・防犯管理の目標

文化財を火災や人的損傷から保護するため、諸関係機関の法規に準拠した防犯、防火・消火システムを整備する。

ハード面による対応のみでなく、防犯、防災には日常からのソフト面も重要であるため、消防や警察などと連携を図り、万が一の時には自動的に連絡が届くような連絡システムを構築する、地域全体での巡視や監視体制の強化や周辺住民が初期消火できるような体制を整えるなどの対応を図る。

文化財の防災（防火）対策では、予防、早期発見、初期対応、さらには、地震などの大規模災害にも備えておく必要がある。

(2) 防火・防犯管理の具体的方策

① 予防対策

災害を事前に防ぐ、または災害時の早急な対応のため、以下の内容を実施する。

- 地域全体での巡視や監視体制の強化
- 定期点検（漏電対策、システム点検など）や消防訓練の実施
- 延焼しやすいまたは倒れやすい樹木の撤去
- 可燃物の整理整頓

② 早期発見

火災や不審者による危害などを早期に発見し被害を最小限に防ぐため、以下の内容を実施する。

- 地域と連携した夜間の管理対応
- 通報連絡体制の強化

③ 初期対応

火災やなどの被害を拡大させない初期対応のため、以下の内容を実施する。

- 自動火災報知器、放水銃、ドレンチャーなどの設置
- 消防車両の動線の確保（近隣住民による消防用の進入道路の確保）
- 遠隔操作が可能な消火システムや自動消火設備の整備

④ 大規模災害への対策

- 耐震構造の強化

5-5 保存管理の方法

哲学堂公園の保存管理計画では、その対象を明らかにした上で、保存管理の方法を設定する。

(1) 保存管理方法の分類

保存管理は、将来予想される変化などを念頭に置き、必要があれば手を加えながら価値の保存を図ることとし、次の方法により行う。

表 5-5：保存管理の分類と内容

分類	内容	備考
1) 保守・保全	き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。	経過観察を行う
2) 復旧(修理)	き損や劣化した箇所を、原状に戻す。	
3) 修復・復元	き損・破損や劣化を防止し、本来あるべき姿に修復・復元するために計画的に整備を図る	
ア. 修復	名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべき本来あるべき姿を取り戻して価値の向上を図る。	
イ. 復元	消失した施設を信憑性のある資料や古写真などをもとに、本来あるべき姿を取り戻し、価値の創出を図る。	
4) 活用整備	公開活用のため、より積極的に名勝としての価値の向上につながる整備を図る。	

(2) 保存管理方法の内容

1) 保守・保全

- ・き損・破損や劣化防止のために必要な日常的な維持管理は、継続的に実施する。
- ・形状や素材などの原状を変更しないよう留意する。
- ・維持管理の中で、き損・破損や劣化している箇所を修理した場合は、その状態を維持するよう管理する。
- ・経過観察を行い、必要に応じて、復旧（修理）や修復を検討する。

2) 復旧（修理）

- ・き損・劣化した場合は、き損や劣化前の状態に戻すことを基本とする「復旧（修理）」の措置を講じ、名勝としての機能を回復する。
- ・形状や素材、景観などを原状と同じ状態に戻すことを基本とし、他の構成要素との共存が困難にならないよう配慮する。
- ・原則として、き損または劣化している箇所が発見された時点で実施する。箇所数が多い場合は、名勝保存上の必要性や安全性を優先し、必要性の高い箇所から実施する。

- ・地形改変は最小にとどめることを基本に、周辺との連続性、安定性、持続性に配慮し実施する。（恒久的工事や規模の大きなものは「修復」として実施する）

3) 修復・復元

ア. 修復

- ・復旧（修理）の措置では対応が困難な状況であった場合や、将来価値を損ねる可能性がある場合に実施する。
- ・き損・破損や劣化箇所の現状および価値を踏まえて、区間ごとの保存すべき本来あるべき姿への回復を目指して整備する。
- ・地形改変は最小にとどめることを基本に、名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法を検討し実施する。方法は、あらかじめあるべき姿の実現にふさわしい方法として検討されてものから選定する。
- ・実施に当たっては、周辺環境との調和に留意する。
- ・修復後は、必要に応じて事業主体が施工後のモニタリング調査および解析・評価などを実施する。

イ. 復元

- ・復元の措置では、修復では対応できない、消失したものを対象とし、信憑性のある資料や古写真などが存在する場合に実施する。
- ・地形改変は最小にとどめることを基本に、名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法を検討し実施する。方法は、あらかじめあるべき姿の実現にふさわしい方法として検討されてものから選定する。
- ・実施に当たっては、周辺環境との調和に留意する。
- ・修復後は、必要に応じて事業主体が施工後のモニタリング調査および解析・評価などを実施する。

4) 活用整備

- ・哲学堂公園の本質的価値の普及を図るため、視覚的再現や活用施設の整備などを検討する。
- ・利用者が安全で快適に哲学堂公園の本質的価値に接することができるよう、歩行空間の整備や柵のデザインの統一、解説板の設置などを検討する。
- ・公開・活用によって利用者が集中し、名勝としての価値が低下しないよう十分に配慮する。

5-6 現状変更等の取扱いについて

(1) 現状変更等の取扱方針

東京都文化財保護条例（以下「都条例」）第14条第1項の規定により、「都指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。」とされている。

また、文化財保護法等、国の文化財関係法令の一部改正を受け、東京都教育委員会は、「東京都文化財保護条例及び東京都文化財保護条例施行規則」（以下「規則」）の一部改正を行い、平成12年4月1日より規則第25条第1号から4号（※）に掲げる、重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為以外の史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可事務を区市教育委員会が行うことになった。

※区市教育委員会が処理する事務の範囲は、都規則第25条に、下記のように規定されている

条例第五十七条第二号の規定による重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為以外の都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為（都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- 一 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- 二 工作物（建築物を除く。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- 三 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- 四 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。）

(2) 現状変更等の取扱基準

国は特別史跡名勝または史跡名勝の本質的価値の顕在化を図り、その適切な保存と活用を目的として実施する以下の整備事業以外の現状変更等については、原則として許可しないこととしている。都においてもこれに準じている。

名勝指定範囲内での現状変更に係る行為を分類し、法的な手続きの必要性に応じて整理すると、各行為は次の手続きを行うことが求められる。

- ・東京都教育委員会の許可を得る必要がある、現状変更（軽微な現状変更以外のもの）
- ・中野区教育委員会の許可を得る必要がある、軽微な現状変更
（都規則25条「区市教育委員会が処理する事務の範囲」）

なお、東京都名勝哲学堂公園については、東京都指定範囲にかかるテニスコート・駐車場・児童遊園・公園管理事務所・哲学閣東側部分の取扱いについて東京都教育委員会との協議の結果、掘削等により新たに形状の変更が生じる場合を除き、中野区教育委員会が取扱うものとする。

1) 客観的で信頼性のある修復・復元

発掘調査及び精度の高い史料等に関する調査の結果に基づき実施されるものに限る。

- ①地形及び遺構（地割・石組・歴史的建造物および建造物等を含む）の修復
- ②失われた建造物及び構造物の復元

2) 適切な保存のために必要とされる最小限の保存・管理施設の設置

- ①標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設の設置

3) 適切な保存のために必要とされる最小限の防災施設等の設置

- ①自動火災報知器、消火施設、防火施設、避雷施設、防犯施設等の設置
- ②シロアリその他、病虫害駆除のための施設等の設置

4) 適切な活用のために必要とされる最小限の公開活用施設又は便益施設等の設置

- ①園路とその付帯施設（手摺り、人止め柵等を含む）の設置
- ②便所、四阿、水飲み、くずかご、ベンチ等の施設の設置
- ③「ガイダンス施設」等の学習施設の設置
- ④その他の利便施設の設置

5) 適切な保存と活用のために必要とされる環境基盤の整備

- ①庭園樹木の植栽及び伐採
- ②水質の浄化等に関する施設の設置

6) 上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

- ①発掘調査
- ②ボーリング等による地質及び地下水挙動等に関する調査
- ③その他必要とされる調査

7) 公益上必要な施設に係る新規整備

公益上必要に係る新規整備は、名勝の価値と共存を図ることを前提に、整備の実施について、事業主体は都、区市等の関係機関と協議を行ったうえで、許可を得る。なお、改変規模の大きな現状変更に関しては、学識経験者等で構成される委員会等を設置し、検討することが望ましい。

- ①公益上必要な道路や橋梁の新設・架け替え（拡幅を含む）等
- ②道路の付属物の新設等
- ③上下水道管、導排水施設、電線、ガス管等の横断管路の新設、付け替え

(3) 現状変更許可を要しない場合

1) 維持の措置（※）

※維持の措置の範囲は、都規則第14条に、下記のように規定されている

- 一 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該都指定有形文化財又は当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状(指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。
- 二 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。
- 三 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

日常の維持管理作業は、文化財としての価値を維持するうえで必要不可欠な行為である。これらの作業は、「維持の措置」の範囲として、以下のア)～カ)に列記し運用する。

庭園内の拓本調査は、「都条例」14条ただし書きにおける「影響の軽微である場合」に該当するものとし、現状変更等の許可は要しないが、以下の2項目を順守する。

- ①正しい技術で行い、文化財に損傷を及ぼすような方法での採拓は認めない。
- ②区学芸員の立会（指導）。

また、石碑のレプリカ（型取り）を作成する場合には、文化財担当部署の許可を必要とする。

ア) 植物管理

- ① 草本類の管理（芝刈、草刈、笹刈、除草、植え替え、株分け等）
- ② 整枝剪定、刈込みなどの樹木の手入れ。
- ③ 安全管理のために行う支障木・枯損木等の伐採、枯枝の除去。
- ④ 遺構や石積等の構造物に影響を及ぼす、実生木や支障木の除去。

【取扱細目】

- ・ 処理において地形の変更を伴わないもの。
- ・ 処理において周辺の建築物及び構造物等に影響を与えないもの。
- ・ 処理において抜根を伴わず、地表面や地下部分に影響を与えないもの。
- ・ 安全管理上必要となる、支障木・枯損木・支障枝・枯枝の除去で、その都度行うもの。

イ) 工作物の維持補修

- ① 管理上必要な、囲い柵・外柵・ロープ柵・仕切柵・竹垣・板垣等で、同質材料かつ同規模の更新。
- ② 管理上必要な、案内板・制札板・誘導標識・解説版等の表示板の更新。
- ③ 管理上必要な、ベンチ・縁台・ゴミ箱・吸殻入・水飲等の小規模工作物の補修。

ウ) 建築物の維持補修

- ① 集会用建築物の建具・畳・襖・壁クロス材・床保護材等の補修。
- ② 管理運営施設の落書き消し、かき疵等の小規模な補修。
- ③ 管理運営施設の同一壁面又は同一屋根面における同一素材部分の塗装又は屋根材等の補修。
- ④ 事務所・倉庫・集積所等の建築物の内装及び屋内諸設備の補修。

【取扱細目】

- ・ 文化財指定にかかる庭園構成要素たる建築物、復元された建築物や構造物を除く。
- ・ 新設または変更する場合、壁面については、届出を必要とする。
- ・ 利活用において当該施設に期待される最低限の質や雰囲気を維持するために行う補修。
- ・ 汚れ、キズ、劣化などの周期的又は応急的な補修。
- ・ 管理施設として位置づけられる建築物の補修。

エ) 地表面・園路の維持補修

- ① 未舗装の園路又は広場に発生する水たまりの地形の改変を伴わない埋戻し及び不陸の整正。
- ② 地形の改変を伴わない、シガラ柵・土留柵等の応急処置で、表土流失を一時的に抑えるために③緊急を要するもの。
- ③ 石積・石組・階段・園路等に二次的に堆積した土砂の地形の改変を伴わない除去
- ④ 園路（階段）の構造やデザインの変更を伴わない現状に復するための補修。
- ⑤ 流れ、枯山水、洲浜等のごろた石やぐり石の定期的な「ぐり返し」。

【取扱細目】

- ・整備事業が行われるまでの間、現状を悪化させないための応急処理。
- ・公開に伴い、安全管理の予防措置として行う性格が強いもので、地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

オ) 池泉・流れ

- ① 池泉及び流れに堆積した落ち葉や塵芥等のすくい上げ。
- ② 水循環設備保守のために設置した落ち葉、塵芥の吸い込み防止仮柵の更新。
- ③ 老朽、欠落した護岸材による漏水、溢水を防止するために行う応急処置。

【取扱細目】

- ・池底や遺構に影響を与えず、底質上に溜まった塵芥等の除去（しゅん濇除く）で清掃に類するもの。
- ・水質と流水維持のために行う、落ち葉、塵芥止めの仮柵であって、既に許可を受けたものの老朽に伴う更新。

カ) 催事に伴う仮設物の設置

- ① 定例行事として行われる催物で、仮設物の位置・規模・数量が変わらず、かつ設置及び撤去の際に土地の形状に変更がないもの。
- ② 仮設物の位置が庭園鑑賞の妨げにならず、形状や色彩が庭園の雰囲気にも悪影響を及ぼさないもの。
- ③ こも巻き、正月飾りなどのほか、催物期間内に設置される装飾のための植栽

【取扱細目】

- ・企画内容、規模、位置などが毎年同じであり、土地の形状に変更がないもの。
- ・以前から行われてきた庭園独自の庭技やあしらい物などの仮設置。
- ・準備開始から撤去終了までの期間が概ね1箇月を超えない催事で、地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

2) 非常災害のために必要な応急措置を執る場合

3) 保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

(4) 具体的作業例

維持補修についての具体的作業例を以下に示す。

表 5-6-1：具体的作業例

種別	作業項目	内容	回数・補修サイクル
植物管理	草本	除草・草刈	年間の大半を占める管理作業
		植付け	日本産草花を植付ける
	笹類刈込み		笹類の刈り込みを行う
	株物手入		サツキ、ツツジ類を中心に枝透かし、刈り込みを行う
	高中木	手入	マツなど修景上重要な仕立物の剪定を行う
		枯損木処理	病虫害で立ち枯れた樹木の伐採処理する
		支障木処理	石積や遺構、建築物に支障をきたす樹木の整理する
		枯枝撤去	生育、景観上良くない枯枝を処理する
		実生木処理	本来はない実生で生えてきた樹木を抜き取る
	落葉採取		園路、広場、池、流れなどの機能維持、美観維持のため実施する
施設管理	建築物	建具、床、壁、柱、屋根	日常の開け閉め 張替、部分破損の補修を行う
	工作物	柵	安全上及び美観上、補修を行う
		垣根	傷んだ部分の補修を行う
		案内板 サイン類 掲示板	老朽化、記載内容の変更変更が生じた時に更新する
		木製ベンチ	木製品主体に取り替える
		ゴミ箱	老朽化したものを更新する
		土舗装 飛石 縁石 延段・石段	小規模かつ応急的な補修を行う
		石積 石積護岸	小規模かつ応急的な補修を行う
		排水側溝 排水管 集水樹 給水管 各種樹蓋	日常点検を行い、応急処置が必要な場合は、専門業者対応とする
		照明灯 放送設備 受電設備 池水循環設備	日常点検を行い、応急処置が必要な場合は、専門業者対応とする 受電設備、池水循環設備等必要なものは、定期点検を行う
		各種塗装	園内施設を対象に行う
	催事	哲学堂祭	催事に伴う仮設物(椅子、机など)の設置
管理運営	情報	庭園ガイド	ボランティアにより運営
	仮設物	制札板 催物案内板 仮柵	工事の迂回路案内や、臨時呼びかけ 立て看板程度のものを庭園入口に表示する 災害時あるいは、作業の安全確保のための施設
	清掃	園地 諸施設	開放庭園として相応しい清掃を行う

第6章 整備・活用計画

6-1 整備計画

(1) 整備内容

1) 整備方法の整理

哲学堂77場について、整備方法ごとに表6-1-1に整理する。

表6-1-1：哲学堂77場の整備方法の整理

分類	施設
1) 保守・保全	哲学閣、真理界、一元牆、 <u>髑髏庵</u> 、 <u>復活廊</u> 、唱念塔、 <u>六賢台</u> 、三祖碑、物字壇、進化溝、数理江、後天沼、原子橋、自然井、先天泉、論理域、聖哲碑、 <u>演繹觀</u> 、記念碑、理想橋、幽霊梅、硯塚、 <u>万象庫</u>
2) 復旧(修理)	<u>哲理門</u> 、 <u>鬼神窟</u> 、 <u>接神室</u> 、 <u>靈明閣</u> 、筆塚、 <u>三学亭</u> 、 <u>無尽蔵</u> 、 <u>向上楼</u>
3) 修復・復元	
ア. 修復	<u>常識門</u> 、 <u>時空岡</u> 、 <u>四聖堂</u> 、 <u>懷疑巷</u> 、 <u>経験坂</u> 、 <u>感覚巒</u> 、三祖苑、三祖壇、唯物園、 <u>客觀廬</u> 、理化潭、博物隄、 <u>觀象梁</u> 、 <u>神秘洞</u> 、 <u>狸燈</u> 、造化爛、二元衢、学界津、独断峽、 <u>唯心庭</u> 、 <u>心字池</u> 、 <u>倫理淵</u> 、 <u>心理崖</u> 、 <u>理性島</u> 、 <u>鬼燈</u> 、 <u>概念橋</u> 、 <u>主觀亭</u> 、 <u>直覚径</u> 、 <u>認識路</u> 、 <u>絶対城</u> 、 <u>觀念脚</u> 、 <u>相對溪</u> 、 <u>理外門</u> 、 <u>宇宙館</u> 、 <u>皇国殿</u>
イ. 復元	天狗松、百科叢、万有林、意識駅、 <u>觀察境</u>
4) 活用整備	<u>鑽仰軒</u> 、 <u>哲史蹊</u> 、 <u>望遠橋</u> 、 <u>星界洲</u> 、 <u>半月台</u> 、 <u>帰納場</u> 、 <u>向上楼</u> 、 <u>万象庫</u> 、 <u>舗装</u> 、 <u>柵</u> 、 <u>解説板</u> 、 <u>斜面地の保全</u>

※下線は、建築物を示す。

※向上楼は「復旧(修理)」と「活用整備」に、万象庫は「現状保存」と「活用整備」に、それぞれ重複する。

2) 古建築物の整備内容

【四聖堂】

- これまでに大規模な修復が行われていないことから、縁材（浜縁材）、金物や跳ね上げ戸（蔀戸）、丁番、漆喰壁など、建物全体に傷みが見られる。構造診断など詳細な調査を実施したうえ、部分修理または解体修理（柱など建物下方の骨組みだけを残して解体し、軸部材は解体しないままで行う半解体修理も含むなど）の検討を行い、修復する。
- 公開の頻度などを考慮し、将来に向けての安全性、耐久性（耐震など）を十分に考慮する必要がある。

【宇宙館】

- はめ込み横戸（蔀戸）の塗装の剥離が激しく、下地の鉄板にさびが出ている。さびのひどい戸は亜鉛鉄板を貼り替えたうえ、塗装を行う。
- 外壁漆喰壁の表面が剥離しているため、修理する。
- 数カ所の柱脚が、腐朽のため、圧縮破損を起こしている。
- 東側外周の地表面が浸食している。浸食された地表面を戻し、地盤面を水平に保つ。
- 詳細な調査を実施したうえ、部分修理または解体修理の検討を行い、修復する。

【絶対城・観察境】

- 束石(独立基礎)を受けている大谷石が、風化している。雰囲気を損なわないように、検討したうえで、修復する。
- 聖哲碑の右柱に付く梁が抜けかかっている。詳細な調査を実施したうえ、部分修理または半解体修理の検討を行い、修復する。
- 一階格子戸の滑車が摩耗して、動きにくくなっている。格子戸の滑車は取り替える。
- 観察境（展望台）が撤去されたままである。観察境(展望台)は、安全上利用が難しいが、復元する。

【主観亭・客観廬・哲理門】

- 屋根葺材のシングル葺は耐用年限が過ぎているため、屋根を葺き替える。（主観亭・客観廬）
- 軒先板段積み、垂木が一部腐食している、柱脚袴金物が腐食し始めている（客観廬）、瓦ひら面の漆喰の一部が剥れている（哲理門）などは、損傷部を修理する。

3) 整備内容の整理

① 哲学堂77場

表 6-1-2 : 哲学堂77場の整備内容 (1/5)

No	名称	施設状況	保守 ・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	内容
					修復	復元		
1	哲学関 テツガクカン	・やや上部が内側に傾く ・哲学堂77場の入口の門として汚れが目立つ	○					石柱の傾きは、すぐに倒壊するほどではないため、経過を観察し将来的に修復を検討する。
2	真理界 シンリカイ	・やや上部が内側に傾く ・哲学堂77場の入口の門として汚れが目立つ	○					石柱の傾きは、すぐに倒壊するほどではないため、経過を観察し将来的に修復を検討する。
3	鑽仰軒 サンキョウケン	・現在はなし ・公園管路事務所が建っているため、同位置に再建不可能である。また、当時の建物の記録もない。						説明板を設置する。
4	哲理門 テツリモン	・瓦ひら面の漆喰の一部が剥れ ・垂木(破風)と軒先部の接合部に穴あり		○				傷みは部分的である。今後の経過を観察し、将来的に修復を検討する。
5	一元牆 イチゲンショウ	・部分的な破損や全体的な傷みが見られる	○					数年ごとに更新する必要がある施設であるため、維持管理の中で改修することが望ましい。
6	常識門 ジョウシキモン	・門扉の金具や基礎の根元が損傷			○			損傷が激しいため、修復する。
7	髑髏庵 ドクロアン	・主だった損傷は見られない(集会場として使用されている)	○					利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復を検討する
8	復活廊 フッカツロウ	・主だった損傷は見られない(集会場として使用されている)	○					利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復を検討する
9	鬼神窟 キシンクツ	・H23の震災により漆喰の壁が損傷 ・縁側のガラス戸のガラスの割れ		○				破損した漆喰壁を塗り替える。 ガラスを取り替える。
10	接神室 セッシンシツ	・震災により漆喰の壁が損傷 ・縁側のガラス戸のガラスの割れ		○				破損した漆喰壁を塗り替える。 ガラスを取り替える。
11	霊明閣 レイメイカク	・H23の震災により漆喰の壁が損傷		○				破損した漆喰壁を塗り替える。
12	天狗松 テングマツ	・空地になり、シラカシの高木が育つ				○		哲学堂の構成する重要なものであるため、アカマツを移植し、復元する。
13	時空岡 ジクウコウ	・雨水の浸食により表土が流失 ・凹凸や水みちが目立つ			○			劣化した舗装が露出しているので、舗装の改修を行う。
14	百科叢 ヒヤッカソウ	・庭園風に管理されるが、樹木が大きく生長する ・過去の写真との比較から植栽の景観が大きく変化する				○		植栽を整理して、当時の姿に近づくように復元する。
15	四聖堂 シセイドウ	・浜縁材、金物や跳ね上げ戸(蔀戸)、丁番、漆喰壁など、建物全体に傷み ・土台(足固め部分)に腐食			○			全体的に傷みが見られるため、構造診断など詳細な調査を実施した上で、部分補修または解体修理の検討を行い、修復する。
16	唱念塔 ショウネンタウ	・状態は変わらない	○					汚れている場合は、清掃を実施する。修復の必要はないが、説明板を設ける必要がある。
17	六賢台 ロクケンダイ	・基礎の大谷石が風化 ・外壁塗装の一部剥離	○					軽度の損傷であるため、利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復・復元を検討する

表 6-1-2：哲学堂 7 7 場の整備内容（2/5）

No	名称	施設状況	保守・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	内容
					修復	復元		
18	筆塚 フデヅカ	・基礎の土壌が流失し、基礎コンクリートが地面から露出		○				基礎の下部が地面から露出しているため、基礎及び基礎周辺の地盤を改修する。
19	懷疑巷 カイギコウ	・雨水の浸食により地表面の一部に壊れ			○			舗装を全面改修する。また、石標が倒れそうであるため、修復する。
20	経験坂 ケイケンザカ	・路肩の一部の石積みが一部損傷 ・階段脇の土砂が急斜面で一部表土が階段内に流失			○			路肩の石積の損傷を修復する。
21	感覚巒 カンカクラン	・雨水の浸食により地表面の一部に壊れ			○			舗装を全面改修する。
22	万有林 バンユウリン	・松林から常緑広葉樹林に遷移				○		植生の転換を図り、アカマツの林を復元する。
23	三祖苑 サンゾエン	・谷側の斜面が急なため土留め(簡易木柵)が崩壊の恐れ			○			簡易木柵を撤去し、強固な石積みを設置する。
24	三字壇 サンジダン	・角が欠けて、天端の張石にひびあり			○			欠けている台座面、縁石及び台座の基礎コンクリートを修復する。
25	三祖碑 サンソヒ	・背面のクスノキの根が張出し、傾く (現在は伐採)	○					全体的に汚れが目立つ程度である、主だった損傷も見られないので管理の中で維持管理を行う。
26	哲史蹊 テッシケイ	・擬木土留めで法面を保護						詳細が不明であるため、当時の姿の復元は不可である。
27	唯物園 ユイブツエン	・舗装の劣化やベンチの老朽化が見られる			○			舗装やベンチが老朽化しているため、修復する。
28	物字壇 ブツジダン	・状態は変わらない	○					リュウノヒゲの手入れを行う ロープの柵の色が緑であるため、色彩のデザインの統一を図る。
29	客観廬 キヤツカンロ	・屋根の縁が腐食 ・屋根葺材のシングル葺が耐用年数となる。			○			屋根を葺き替える。
30	進化溝 シンカコウ	・山側の表土が崩れ、流失 ・一部樹木の根が石積みに巻き込む	○					斜面の樹木を伐採及び植生が林床を覆うことで、表土の安定を図る。その後、経年変化を観察し、必要に応じて山側の石積の再整備をする。
31	理化潭 リカタン	・排水口に落葉などが詰まり、応急的にグレーチングを設置			○			排水口にスクリーン(ゴミ除け)を設置する。
32	博物隄 ハクブツテイ	・山側の土砂が崩壊の恐れ			○			斜面の樹木を伐採及び植生が林床を覆うことで、表土の安定を図る。さらに、斜面上の土留めを設置するなど石積が土砂で埋もれない対策を実施するとともに、消失している部分を復元する。
33	数理江 スウリコウ	・河川改修により河床が下がり、見え難くなった。安全上、柵を設置	○					当時の姿への復元は出来ないが、説明板を設ける必要がある。
34	観象梁 カンショウリョウ	・水色の塗装が景観と合わない ・当時の構造の詳細が不明なため、形状の再現は困難			○			塗装の色を古色にする。
35	望遠橋 ホウエンキョウ	・現在はなし						安全性が保てないことや河川との協議が難しいことから、復元は難しい。
36	星界洲 セイカイス	・不明						河川改修により消失し、現在は哲学の庭があるため、復元は難しい。

表 6-1-2：哲学堂 7 7 場の整備内容（3/5）

No	名称	施設状況	保守 ・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	保存管理計画における修復・復元
					修復	復元		
37	半月台 ハンゲツダイ	・現在はなし						河川改修により消失し、当面、復元は難しい。
38	神秘洞 シンピドウ	・石や土砂や落葉で開口部が一部閉塞 ・内部が崩壊の恐れあり			○			土砂の崩壊及び神秘洞を修復する。崩壊箇所や崩壊の状況が不明で確認が難しい。詳細な調査を実施し対処法を検討する必要がある。
39	狸燈 リウ	・狸の上部にあった傘が外れている			○			頭上の傘を復元する。
40	後天沼 コウテンショウ	・護岸の裏の舗装がなくなり、一部防水シートが露出	○					唯物園の舗装の改修で対応する。
41	原子橋 ゲンシキョウ	・橋脚の水際部がやや損傷	○					傷みは部分的である。今後の経過を観察し、将来的に修復を検討する。
42	自然井 シゼンセイ	・状態は変わらない ・河川改修により、湧水が枯れ、現在はポンプで水を循環させている	○					修復の必要はないが、竹を人工的な埋設標で止めるのではなく、自然石で囲って止めたほうが修景的に良い。
43	造化爛 ゾウカカン	・基礎コンクリートの一部が露出 ・樹木の根が石積みを覆い、崩壊の恐れ			○			石積み上部の樹木を伐採・抜根し、石積に空いた目地を修理する。
44	二元衢 ニゲンク	・造化爛からの雨水により表土が流失 ・PC 擬木柵が劣化			○			劣化した舗装を全面改修する。
45	学界津 ガクカイツ	・不明			○			劣化した舗装を全面改修する。解説板が必要である。
46	独断峡 ドクタンキョウ	・樹木の根が石積みを覆い、崩壊の恐れ ・舗装が劣化する			○			劣化した舗装を全面改修する。石積み上部の樹木を伐採・抜根し、石積に空いた目地を修理する。
47	唯心庭 ユイシンテイ	・雨水の浸食により表土が流失			○			劣化した舗装を全面改修する。
48	心字池 シンジイケ	・河川改修により池の形状はかわったが、施設の状態は変わらない			○			当時の景観や雰囲気近づけるよう、護岸脇に植栽を追加するなど修景的にする。
49	倫理淵 リンリエン	・存在がわかりにくい			○			場所を明確にし、そこに導く飛び石のような工夫が必要である。
50	心理崖 シンリガイ	石積みの一部が損傷			○			損傷した石積みを修復する。
51	理性島 リセイジマ	・存在がわかりにくい			○			場所を明確にし、そこに導く飛び石のような工夫が必要である。
52	鬼燈 キトウ	・鬼の上部にあった灯籠が外れている			○			頭上に灯籠を載せ、当時の姿に復元する。
53	概念橋 ガイネンキョウ	・状態は変わらない			○			当時の構造に復元する。ただし、老朽化が見られないため、整備時期は検討する必要がある。
54	先天泉 センテンセン	・元々石で隠していた排水樹のグレーチングが露出 ・河川改修により、湧水が枯れ、現在はポンプで水を循環させている	○					設置当時のように石で排水樹を覆い、修景的な改善を図る。管理の中で定期的に清掃する。
55	主観亭 シュカンテイ	・舗装の均しコンクリートが露出 ・軒先板段積み、垂木が一部腐食			○			屋根を葺き替える。

表 6-1-2：哲学堂 7 7 場の整備内容（4/5）

No	名称	施設状況	保守 ・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	内容
					修復	復元		
56	直覚径 チョッカケイ	・石積が一部損傷			○			一部、石積が傷んでいるため、修復する。
57	認識路 ニンシキロ	・石積の基礎が露出し、倒壊の恐れ			○			一部、石積が傷んでいるため、修復する。また、階段の石の目地が流れているため、目地を詰める。
58	論理域 ロンリイキ	・不明	○					現況のままとする
59	演繹観 エンエキカン	・大きな損傷は見られない	○					樹林の下で劣化しやすい場所にあるため、経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復・復元を検討する
60	帰納場 キノウジョウ	・現在は基礎のみ残存						詳細が不明なため、復元が困難である。説明板の設置が必要である。
61	意識駅 イシキエキ	・現在はなし ・園外への眺望は確保可能だが、周辺の宅地開発により、当時の田園風景の復元は困難				○		植生計画と併せて、眺望を復元する。
62	絶対城 ゼツタイジョウ	・束石(独立基礎)の支持層大谷石が風化 ・外壁の剥離や一部の梁が抜けかかっている			○			束石(独立基礎)の支持層大谷石は、雰囲気を損なわないように、修復する。 抜けかかっている梁は、構造診断など詳細な調査を実施した上で、部分補修または解体修理の検討を行い、修復する。
63	聖哲碑 セイテツヒ	・状態は変わらない	○					修復の必要はない。
64	観念脚 カンネンキヤク	・絶対城と同じ			○			絶対城と同じ
65	観察境 カンサツキョウ	・現在はなし				○		観察境(展望台)は、安全上利用が難しいが、当時の写真をもとに復元する。
66	記念碑 キネンヒ	・状態は変わらないが屋外にあるため、やや汚れが目立つ	○					管理の中で定期的に清掃する。
67	相対溪 ソウタイケイ	・一面に落葉が堆積 ・流末がない			○			土砂を掘り返し、護岸の整備をする。
68	理想橋 リソウキョウ	・モルタルの水切りにひび割れがある	○					ひび割れを管理の中で修理していく。
69	理外門 リガイモン	・木が腐食し、著しく劣化			○			本体木部が腐って劣化する。修復して、哲学堂公園の裏門としてふさわしいものにする。
70	幽霊梅 ユウレイバイ	・状態は変わらない	○					石標の文字とロープ柵が重なり見え難い場所があるため、ロープ柵の位置を変更する。
71	宇宙館 ウチュウカン	・外壁の塗装が剥離し、下地の鉄板にさびあり ・柱脚が圧縮破損を起こしている			○			さびがひどい戸は貼り換えの上、塗装を行う。 構造診断など詳細な調査を実施した上で、部分補修または解体修理の検討を行い、修復する。
72	皇国殿 コウコクテン	・宇宙館と同じ			○			宇宙館と同じ
73	三学亭 サンガクテイ	・木の柱、軒桁に傷み ・屋根本葺瓦の素丸瓦1カ所が抜けている ・石額が風化している		○				軽度の損傷であるため、数年毎に見直し、修復を検討する。
74	硯塚 スズリヅカ	・状態は変わらないが屋外にあるため、やや汚れが目立つ	○					字を見やすくするため、定期的に清掃する。

表 6-1-2：哲学堂 77 場の整備内容（5/5）

No	名称	施設状況	保守 ・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	内容
					修復	復元		
75	無尽蔵 ムジンゾウ	・二階の平板金物の外れ(登り梁と横架材が痩せたため)		○				利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復を検討する。
76	向上楼 コウジョウロウ	・無尽蔵と同じ		○			○	利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復を検討する。平板金物の外れを治す。現在の展示場を今後も活用を検討していく。
77	万象庫 バンショウコ	・無尽蔵と同じ	○				○	利用状況や損傷などを経年的に確認し、状況に応じて見直し、将来的に修復を検討する。現在の展示場を今後も活用を検討していく。
a	四阿	・漆喰壁汚れ、いたずら書きあり	○					数年毎に見直し、修復を検討する。
b	便所-1	・現在はなし	○					詳細が不明であるため、復元困難である。
c	便所-2	・外壁のレンガのみ残り、トイレとして使えない	○					詳細が不明であるため、復元困難である。

②その他施設

表 6-1-2：その他施設の整備内容（5/5）

	名称	施設状況	保守 ・保全	復旧 (修理)	修復・復元		活用 整備	内容
					修復	復元		
	舗装	・ルネッサンス整備工事で敷設した土系舗装が 20 年以上経過し、表層が剥離、または浸食により劣化が目立つ					○	舗装を改修する。
	柵	・コンクリート擬木柵の表面劣化、部分的な破損、支柱が傾くなどの損傷が目立つ ・応急的な簡易柵が設置されているなど、安全上の対策が不十分であるとともに、統一感がない。					○	デザインを統一した安全な柵に直す。
	解説板	・内容が難解 ・哲学堂 77 場の中でも、解説板がないものがある ・板が外れているものがある					○	・哲学堂公園に合ったデザインや大きさなどを検討し、設置する
	斜面地	・樹木の根による斜面崩壊や石積の破損 ・表土の流出 ・斜面崩壊の恐れ					○	・常緑樹の伐採・抜根する。 ・表土流出防止の土留(しがら柵など)を設置する。 ・石積の復旧(修理)を行う。

（2）整備事業計画

哲学堂公園の整備事業計画を検討する。ただし、この事業計画は、中野区の財政状況や新たな資料の発見などにより、今後変更すべきものである。

表 6-1-3：整備事業計画（案）の検討

内 容		短期計画（概ねH24 から 5 年）	中期計画（概ね 5 ～10 年）	長期計画（10 年以上）	備 考（対象ゾーン）
哲学堂七十七場	建築物	・「常識門」の部分修理 ※1 ・「霊明閣」の壁の修理 ※2	・「四聖堂」の修復 ※3 ・「絶対城」の修復 ※4 ・「宇宙館」の修復 ※5 ・「観察境」（絶対城展望台）の復元	・「四聖堂」の修復 ※3 ・「絶対城」の修復 ※4 ・「宇宙館」の修復 ※5 ・「観察境」（絶対城展望台）の復元	A-1
		・破損した建築物の修復			A-2、3
	石造物など		・「相対溪」の復元 ※6	・「時空岡」の修復（舗装の再整備）	A-1
		・「三祖苑」の修復 ※7			A-2
		・「神秘洞」の修復 ※8	・「唯物園」 ・「唯心庭」の修復・復元		A-3
	植物		・「天狗松」の復元 ・「百科叢」の復元		A-1
・「万有林」の復元		・「万有林」の復元	・「万有林」の復元	A-2	
樹木		・枯損木や支障木の伐採、抜根 ・アカマツの植栽 ・落葉広葉樹の植栽	・アカマツの植栽 ・落葉広葉樹の植栽	・アカマツの植栽 ・落葉広葉樹の植栽	A-1、2
園路・広場など		・園路舗装の再整備			A-2
			・「唯物園」 ・「唯心庭」の舗装の再整備		A-3
		・（バリアフリー）園路舗装の修理	・（バリアフリー）園路舗装の再整備		B
サービス施設など		・防火・防犯設備			A-1
		・サイン（案内、解説）などの再整備 ・その他サービス施設の改修、整備	・サイン（案内、解説）などの再整備 ・その他サービス施設の改修、整備		A-1～3 B、C（エントランス）
				・管理棟の改築	A-1
安全のための施設など （斜面地の保全対策 などを含む）		・安全柵の再整備			A-1～3
		・石積などの修復 ・土留の整備			A-2

- ※1：門扉の金具や基礎の根元が損傷
※2：漆喰の壁が損傷
※3：建物全体に傷み
※4：束石(独立基礎)の支持層大谷石が風化、一部梁が抜けかけている
※5：建物全体のゆがみ、柱脚が圧縮破損
※6：土砂が堆積し、形状が変更している
※7：土留(簡易木柵)が崩壊の恐れ
※8：石、土砂、樹木の根で開口部が一部閉塞、内部崩壊の恐れ

6-2 活用計画

名勝は、適切な保存管理だけでなく幅広い利活用を通じて社会の支持を受けることにより、次世代へ継承される。

哲学堂公園は、井上円了の思想や哲学の概念が表現された他に類をみない価値があり、様々な利活用を図ることができる。したがって、文化財の価値を損なわないことを前提に、活用しながら保存していくことも検討する。

多様な利用者層（外国人、若年層、高齢者や障害者など）を視野に入れた幅広い利用を促すことも必要である。また、地域全体の連携や協働により、来園者が哲学堂公園の歴史や哲学についての関心や理解を深めることができるような利活用プログラムを実施する。

（１）利用の促進

ガイドの充実や情報発信をこれまで以上に行うことで、哲学堂公園の歴史的・文化的価値をアピールし、多様な利用者層の利用を図る。

- ・東洋大学や地域との連携を図り、ガイド養成を充実させる。
- ・イベントの内容や頻度を充実させ、哲学堂公園の魅力をアピールする。
- ・哲学堂公園や井上円了についての理解を深めるために、東洋大学や哲学の専門家と連携して、資料の収集や勉強会の開催を検討する。

（２）情報発信

哲学堂公園の価値を平易に伝達し理解を促すため、解説板の設置、ガイドブックやパンフレットの提供と併せ、庭園めぐり（ガイド）・見学会などの開催などの充実を図り、哲学堂公園の価値をわかりやすく伝える。

- ・哲学堂 7 7 場における哲学の概念や思想を利用者が理解できるように、解説板を設置する。ただし、設置にあたっては、大きさ、色、内容などを十分に検討し、哲学堂公園に合うものにする必要がある。
- ・哲学堂 7 7 場は難解であるため、哲学の概念を理解しやすいガイドブックやパンフレットを提供する。
- ・必要に応じてガイドや見学会の回数を検討する。
- ・哲学堂 7 7 場や『哲学堂案内』に示された順路について分かりやすく説明するために、携帯端末（ユビキタスコミュニケーター）や写真やDVDなどの活用を検討する。

(3) 生涯学習等への活用

郷土の貴重な財産である哲学堂公園を中野区の重要な学習の場として捉え、学校との連携や社会教育における生涯学習などの体験学習の場として積極的に活用する。

- ・学校との連携を通して、子供たちに哲学堂公園を伝えるとともに哲学への興味を引き出す。
- ・哲学などをテーマに講習会を開き、社会教育の体験学習の場としての活用を検討する。
- ・本を読む場、討論する場など、社会教育のための様々な利用を検討する。

(4) 地域の参画

貴重な文化財である哲学堂公園の価値を、多様な媒体を通じてアピールし、その共有財産を地域全体で守り育てていく。

- ・引き続き運営協議会を開催し、地域全体で哲学堂公園の方向性やあり方を議論する。
- ・アンケート調査やヒアリング調査を行うことで、地域から見た哲学堂公園の位置づけや現状を理解し、より良い活用を目指す。

(5) ユニバーサルデザインやサービス施設の改善と充実

(『資料編：7. ユニバーサルデザイン』参照)

人的サポートや仮設的施設の設置による対応などにより、利用者が快適に通行できるようにする。また、サインの説明や表示の方法の改善や外国人への対応を検討する。ただし、文化財であることを十分に理解し、文化財としての価値を損なわない対応を行う。

- ・サインやパンフレットなどの情報は、外国語表記を検討する。
- ・エントランスに園内ルートがわかりやすく表示された案内板を設置し、勾配が急である場所をきちんと明示する。
- ・車いす動線は、施設整備のみによる対応が難しく、管理者やガイドなどによる人的対応を行う。
- ・現在の車いすのルートを修理し、車イスで直接見ることができない斜面地については、携帯端末（ユビキタスコミュニケーター）や写真やDVDなどの活用を検討する。

第7章 考慮すべき事項

保存管理計画の実施にあたり、以下の事項を考慮して取り組むものとする。

（１）環境改善

哲学堂公園を取り巻く環境は、創設当時から大きく変貌している。富士山への眺望や周辺の田園風景はなくなり、情緒的な面影は消えてしまった。

名勝地にとって景観の変化は極めて大きな影響であり、指定地のみでは解決できないものである。現段階では、周辺の土地利用や景観を昔に戻すことはできないが、公園周辺の地域に対して一定の行為の制限や禁止ができるような検討が必要であり、長期の視点に立った景観の保護を考える必要がある。

また、公園内部を創設当時あった松林へ復元するため、生長し過ぎた常緑樹などを、取り除く際には、区民へその必要性を十分説明し、理解を得て実施しなければならない。その際には、植生の専門家に意見を聞いたり、検討会を設けて慎重に進めることが必要である。

（２）適切な維持管理

哲学堂公園の持つ本質的価値を将来に渡って守り、継承していくには、本保存管理計画に基づいた文化財の修復・復元はもとより、日常的な維持管理も重要である。日常の維持管理においても、公園の文化財としての価値を十分認識したうえで、文化財としての価値を高められるよう創意工夫をしていかなければならない。

（３）適切な運営管理

哲学堂公園は、その価値や社会的意義を区民に伝えるために、適切な運営管理が必要である。より質の高い文化財の運営管理を行うには、施設類を高い水準で維持していかなければならない。そのために、利用者の質の確保や一定の修理費等をまかなうために、入園の有料化による効果などを検証すべきである。

（４）活用のあり方

円了は哲学堂を精神教育の場とするとともに、講義場である「宇宙館」、図書館である「絶対城」、巡講により各地で珍しい物品を陳列した「無尽蔵」などを建立し、これらを使用することで社会教育の精神修養的公園として考えていた。

古建築物は、その文化的価値を保護するため、現在は限定的な利用しか行われていない。「絶対城」は本来、図書館として1階が書庫、2階が読書室であったが、現在は1階に展示物を置いているのみで本来の利用を行っていない。また、「無尽蔵」では円了の収集した珍しい物品のほか、哲学堂に関する資料が展示されているが、来園者の誰もが利用できるようにはなっていない。

円了が社会教育の精神修養的公園とした思想には、哲学堂77場を利用し経験を積むことが重要であったと思われる。また、建築物は利用することにより、守られるため、定期的に公開する等、積極的に利用することが必要である。よって、文化財の保存とあわせて、現代の人々

が哲学を体験できる図書館、資料館、講義室などを、どのような形で実現できるか検討する必要がある。

(5) 修復・復元のあり方

古建築物をはじめ 77 場の修復、復元にあたっては、新たな資料の収集に努めるとともに、工法や手法などについて慎重に決定する必要がある。それぞれ個別に専門家に意見を聞くことや検討委員会を設置して工法や手法を決定すべきである。

(6) 国有地の取扱い

現在、哲学堂公園には、一部に国有地が含まれているが、そこは東京都名勝指定範囲の対象外となっている。したがって、一括に管理するために、区が所有すること等を検討し、将来的に名勝指定範囲に加えることが望まれる。

付. 検討委員会の構成および検討手順

(1) 哲学堂公園保存管理計画策定検討委員会の構成

哲学堂公園保存管理計画策定検討委員会の委員を表1に示す。

表1：検討委員会の構成員

(敬称略)

役 割	委員名	現 職(平成24年3月現在)	備 考
学識者委員 (委員長)	進士 五十八	東京農業大学名誉教授	造園
学識者委員 (副委員長)	亀山 章	東京農工大学名誉教授	造園
学識者委員	内田 青蔵	神奈川大学教授	建築
学識者委員	三浦 節夫	東洋大学教授 哲学堂専門家 なかの生涯学習大学講師	井上円了研究
区民委員	西沢 治	歴史研究家	
区民委員	吉田 克己	歴史研究家	
区民委員	竹田 肇	歴史研究家	哲学堂公園ガイド
中野区委員	服部 敏信	中野区都市基盤部長	
中野区委員	田中 政之	中野区健康福祉部長	
中野区委員	小山内 秀樹	中野区経営室副参事(施設担当)	
中野区委員	浅川 靖	中野区健康福祉部副参事 (学習スポーツ担当)	
中野区委員	古屋 勉	中野区都市基盤部副参事 (道路・公園管理担当)	
オブザーバー	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部 管理課長補佐	
オブザーバー	高橋 一平	哲学堂公園指定管理者	

表2：事務局の構成員

役 割	氏 名	現 職(平成24年3月現在)
事務局	新田 謙三	中野区都市基盤部公園維持・管理担当係長
事務局	比田井 克仁	中野区健康福祉部文化財担当係長
事務局	中村 雄一	中野区都市基盤部公園維持・管理担当
事務局	山崎 祐一	中野区都市基盤部公園維持・管理担当
事務局	山元 誠	株式会社 森緑地設計事務所
事務局	藤森 幸子	株式会社 森緑地設計事務所
事務局	手塚 一雅	株式会社 森緑地設計事務所
事務局	永田 竜一	株式会社 森緑地設計事務所

(2) 検討手順

保存管理計画策定に関わる作業手順を図1に示す。

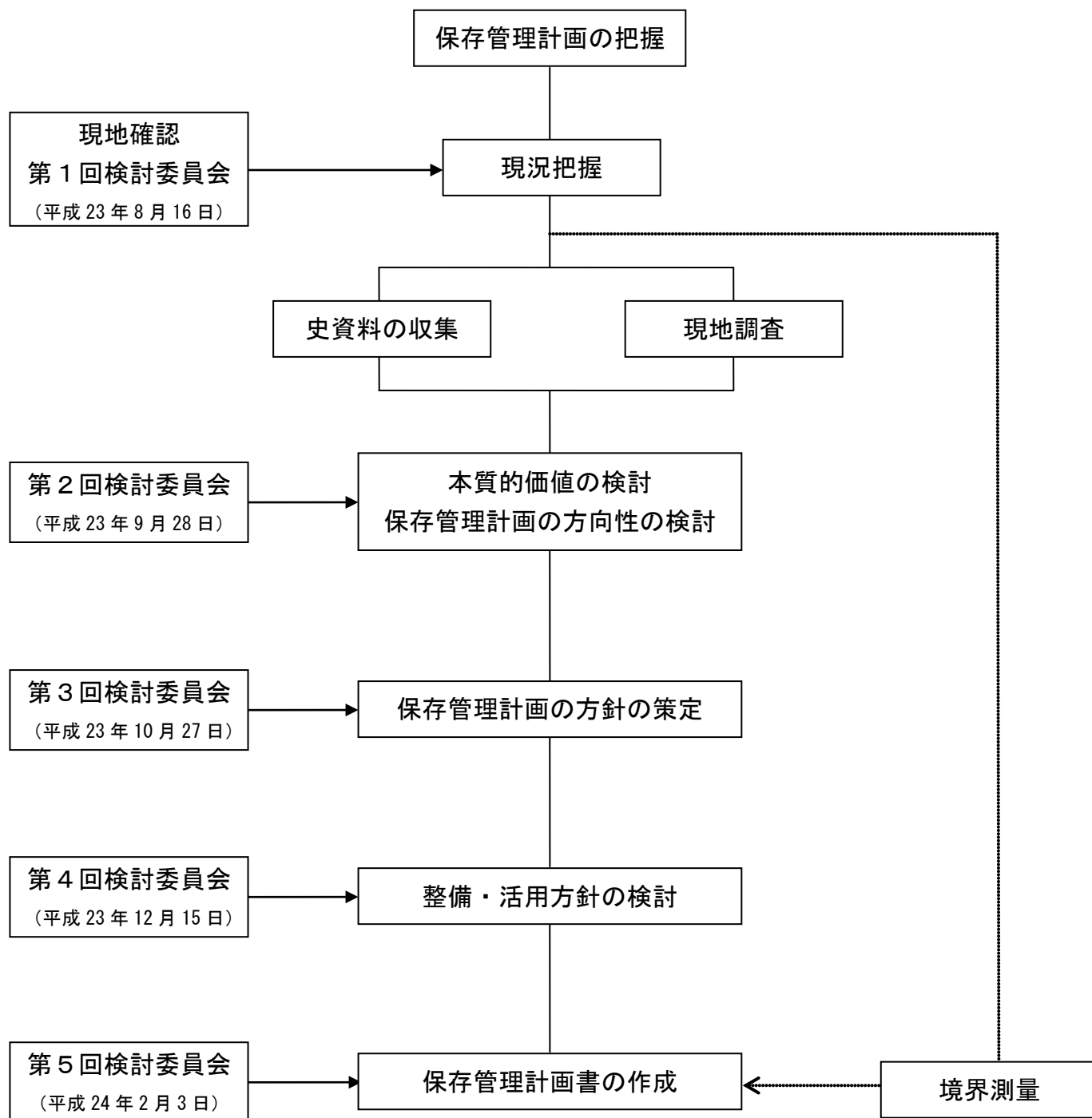


図1：作業フロー図

哲学堂公園保存管理計画（案）

平成24年3月発行

発行 中野区都市基盤部道路・公園管理分野

〒164-8501

東京都中野区中野四丁目8番1号

T E L 03-3228-8032

東京都指定名勝

哲学堂公園保存管理計画（案）

《資料編》

平成 24 年 3 月

中 野 区

目 次（資料編）

1. 歴史（変遷図）	1
2. 哲学堂 7 7 場の改修状況	17
3. 植生	29
4. 景観構成	57
5. 文化財における防火・消火対策	71
6. 利用・運営の現状	75
7. ユニバーサルデザイン	81

【参考資料】

I. 東京都文化財庭園の運営・取組み	85
II. 事業スケジュール(案)	91
III. 参考文献	93
IV. 東京都文化財保護条例および施行規則	95

1. 歴史 (変遷図)

(1) 大正8年 哲学堂略図

財団法人哲学堂寄付行為認可申請書に添付されていた図面。

まだ、テニスコートなどは見られず、哲学堂77場がほぼ整った初期の頃の平面図。

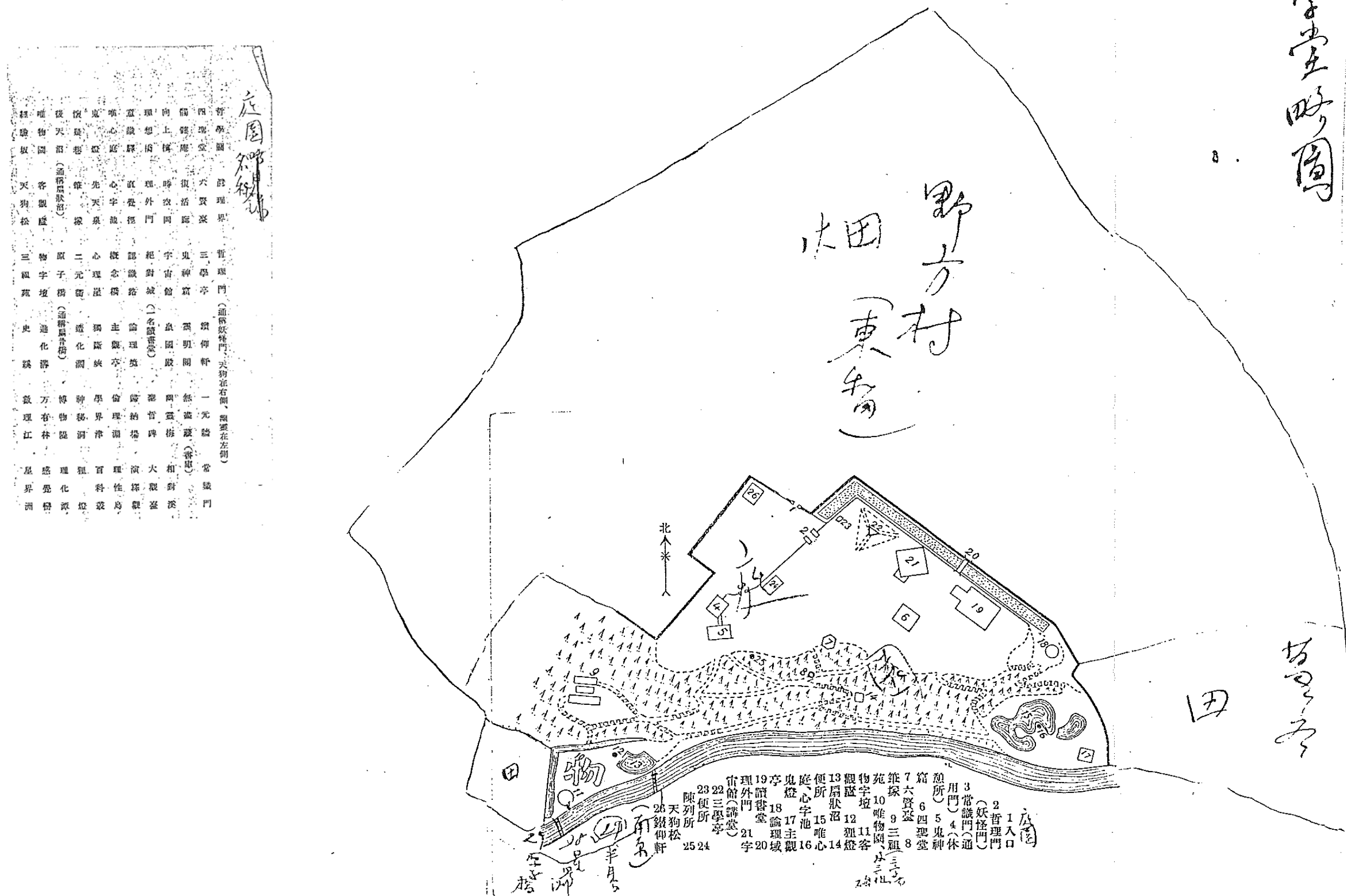


図 1-1: 大正8年の哲学堂公園

(複写元: 中野区立哲学堂公園 時代考証に関する調査報告書 平成元年2月)

(2) 昭和 14 年 哲学堂略案内

「哲学堂略案内」の昭和14年度版に掲載されている図面である。

運動場（テニスコート、野球場）、梵天台、児童遊戯場、菖蒲園、水月亭、牡丹園、梅林が設置されていた。

新設予定として、聖沼、哲人居、プール、読書室、須弥苑、生死海の6つの施設名が挙がっているが、現存するものはない。

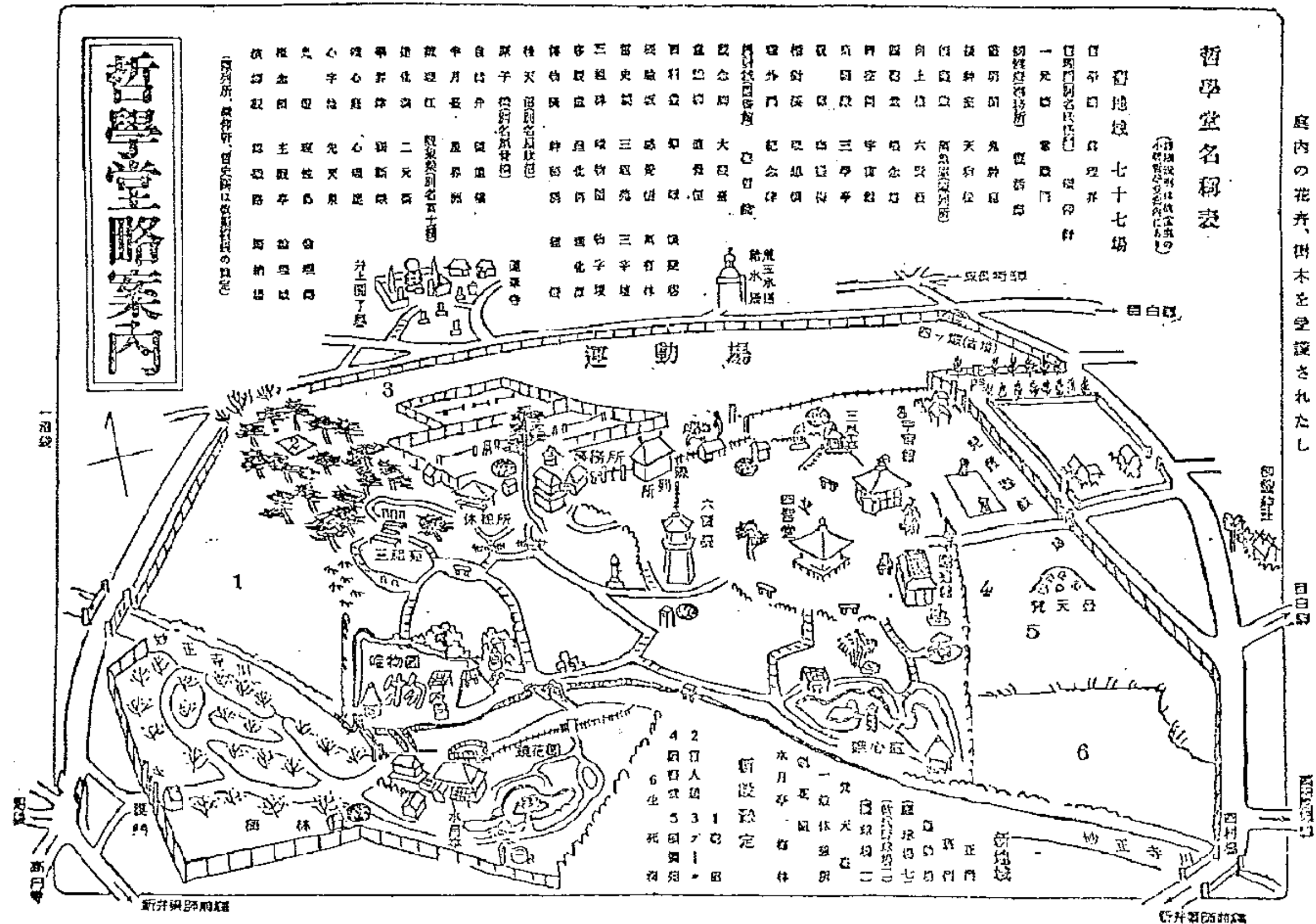


図 1-2：昭和 14 年の哲学堂公園

(複写元：中野区立哲学堂公園 時代考証に関する調査報告書 平成元年2月)

(3) 昭和 15 年頃 哲学堂略図

「哲学堂案内」に掲載されている図面である。

昭和 14 年頃の図面と比べて、大きな変化はない。

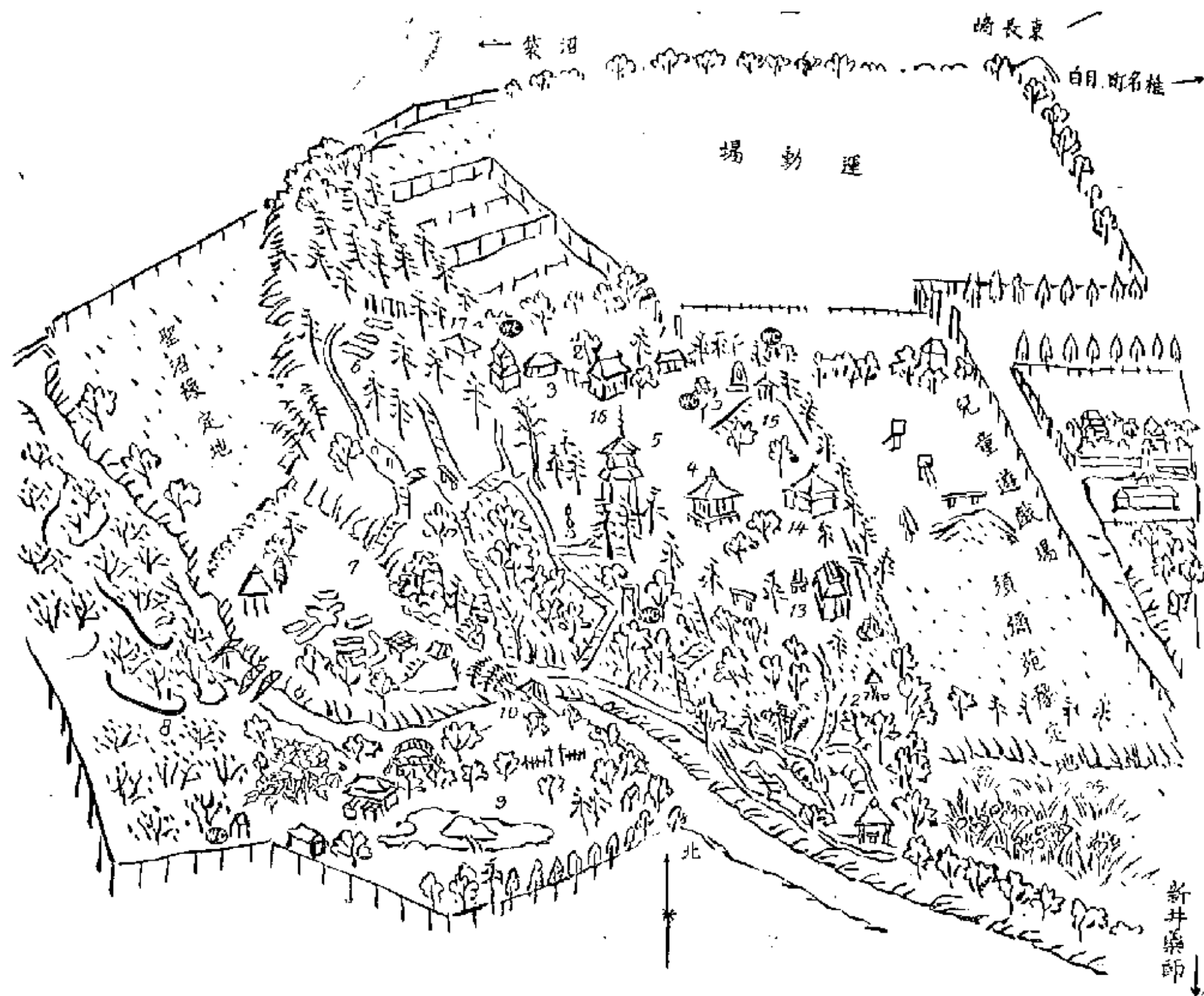


図 1-3 : 昭和 15 年の哲学堂公園

(複写元 : 哲学堂案内)

(4) 昭和 21 年 井上哲学堂敷地実測図

東京市に寄付されて間もなくの頃の平面図で、妙正寺川河川改修に使われた図面。

この頃には、テニスコートもできており、園地が広がっている。

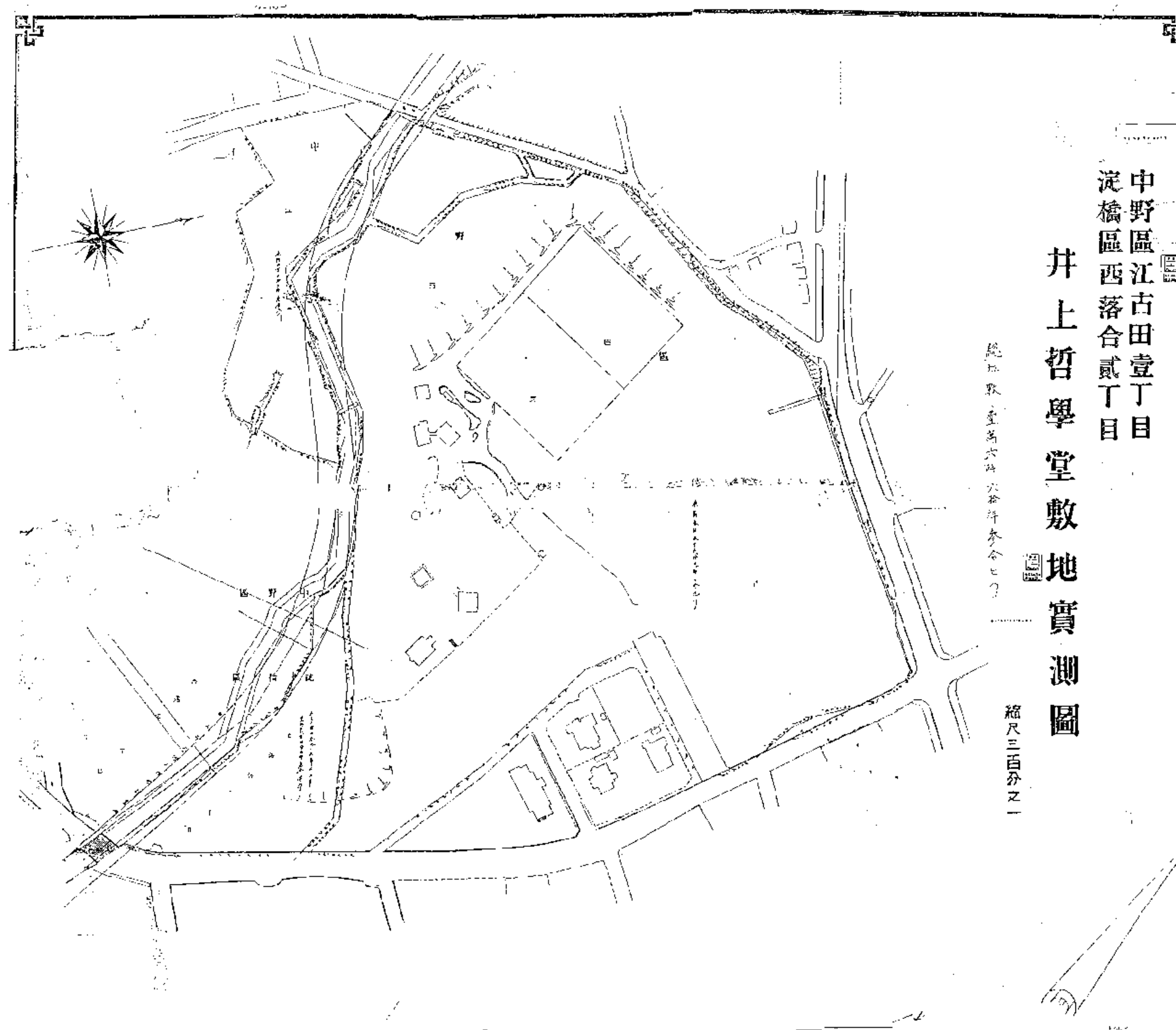


図 1-4 : 昭和 21 年の哲学堂公園

(複写元：中野区立哲学堂公園 時代考証に関する調査報告書 平成元年 2 月)

（5）昭和 42 年 哲学堂公園平面図

東京都建設局西部公園緑地事務所作成。公園管理用の図面である。妙正寺川の改修が終わった状態である。

南側の敷地に水月亭が残っている。園地は拡張され、つつじ園、菖蒲池、児童遊園ができています。



図 1-5：昭和 42 年の哲学堂公園

（複写元：中野区立哲学堂公園 時代考証に関する調査報告書 平成元年 2 月）

（6）昭和 50 年 哲学堂公園敷地現況図

昭和 50 年に作成された図面である。

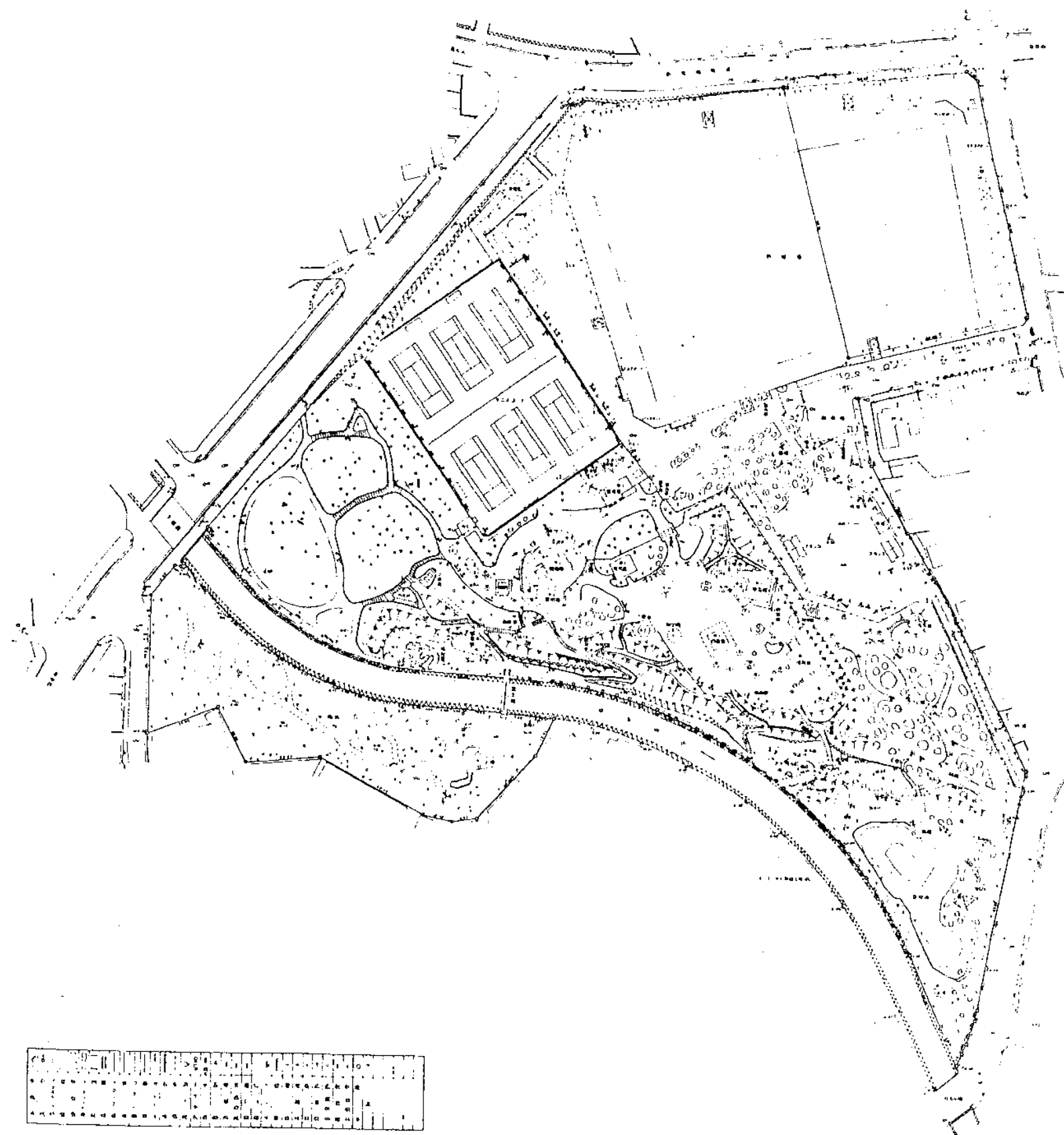


図 1-6：昭和 50 年の哲学堂公園

（複写元：中野区立哲学堂公園 時代考証に関する調査報告書 平成元年 2 月）

(7) 平成元年 現況平面図

平成元年に作成された図面である。



図 1-7：平成元年の哲学堂公園

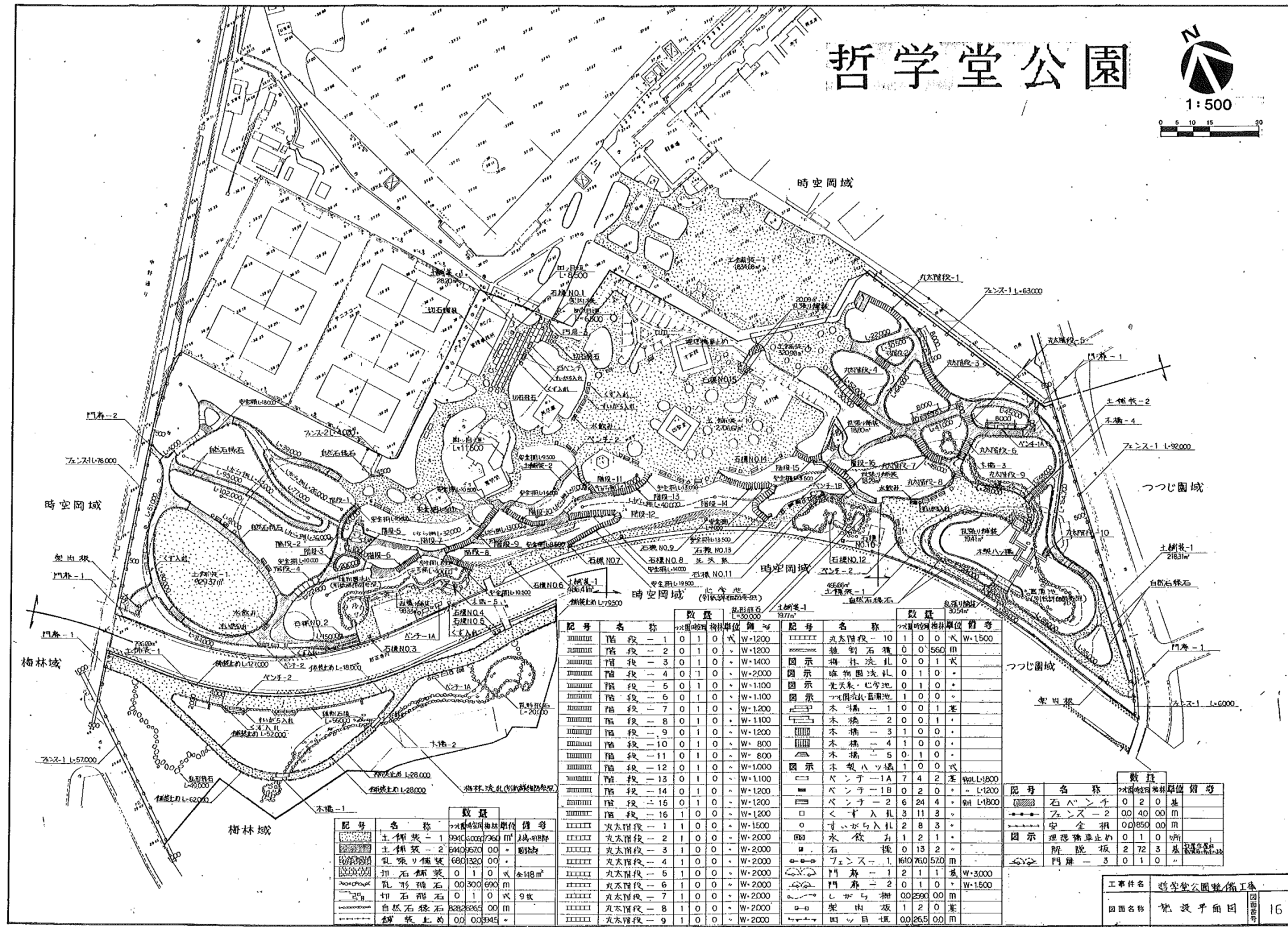
(提供元：中野区都市基盤部道路・公園管理分野)

(8) 平成4年 施設平面図

平成4年にルネッサンス整備の時に、作成された図面である。

大規模な再整備が行われた。哲理門、鬼神窟などを修復し、客観廬、主観亭、心字池などを復元した。

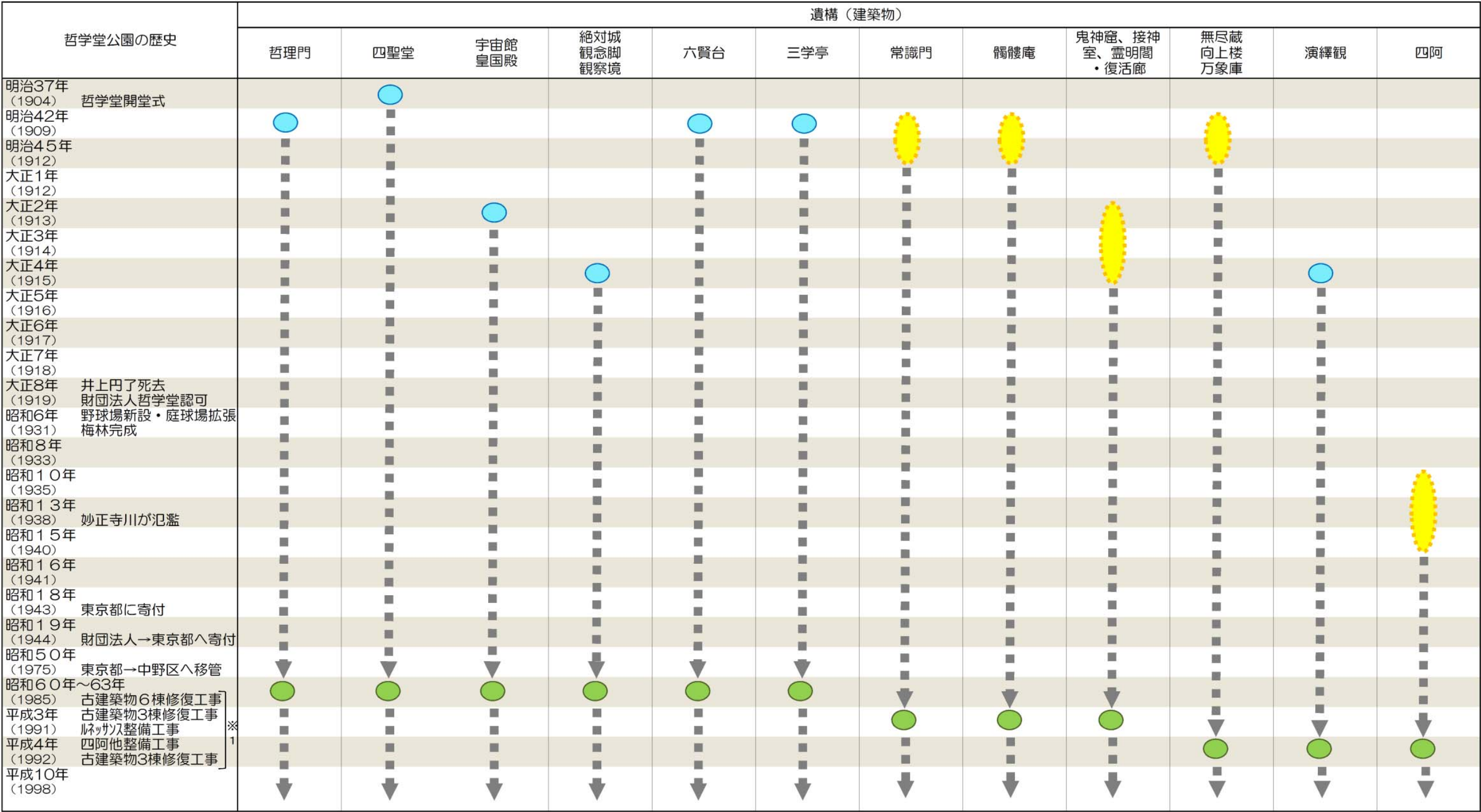
ほぼ、現況に近い状況である。



2. 哲学堂 7 7 場の改修状況

(1) 改修年表

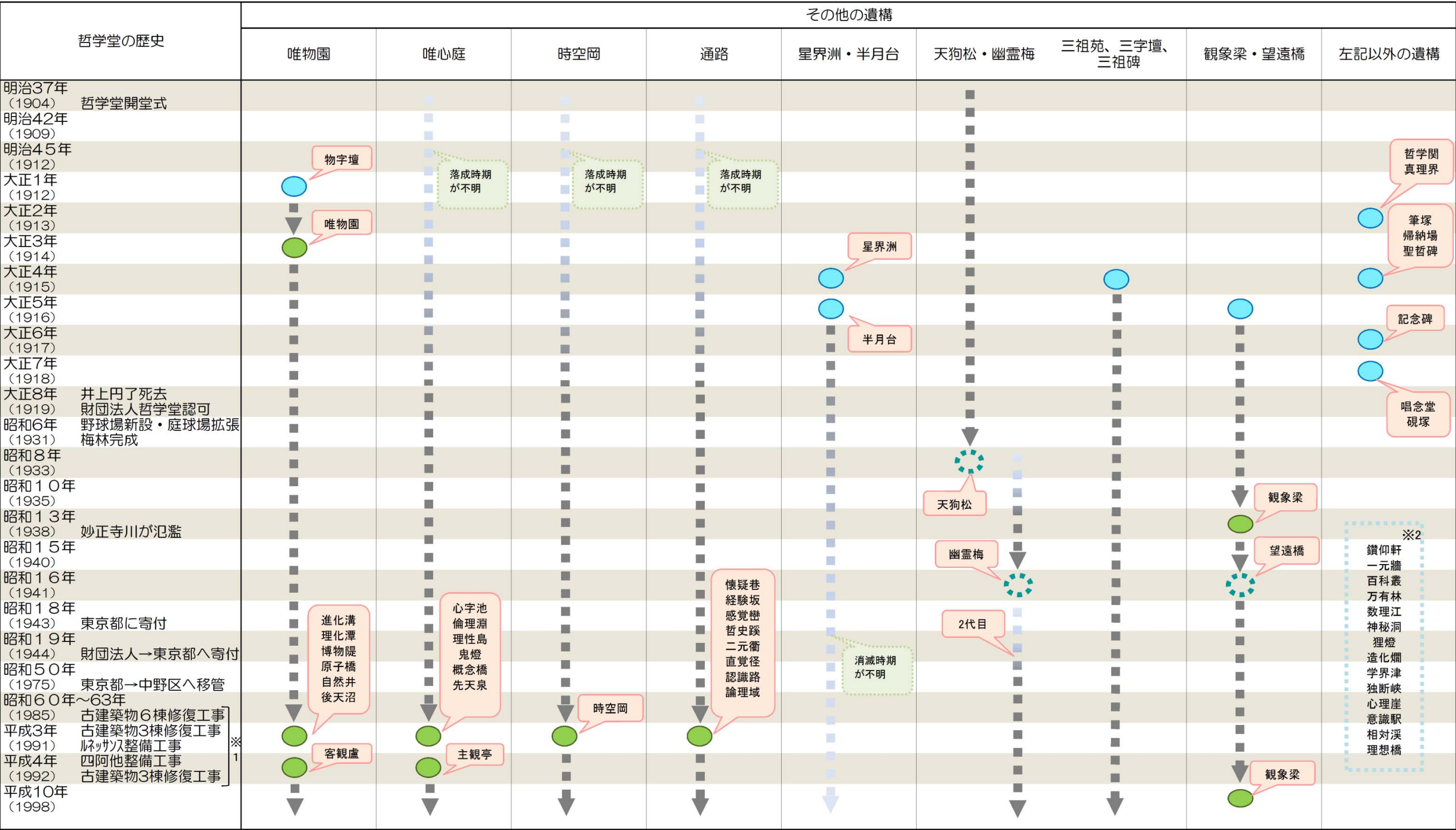
哲学堂 7 7 場の改修年表を図 2-1 に整理する。



※ 1：ルネッサンス構想により計画策定。ルネッサンス構想は、中野区に移管後、〈ルネッサンス〉（復興）をテーマに哲学堂公園全体の空間計画を策定したものである。昭和62年に基本構想、昭和63年に調査、平成元年に整備計画を策定し、平成4年までに実施設計及び整備工事を行った。



図 2-1：哲学堂 7 7 場の改修状況（1/2）



※1：ｽﾍﾟｰｽｾﾞｯｼｭ構想により計画策定。ｽﾍﾟｰｽｾﾞｯｼｭ構想は、中野区に移管後、〈ｽﾍﾟｰｽｾﾞｯｼｭ〉(復興)をテーマに哲学堂公園全体の空間計画を策定したものである。
昭和62年に基本構想、昭和63年に調査、平成元年に整備計画を策定し、平成4年までに実施設計及び整備工事を行った。

※2：落成、修復、消滅時期が不明。



図 2-1：哲学堂 7 7 場の改修状況 (2/2)

(2) ルネッサンス計画による再整備

中野区は、ルネッサンス構想により、計画を策定し、昭和 63 年に調査、平成元年に整備計画を策定し、平成 4 年までに実施設計及び整備工事を行った。

①ルネッサンス計画における整備の考え方

哲学堂公園は、文化財指定され、他に類を見ない独特の特質を持っているため、区内唯一の歴史公園として位置づけ、ルネッサンス（復興）をテーマとして、整備する。

②ルネッサンス計画における整備の方針

- ・整備にあたっては、「哲学堂」の名前にふさわしい性格の公園を目指し、建物や環境を文化財として守っていこうという考え方に基づく。
- ・公園全体のデザインなどについては、哲学堂が最も充実していたと考えられる大正時代をモデルとし、古くなった建物・施設を整備充実し、かつての姿を再現した。
- ・整備当時に現代の利用にも十分堪えられるようにしている。

③ルネッサンス事業の成果

- ・古建築物の調査（左記参照）に基づいて、「哲理門」、「鬼神窟」、「無尽蔵」、四阿などの修復
- ・「客観廬」、「主観亭」、「理外門」などを古い写真や図版で当時の姿を推測し、復元
- ・ほとんどが埋没または消失していた「進化溝」、「理化潭」などの流れを復元
- ・河川改修により、埋没していた「心字池」を復元
- ・湧水が枯れてしまったため、井戸を掘り、水の流れを復元



「無尽蔵」 11.07.26



「演繹観」 11.07.26



「客観廬」 11.07.26



「主観亭」 11.07.26



「進化溝」 11.07.26



「心字池」 11.09.15

図 2-2：ルネッサンス事業の主な成果

ルネッサンス整備事業では、唯物園の「自然井」から「後天沼」、「進化溝」、「理化潭」という流れと唯心庭の「先天泉」から「心字池」、つつじ園の滝から菖蒲池という流れおよび池がつくられた。

・唯物園の流れ

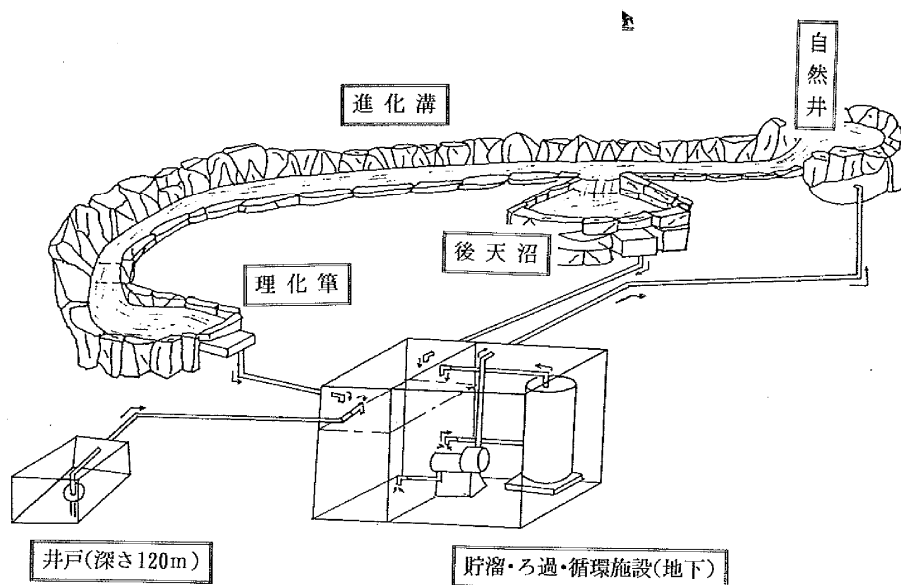


図 2-3 : 唯物園の流れのしくみ

【水の流れ】

- i. 最初に貯留タンクに水を蓄える。
- ii. 朝、ポンプが作動し、蓄えてあった水を自然井に送る。水はせせらぎを流れ、再び貯留タンクに戻る。一日中この動作を繰り返す。
- iii. 夕方、せせらぎの水が止まり、夜の間に地下のろ過設備によってきれいな水になる。
- iv. 毎日 ii と iii を繰り返す。蒸発などで水が減ったときは、自動的に井戸から水が補給される。



「自然井」

11.07.26



「進化溝」

11.07.26



「後天沼」・「原子橋」

11.07.26



「理化潭」

11.07.26

図 2-4 : 唯物園の流れ

・唯心庭・つつじ園の流れおよび池

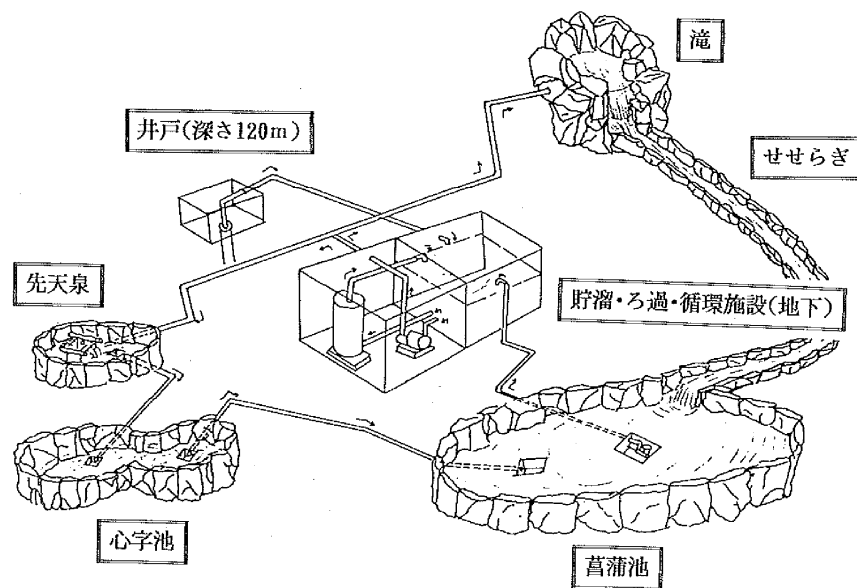


図 2-5 : 唯心庭・つつじ園の流れおよび池のしくみ

【水の流れ】

- i. 最初に菖蒲池や心字池、貯留タンクに水を蓄える。
- ii. 朝、貯留タンクの水をポンプで先天泉と滝に送る。
水はせせらぎを流れ、再び貯留タンクに戻る。一日中この動作を繰り返す。
- iii. 滝の水はせせらぎを流れて菖蒲池へ、先天泉の水は地下の送水管をって心字池へ、さらに菖蒲池へと流れる。
- iv. 連続してせせらぎと先天泉に水を流すために、菖蒲池の水を水中ポンプで貯留タンクに送る。この時、ろ過してきれいな水にする。
- v. 一日中、ii から iv までの動作を繰り返す。
- vi. 夕方、ポンプを停止してせせらぎが止まる。
同時に蒸発などで減った水を井戸から自動的に補給しておく。
- vii. 毎日 ii から先の動作を繰り返す。



先天泉

11.07.26



心字池

11.07.26

図 2-6 : 唯心庭・つつじ園の流れおよび池

(3) 中野区における哲学堂公園に関する調査

昭和50年から中野区が管理を始めて、7年後の昭和57年より文化財の調査が行われ、それに基づき大規模な再整備を行った。

①古建築物調査報告書（1982） 〈中野区教育委員会〉



図 2-7：古建築物調査報告書（1982）

【目的】

哲学堂公園内の建築物は、いずれも山尾新三郎が設計を行ったが、設計に当っては井上円了が自己の哲学について相当の説明をなし現在の形を求めたものと思われる。このように、井上円了の哲学を設計者が具現させた極めて珍しい建築物が存在する哲学堂公園の調査、記録およびその保存措置を行う。

【方法】

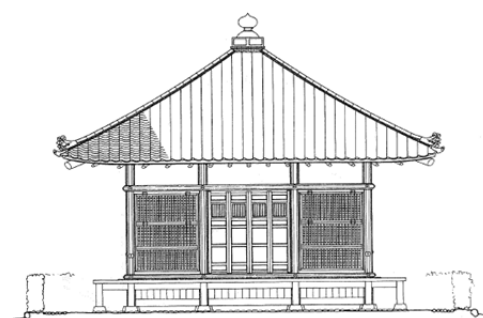
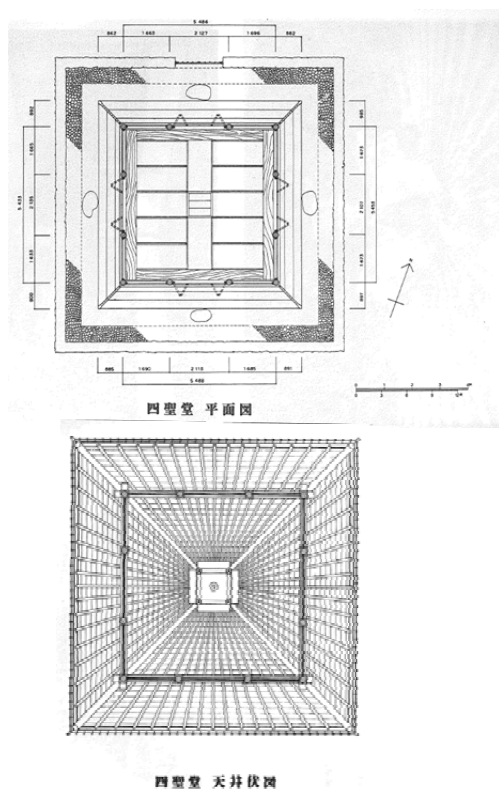
応急修理時に作成された図面や文献資料を実測の資料とし、現地では、実測、写真撮影を行った。実測は現状の図面化を第一の目的とした。ただし、小屋組、床下、壁内等現時点では調査不可能の部分があり、その部分については省略した。

【対象】

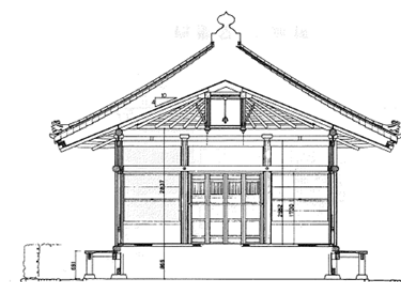
「哲理門」、「四聖堂」（下記参照）、「宇宙館」、「絶対城」、「六賢台」、「三学亭」

【内容】

各建築物の建築時期、哲学的背景、建築内容を考察し、整理している。また、実測により、図面化している。



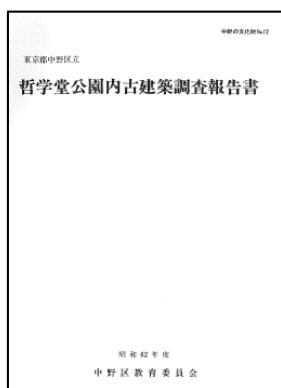
四聖堂 立面図



四聖堂 断面図

図 2-8：四聖堂（図面）

②古建築物調査報告書（1987） 〈中野区教育委員会〉



1982年の調査で対象外であった建築物を引き続き同様の目的、方法、内容で、調査を実施した。

【対象】

「常識門」、「髑髏庵」、「鬼神窟」、「無尽蔵」（下記参照）、
「演繹観」、四阿

図 2-9：古建築物調査報告書（1987）

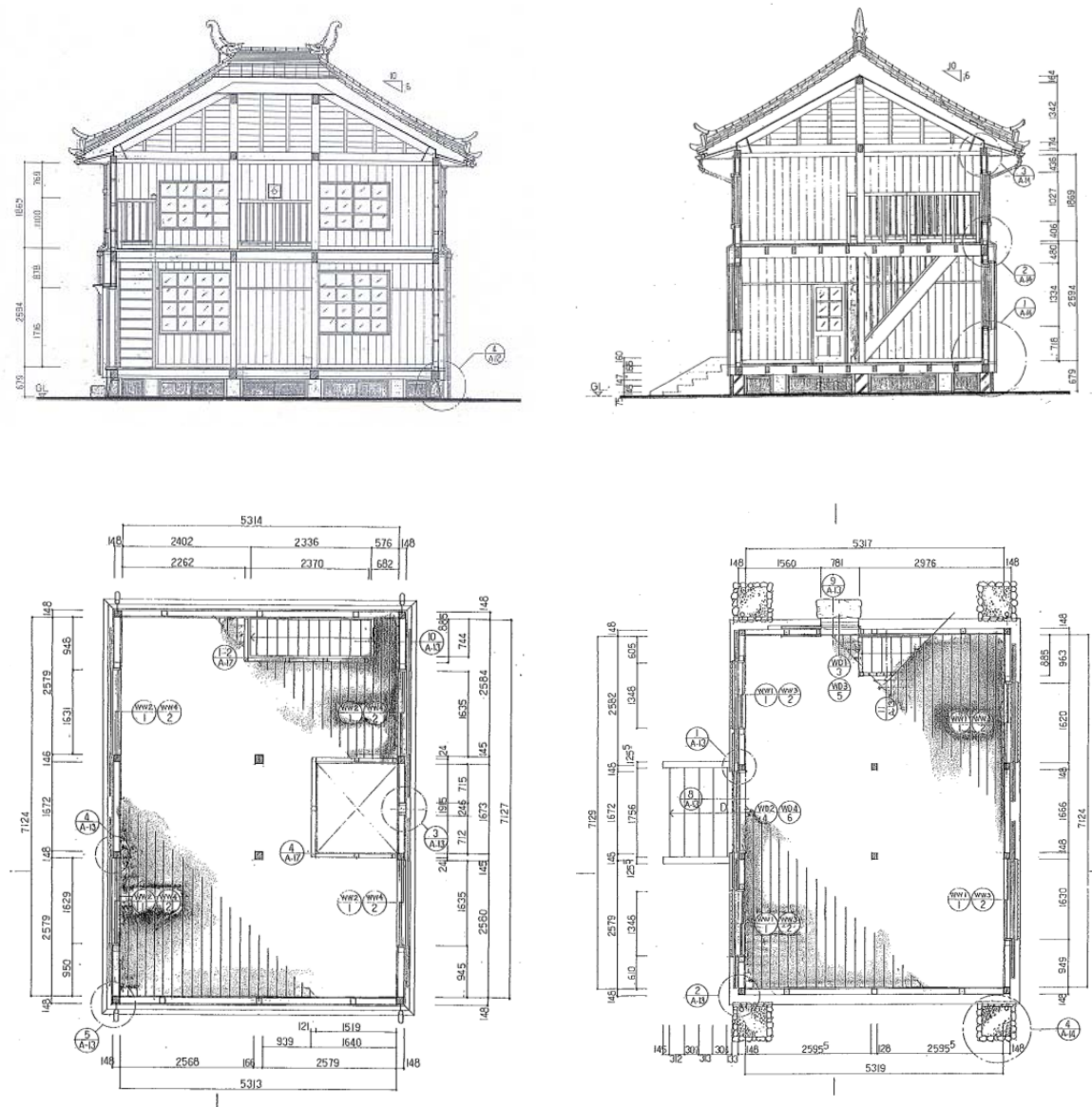


図 2-10：無尽蔵（図面）

③石造物及び聯・扁額類調査報告書（1987） 〈中野区教育委員会〉

【目的】

建造物と石造物等が一体となって哲学堂の庭園を構成しているが、庭園の一部は妙正寺川の改修、武蔵野原の宅地開発の進展等による湧水の涸欠等によって変化変形を余儀なくされており、それらは石標や石造物によって原況を知る方法がない。

また、門や建物に掛けられた聯や扁額は井上円了の特筆によるもので、それによって設立者の意志や目標を知ることができるとともに、庭内に独特の雰囲気や醸成しているものであるから、これらの将来の保存を含めて調査することが必要である。石造物及び聯・扁額類を調査するとともに、哲学堂公園全体との関係を求めて、他に例を見ない哲学の公園の文化財的意義を把握する。

【方法】

石標および筆塚・硯塚などの大型あるいは特殊な形態の石造物や聯・扁額の計測と可能なものについては採拓を行った。

【対象】

石造物も木製品も主として屋外に存在するものを対象とし、地上に設置されているものは、地上部分についてのみ調査を行った。聯・扁額等についても同様に計測と採拓を実施したが、木製品である点を考慮して計測のみに終わったものもあり、また高所にある等計測不可能なもの、あるいは保存上とりあえず問題のないものについては省略したものがある。

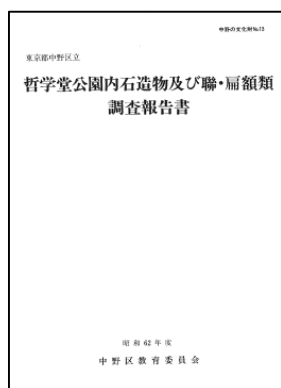


図 2-11：石造物及び聯・扁額類調査報告書

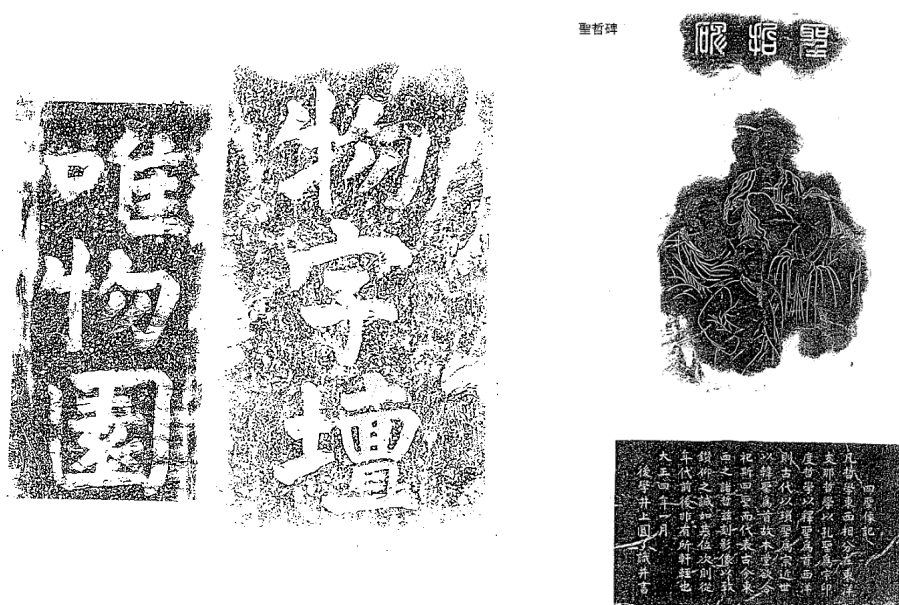


図 2-12：石造物の拓本

④時代考証に関する調査報告書（1989） 〈中野区公園緑地課・（財）東京都公園協会〉

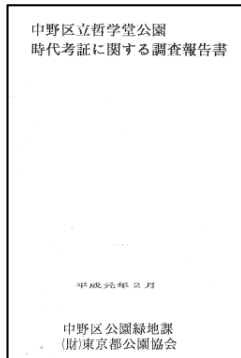


図 2-13：時代考証に関する調査報告書

【目的】

哲学堂公園創設の精神を尊重しつつ、現在の社会情勢に伴う利用者の動向にそった公園とする「ルネッサンス構想」に基づく基本計画作成の基礎資料として、公園の時代考証を行った。

【方法】

文献や資料、ヒアリング調査を実施し、時代考証を行った。

【対象】

哲学堂公園の変遷や歴史

【内容】

1. 位置及び概要
(位置、歴史、埋蔵文化財、植生、地形)
2. 井上円了とその思想
(経歴、業績、哲学)
3. 井上円了の哲学堂構想
(哲学堂設立の目的・理念、円了没後の哲学堂構想)
4. 哲学堂
(設立当時の概要、建築物・植栽等の状況、池・流れ)
5. 哲学堂関係年表
6. ヒアリング記録
7. 参考文献、資料一覧表

3. 植生

(1) 毎木調査結果

毎木調査結果を以下に示す。

表 3 : 毎木調査結果一覧 (1/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
台地	1	ヒノキ	15.0	50	
	2	アカマツ	22.0	200	
	3	スダジイ	10.0	133	
	4	ヒノキ	13.0	59	
	5	ヒノキ	15.0	53	
	6	ヒノキ	13.0	61	
	7	ヒノキ	14.0	90	
	8	ヒノキ	14.0	62	
	9	スダジイ	14.0	135	
	10	トウネズミモチ	14.0	75	
	11	ヒノキ	16.0	118	
	12	エノキ	14.0	190	C: H=80で計測
	13	ヒノキ	13.0	132	
	14	カキ	7.5	32	
	15	アカマツ	20.0	155	
	16	アカマツ	22.0	210	
	17	アカマツ	10.5	70	
	18	シラカシ	22.0	151	
	19	モッコク	3.0	23	
	20	スダジイ	6.0	88	
	21	ネズミモチ	3.0	21	
	22	シラカシ	21.0	188	
	23	シラカシ	3.0	30	
	24	ヒサカキ	3.5	19	
	25	ヒサカキ	3.0	29	
	26	トウネズミモチ	3.0	26	
	27	アカマツ	19.0	138	
	28	トウネズミモチ	3.5	54	
	29	アカマツ	10.0	44	
	30	サクラ	21.0	275	
	31	アカマツ	13.0	84	
	32	ヒサカキ	3.5	29	
	33	イヌツゲ	3.5	17	
	34	イヌツゲ	3.0	28	
	35	ヒメシャラ	7.5	65	
	36	イヌツゲ	3.5	32	
	37	イロハモミジ	6.0	51	
	38	サクラ	6.5	75	
	39	サカキ	3.0	25	
	40	クロガネモチ	5.0	56	
	41	モチノキ	4.5	42	
	42	モチノキ	6.0	73	
	43	ウメ	3.0	83	
	44	クロマツ	8.0	76	
	45	アカマツ	8.5	74	
	46	シャクナゲ	4.0	32	
	47	イロハモミジ	8.0	94	
	48	シラカシ	12.0	161	
	49	イヌツゲ	3.0	31	
	50	イヌツゲ	3.0	23	

表 3：毎木調査結果一覧（2/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
台地	51	エゴノキ	7.0	57	
	52	サザンカ	3.0	18	
	53	イヌツゲ	3.0	37	
	54	キンモクセイ	3.0	47	
	55	ヤブヤブツバキ	3.5	32	
	56	クロマツ	7.0	69	
	57	ネズミモチ	5.0	20	
	58	トウネズミモチ	7.0	90	
	59	シラカシ	7.0	67	
	60	シラカシ	6.0	32	
	61	シラカシ	5.0	14	
	62	シラカシ	6.0	23	
	63	シラカシ	5.0	13	
	64	シラカシ	5.0	23	
	65	シラカシ	20.0	160	
	66	アオキ	3.0	15	
	67	シロダモ	5.5	18	
	68	イロハモミジ	13.0	57	
	69	イロハモミジ	18.0	144	
	70	サクラ	20.0	232	
	71	トウネズミモチ	3.0	12	
	72	キンモクセイ	3.5	86	
	73	サザンカ	4.5	63	
	74	アカマツ	15.0	134	
	75	アカマツ	11.0	123	
	76	クロマツ	7.5	81	
	77	サクラ	18.0	348	
	78	マテバジイ	9.0	55	
	79	イロハモミジ	5.0	21	
	80	ヤブヤブツバキ	4.0	36	
	81	サンショウ	3.0	22	
	82	ヤブヤブツバキ	4.0	29	
	83	ヤブヤブツバキ	3.0	49	
	84	ヤブヤブツバキ	3.5	18	
	85	ヤブヤブツバキ	5.0	51	
	86	ヤブヤブツバキ	4.0	34	
	87	ヒサカキ	4.5	39	
	88	ヒサカキ	5.0	49	
	89	ヒサカキ	4.0	17	
	90	サンシュユ	10.0	75	
	91	イロハモミジ	5.5	76	
	92	ザクロ	3.0	25	
	93	アカマツ	9.0	127	
	94	イロハモミジ	9.0	72	
	95	ヤブヤブツバキ	3.5	21	
	96	クロマツ	6.0	104	
	97	アオキ	3.5	22	
	98	サザンカ	2.5	27	
	99	サクラ	18.0	233	
	100	カナメモチ	12.0	71	

表3：毎木調査結果一覧（3/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
台地	101	イロハモミジ	13.0	90	
	102	ウメ	8.5	102	
	103	モッコク	3.5	50	
	104	スダジイ	3.0	15	
	105	サクラ	11.0	52	
	106	キンモクセイ	12.0	70	
	107	メタセコイア	23.0	230	
	108	アカマツ	14.0	105	
	109	モッコク	3.0	41	
	110	イロハモミジ	4.5	37	
	111	イロハモミジ	4.5	36	
	112	クスノキ	12.0	177	
	113	コナラ	8.0	70	
	114	サクラ	11.0	164	
	115	モッコク	3.5	34	
	116	モッコク	4.0	50	
	117	サクラ	10.0	89	
	118	モッコク	3.0	17	
	119	モッコク	4.0	34	
	120	サクラ	12.0	192	
	121	アカマツ	3.5	54	
	122	ヒサカキ	3.0	40	
	123	アオギリ	5.5	83	
	124	イロハモミジ	12.0	62	
	125	イロハモミジ	16.0		
	126	シロダモ	4.5	12	
	127	スギ	16.0	137	
	128	イロハモミジ	5.0	52	
	129	シラカシ	20.0	206	
	130	アカマツ	19.0	231	
	131	イロハモミジ	13.0	150	
	132	クスノキ	8.0	36	
	133	スダジイ	5.0	25	
	134	エゴノキ	3.0	9	
	135	クスノキ	20.0	228	
	136	クスノキ	20.0	223	
	137	エゴノキ	3.0	23	
	138	イロハモミジ	10.0	88	
	139	ムクノキ	16.0	197	
	140	クロマツ	12.0	111	
	141	クロマツ	5.0	47	
	142	アカマツ	4.0	66	
	143	ニシキウツギ	3.0	32	
	144	アカマツ	12.0	157	
	145	ヒメシャラ	4.5	35	
	146	アカマツ	15.0	176	
	147	ビャクシン	15.0	164	
	148	イヌツゲ	4.5	69	
	149	アカマツ	12.0	160	
	150	サクラ	3.0	175	

表3：毎木調査結果一覧（4/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
台地	151	ウメ	6.0	61	
	152	スダジイ	6.0	100	
	153	ヒメシャラ	4.5	51	
	154	アカマツ	13.0	147	
	155	アカマツ	11.0	119	
	156	キンモクセイ	3.5	40	
	157	ヒサカキ	3.0	18	
	158	ハナミズキ	5.5	52	
	159	ガマズミ	3.0	18	
	160	モッコク	3.5	46	
	161	ニシキウツギ	3.5	73	
	162	ヤブヤブツバキ	3.0	34	
	163	トウネズミモチ	3.0	13	
	164	エゴノキ	3.5	18	
	165	サクラ	4.0	47	
	166	サクラ	4.0	72	主軸伐
	167	トリバネハゼノキ	15.0	177	
	168	ウメ	3.5	24	
	169	キンモクセイ	3.5	59	
	170	クスノキ	14.5	148	
	171	クスノキ	18.0	145	
	172	クロマツ	12.0	126	
	173	アカマツ	13.0	119	
a	a1	イロハモミジ	7.0	93	
	a2	トウネズミモチ	4.0	28	
	a3	トウネズミモチ	4.0	20	
	a4	トウネズミモチ	12.0	44	
	a5	トウネズミモチ	8.0	36	
	a6	トウネズミモチ	7.0	42	
	a7	トウネズミモチ	7.0	33	
	a8	ムクノキ	12.0	144	
	a9	トウネズミモチ	3.5	15	
	a10	トウネズミモチ	3.5	26	
	a11	グミ	3.0	22	
	a12	トウネズミモチ	4.5	29	
	a13	ヒサカキ	3.0	10	
	a14	トウネズミモチ	3.0	18	
	a15	イロハモミジ	13.0	150	
	a16	クロマツ	15.0	91	
	a17	クロマツ	15.5	74	
	a18	ヒサカキ	6.0	21	
	a19	クロマツ	15.5	119	
	a20	ヒサカキ	3.0	19	
	a21	ヒサカキ	3.0	11	
	a22	ヒサカキ	4.0	35	
	a23	モチノキ	6.0	25	
	a24	ヒサカキ	3.0	11	
	a25	シラカシ	3.0	7	
	a26	トウネズミモチ	4.0	17	
	a27	ヒサカキ	3.0	12	

表3：毎木調査結果一覧 (5/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
a	a28	トウネズミモチ	13.0	56	
	a29	トウネズミモチ	13.0	36	
	a30	トウネズミモチ立枯れ	-		
	a31	トウネズミモチ立枯れ	-		
	a32	トウネズミモチ立枯れ	-		
	a33	トウネズミモチ	4.0	37	
	a34	アオキ	3.0	10	
	a35	トウネズミモチ	3.5	32	
	a36	ヒサカキ	7.0	46	
	a37	ヒサカキ	3.0	13	
	a38	トウネズミモチ	3.0	12	
	a39	ヒサカキ	6.5	58	
	a40	トウネズミモチ	6.0	20	
	a41	トウネズミモチ	6.0	54	
	a42	トウネズミモチ	6.0	19	
	a43	トウネズミモチ	5.0	20	
	a44	トウネズミモチ	3.5	20	
	a45	トウネズミモチ	3.0	9	
	a46	トウネズミモチ	3.0	10	
	a47	シロダモ	15.0	70	
	a48	エゴノキ	10.0	51	
	a49	トウネズミモチ	4.0	15	
	a50	トウネズミモチ	4.0	18	
	a51	トウネズミモチ	10.0	48	
	a52	トウネズミモチ	4.0	14	
	a53	ヒサカキ	6.0	12	
	a54	ヒサカキ	3.0	11	
	a55	ヒサカキ	7.0	16	
	a56	トウネズミモチ	4.0	13	
	a57	トウネズミモチ	4.0	15	
	a58	トウネズミモチ	5.0	19	
	a59	トウネズミモチ	3.0	9	
	a60	トウネズミモチ	4.0	16	
	a61	トウネズミモチ	3.5	17	
	a62	ヒサカキ	5.0	25	
	a63	ヒサカキ	3.0	12	
	a64	サワラ	13.0	73	
	a65	サワラ	13.0	72	
	a66	トウネズミモチ	7.0	60	
	a67	ヒサカキ	3.0	8	
	a68	ヒサカキ	3.5	34	
	a69	ヒサカキ	3.5	13	
	a70	クスノキ	20.0	194	
	a71	トウネズミモチ	3.0	18	
	a72	ヒサカキ	3.0	22	
	a73	ヒサカキ	3.0	13	
	a74	ヒサカキ	3.0	15	
	a75	アカマツ	18.0	116	
	a76	トウネズミモチ	5.0	24	
	a77	エゴノキ	4.5	15	

表 3：毎木調査結果一覧（6/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
a	a78	ヒサカキ	5.5	31	
	a79	ヒサカキ	5.0	19	
	a80	ヒサカキ	3.5	11	
	a81	コナラ	13.0	135	
	a82	ヒサカキ	4.0	24	
	a83	コナラ	12.0	94	
	a84	ヒサカキ	4.0	25	
	a85	ヒサカキ	4.0	30	
	a86	ヒサカキ	4.0	31	
	a87	ヒサカキ	5.0	36	
	a88	トウネズミモチ	5.0	22	
	a89	トウネズミモチ	3.0	9	
	a90	トウネズミモチ	5.0	13	
	a91	トウネズミモチ	6.0	18	
	a92	アカマツ	14.0	141	
	a93	トウネズミモチ	7.0	55	
	a94	モチノキ	12.0	25	
	a95	トウネズミモチ立枯れ	7.0	14	
	a96	ヒサカキ	5.0	21	
	a97	ムクノキ	10.0	59	
	a98	アカマツ	17.0	85	
	a99	ヒサカキ	5.5	43	
	a100	イイギリ	15.0	160	
	a101	エノキ	13.0	114	
	a102	アカマツ	16.0	162	
	a103	トウネズミモチ	12.0	100	
	a104	イロハモミジ	12.0	37	
	a105	アカマツ	13.0	148	
	a106	イロハモミジ	13.0	81	
	a107	ヒサカキ	3.0	28	
	a108	クスノキ	22.0	231	
	a109	ヒサカキ	5.0	16	
	a110	クロガネモチ	3.5	18	
	a111	クロガネモチ	3.0	11	
b	b1	ヒサカキ	3.0	31	
	b2	クロマツ	15.0	152	
	b3	トウネズミモチ	15.0	143	プレート[ネズミモチ]
	b4	ヒサカキ	5.0	27	
	b5	トウネズミモチ	9.0	45	
	b6	トウネズミモチ	3.0	11	
	b7	トウネズミモチ	7.0	32	
	b8	トウネズミモチ	9.0	53	
	b9	トウネズミモチ	14.0	50	
	b10	トウネズミモチ	6.0	18	
	b11	ヒサカキ	6.0	20	
	b12	ヒサカキ	4.0	24	
	b13	トウネズミモチ	4.0	23	
	b14	トウネズミモチ	3.0	13	
	b15	トウネズミモチ	14.0	45	
	b16	ヒサカキ	5.0	24	

表 3 : 毎木調査結果一覧 (7/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
b	b17	トウネズミモチ	4.0	11	
	b18	ヒサカキ	6.0	17	
	b19	ヒサカキ	6.0	21	
	b20	イロハカエデ	14.0	97	
	b21	モッコク	13.0	63	
	b22	ヒサカキ	8.0	16	
	b23	トウネズミモチ	8.0	22	
	b24	トウネズミモチ	13.0	57	
	b25	トウネズミモチ	8.0	33	
	b26	ヒサカキ	8.0	21	
	b27	ヒサカキ	8.0	27	
	b28	ヒサカキ	4.0	17	
	b29	ヒサカキ	5.0	20	
	b30	トウネズミモチ	12.0	38	
	b31	トウネズミモチ	11.0	58	
	b32	シラカシ	17.0	128	
	b33	ヒサカキ	3.0	16	
	b34	ヒサカキ	4.0	30	
	b35	トウネズミモチ	9.0	38	
	b36	トウネズミモチ	10.0	32	
	b37	トウネズミモチ	6.0	35	
	b38	トウネズミモチ	3.5	21	
	b39	トウネズミモチ	3.0	16	
	b40	ヒサカキ	3.5	22	
	b41	サクラ	12.0	227	
	b42	ヒサカキ	7.0	27	
	b43	トウネズミモチ	6.0	47	
	b44	トウネズミモチ	6.0	32	
	b45	トウネズミモチ	5.0	62	
	b46	トウネズミモチ	4.0	29	
	b47	トウネズミモチ	4.0	17	
	b48	トウネズミモチ	4.0	34	
	b49	トウネズミモチ	4.0	21	
	b50	トウネズミモチ	7.0	99	
	b51	サクラ	10.0	198	
	b52	トウネズミモチ	9.0	116	
	b53	ムクノキ	3.5	19	
	b54	サクラ	6.0	98	
	b55	トウネズミモチ	8.0	71	
	b56	モッコク	4.0	50	
	b57	トウネズミモチ	6.0	30	
	b58	トウネズミモチ	14.0	137	
	b59	トウネズミモチ	3.5	28	
	b60	ヒサカキ	3.5	24	
	b61	トウネズミモチ	7.0	36	
	b62	シラカシ	16.0	110	
	b63	シロダモ	12.0	109	
	b64	コウヨウザン	10.0	100	
	b65	エノキ	15.0	226	
	b66	ヒサカキ	6.0	33	

表 3：毎木調査結果一覧（8/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
b	b67	ヒサカキ	5.0	18	
	b68	トウネズミモチ	7.0	43	
	b69	トウネズミモチ	5.0	24	
	b70	トウネズミモチ	5.0	16	
	b71	モッコク	6.0	70	
	b72	ムクノキ	13.0	141	
	b73	トウネズミモチ	11.0	65	
	b74	トウネズミモチ立枯れ	-	59	
	b75	トウネズミモチ	4.0	24	
c	c1	トウネズミモチ	6.0	21	
	c2	イヌシデ	13.0	93	
	c3	アカマツ	11.0	85	
	c4	イヌシデ	12.0	76	
	c5	イヌシデ	5.0	18	
	c6	トウネズミモチ	5.0	12	
	c7	トウネズミモチ	5.0	31	
	c8	シラカシ	5.0	10	
	c9	ヒサカキ	4.5	26	
	c10	ヒサカキ	3.0	6	
	c11	トウネズミモチ	5.0	39	
	c12	ヒサカキ	6.0	32	
	c13	ヒサカキ	3.0	17	
	c14	トウネズミモチ	5.0	27	
	c15	トウネズミモチ	5.0	29	
	c16	トウネズミモチ	4.0	14	
	c17	イヌシデ	4.0	17	
	c18	トウネズミモチ	5.0	53	
	c19	コナラ	14.0	166	
	c20	ヒサカキ	3.0	8	
	c21	ネズミモチ	3.0	9	
	c22	ヒサカキ	3.0	9	
	c23	モチノキ	4.5	20	
	c24	モチノキ	5.0	23	
	c25	モチノキ	5.0	13	
	c26	コナラ	20.0	202	
	c27	イヌシデ	7.5	27	
	c28	モチノキ	6.0	15	
	c29	ヒサカキ	4.5	11	
	c30	ヒサカキ	8.0	18	
	c31	ヒサカキ	5.0	20	
	c32	ヒサカキ	8.0	34	
	c33	ヒサカキ	3.0	23	
	c34	エゴノキ	4.5	38	
	c35	トウネズミモチ	8.0	43	
	c36	トウネズミモチ	6.0	22	
	c37	トウネズミモチ	8.0	26	
	c38	トウネズミモチ	6.5	16	
	c39	ヒサカキ	6.0	22	
	c40	モチノキ	11.0	49	
	c41	モチノキ	3.5	15	

表 3 : 毎木調査結果一覧 (9/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
C	c42	ヒサカキ	3.0	8	
	c43	イヌシデ	17.0	69	
	c44	ヒサカキ	7.0	29	
	c45	トウネズミモチ	9.0	32	
	c46	クスノキ	18.0	110	
	c47	シロダモ	3.0	8	
	c48	ヒサカキ	3.0	15	
	c49	トウネズミモチ	10.0	41	
	c50	サクラ	11.0	95	
	c51	トウネズミモチ	17.0	46	
	c52	モチノキ	16.5	61	
	c53	トウネズミモチ	5.0	21	
	c54	トウネズミモチ	5.0	27	
	c55	トウネズミモチ	5.0	27	
	c56	トウネズミモチ	3.0	17	
	c57	トウネズミモチ	7.0	38	
	c58				
	c59	トウネズミモチ	7.0	30	
	c60	トウネズミモチ	7.0	29	
	c61	トウネズミモチ	10.0	42	
	c62	イヌシデ	12.0	75	
	c63	トウネズミモチ	9.0	45	
	c64	トウネズミモチ	3.0	12	
	c65	トウネズミモチ	3.0	21	
	c66	トウネズミモチ	3.0	21	
	c67	トウネズミモチ	3.0	21	
	c68	トウネズミモチ	5.0	24	
	c69	トウネズミモチ	5.0	24	
	c70	トウネズミモチ	5.0	12	
	c71	ヒサカキ	4.0	12	
	c72	シラカシ	20.0	154	
	c73	コナラ	20.0	158	
	c74	トウネズミモチ	3.0	9	
	c75	トウネズミモチ立枯れ	3.0	16	
	c76	ヒサカキ	7.0	39	
	c77	ヒサカキ	6.0	20	
	c78	ヒサカキ	7.0	39	
	c79	ヒサカキ	7.0	23	
	c80	ヒサカキ	7.0	25	
	c81	トウネズミモチ	4.0	14	
	c82	トウネズミモチ	5.0	17	
	c83	トウネズミモチ	3.5	12	
	c84	シラカシ	5.0	15	
	c85	ヒサカキ	5.0	20	
	c86	ヒサカキ	8.0	21	
	c87	イヌガヤ	3.5	59	
	c88	イヌガヤ	3.5	14	
	c89	ヒサカキ	9.0	34	
	c90	シラカシ	7.0	49	
	c91	エノキ	10.0	44	

表 3 : 毎木調査結果一覧 (10/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
c	c92	トウネズミモチ	10.0	95	
	c93	イヌシデ	8.0	42	
	c94	トウネズミモチ	4.5	29	
	c95	トウネズミモチ	7.0	37	
	c96	トウネズミモチ	8.0	39	
	c97	トウネズミモチ	6.0	53	
d	d1	ヒサカキ	4.0	26	
	d2	イヌシデ	6.0	27	
	d3	ヒサカキ	4.0	10	
	d4	ヒサカキ	4.0	13	
	d5	ヒサカキ	4.0	24	
	d6	ヒサカキ	4.0	11	
	d7	ヒサカキ	4.0	12	
	d8	ヒサカキ	4.0	27	
	d9	ヒサカキ	4.0	16	
	d10	イヌシデ	6.0	17	
	d11	イヌシデ	9.0	31	
	d12	イヌシデ	15.0	54	
	d13	ヒサカキ	3.5	16	
	d14	イヌシデ	10.0	40	
	d15	イヌシデ	7.0	21	
	d16	ヒサカキ	5.0	15	
	d17	コナラ	12.0	110	
	d18	ヒサカキ	4.0	15	
	d19	ヒサカキ	4.0	12	
	d20	ヒサカキ	4.0	18	
	d21	トウネズミモチ	3.0	24	
	d22	コブシ	9.0	54	
	d23	ヒサカキ	5.5	18	
	d24	シロダモ	13.0	52	
	d25	ヒサカキ	7.0	26	
	d26	サワラ	16.0	88	
	d27	クスノキ	18.0	188	
	d28	ヒサカキ	4.0	13	
	d29	ヒサカキ	5.0	32	
	d30	エゴノキ	5.0	18	
	d31	ヒサカキ	4.0	21	
	d32	ヒサカキ	4.0	19	
	d33	ヒサカキ	5.0	17	
	d34	ヒサカキ	4.0	11	
	d35	ヒサカキ	4.0	19	
	d36	ヒサカキ	4.0	12	
	d37	ヒサカキ	5.0	13	
	d38	ヒサカキ	5.0	28	
	d39	ヒサカキ	6.0	22	
	d40	イヌシデ	10.0	54	
	d41	ヒサカキ	6.0	22	
	d42	ヒサカキ	5.5	21	
	d43	ヒサカキ	4.0	27	
	d44	ヒサカキ	4.0	14	

表3：毎木調査結果一覧（11/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
d	d45	ヒサカキ	5.0	32	
	d46	ヒサカキ	5.0	26	
	d47	ヒサカキ	4.0	19	
	d48	トウネズミモチ	4.0	10	
	d49	トウネズミモチ	12.0	75	
	d50	ヒサカキ	8.0	20	
	d51	ヒサカキ	4.0	12	
	d52	ヒサカキ	4.0	18	
	d53	ヒサカキ	5.0	15	
	d54	ヒサカキ	4.0	12	
	d55	ヒサカキ	3.0	14	
	d56	シラカシ	4.0	12	
	d57	ムクノキ	4.0	21	
	d58	トウネズミモチ	10.0	44	
	d59	シラカシ	3.0	9	
	d60	トウネズミモチ	10.0	118	
	d61	ヒサカキ	3.0	10	
	d62	ヒサカキ	3.0	15	
	d63	ヒサカキ	4.0	19	
	d64	ヒサカキ	3.0	6	
	d65	ヒサカキ	3.0	9	
	d66	ヒサカキ	4.0	11	
	d67	ヒサカキ	4.0	65	
	d68	エゴノキ	7.0	31	
	d69	ムクノキ	6.0	24	
	d70	トウネズミモチ	3.5	14	
	d71	ヒサカキ	3.0	11	
	d72	シラカシ	3.0	13	
	d73	シラカシ	4.0	15	
	d74	トウネズミモチ	3.0	17	
	d75	トウネズミモチ	4.0	15	
	d76	ヒサカキ	4.0	23	
	d77	ヒサカキ	3.5	15	
	d78	ヒサカキ	3.5	11	
	d79	ヒサカキ	3.0	15	
	d80	ヒサカキ	3.0	10	
	d81	ヒサカキ	3.0	13	
	d82	トウネズミモチ	10.0	125	
	d83	トウネズミモチ	3.0	15	
	d84	シラカシ	3.0	22	
	d85	ムクノキ	6.0	24	
	d86	トウネズミモチ	3.5	15	
	d87	シラカシ	11.0	60	
	d88	トウネズミモチ	13.0	60	
	d89	トウネズミモチ	13.0	33	
	d90	トウネズミモチ	4.5	10	
	d91	シラカシ	6.0	21	
	d92	トウネズミモチ	8.0	45	
	d93	シラカシ	14.0	90	
	d94	ムクノキ	14.0	72	

表3：毎木調査結果一覧（12/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
d	d95	シラカシ	4.5	12	
	d96	イヌシデ	14.0	74	
	d97	イヌシデ	8.0	42	
	d98	イヌシデ	16.0	130	
	d99	エゴノキ	6.0	15	
	d100	エゴノキ	7.0	36	
	d101	スギ	10.0	51	
	d102	トウネズミモチ	5.0	36	
	d103	スギ	11.0	51	
	d104	イヌシデ	14.0	51	
	d105	トウネズミモチ	7.0	32	
	d106	トウネズミモチ	4.5	12	
	d107	トウネズミモチ	9.0	66	
	d108	ヤブツバキ	3.0	12	
	d109	トウネズミモチ	3.0	12	
	d110	トウネズミモチ	4.0	29	
	d111	トウネズミモチ	4.0	12	
	d112	イヌシデ	16.0	159	
	d113	イヌシデ	10.0	36	
	d114	トウネズミモチ	9.0	42	
	d115	トウネズミモチ	7.0	21	
	d116	ヒサカキ	5.0	12	
	d117	ヒサカキ	5.0	16	
	d118	トウネズミモチ	7.0	18	
	d119	トウネズミモチ	6.0	12	
	d120	シラカシ	13.0	60	
	d121	トウネズミモチ	10.0	33	
	d122	ヒサカキ	4.0	12	
	d123	ヒサカキ	4.0	12	
	d124	ヒサカキ	4.0	12	
	d125	ヒサカキ	4.0	12	
	d126	トウネズミモチ	4.0	21	
	d127	トウネズミモチ	5.0	29	
	d128	ヒサカキ	3.0	9	
	d129	トウネズミモチ	4.0	13	
	d130	ヒサカキ	3.0	10	
	d131	トウネズミモチ	8.0	26	
	d132	ヒサカキ	5.0	17	
	d133	ヒサカキ	4.0	13	
	d134	トウネズミモチ	4.0	20	
	d135	ヒサカキ	5.0	24	
	d136	コナラ	20.0	240	
	d137	ヒサカキ	3.5	12	
	d138	イヌシデ	3.0	9	
	d139	イヌシデ	3.5	9	
	d140	イヌシデ	15.0	118	
	d141	イヌシデ	3.5	18	
	d142	コブシ	11.0	40	
	d143	エゴノキ	5.0	15	
	d144	エゴノキ	7.0	27	

表3：毎木調査結果一覧 (13/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
d	d145	トウネズミモチ	6.0	15	
	d146	イヌシデ	9.0	71	
	d147	トウネズミモチ	7.0	77	
	d148	エゴノキ	4.0	26	
	d149	エゴノキ	3.5	12	
	d150	立枯れ	-	16	
	d151	トウネズミモチ	7.0	39	
	d152	ヒサカキ	5.0	12	
	d153	ヒサカキ	5.0	61	
	d154	ヒサカキ	5.0	14	
	d155	シラカシ	5.0	15	
	d156	トウネズミモチ	3.0	18	
	d157	クスノキ	17.0	210	
	d158	ヒサカキ	4.5	13	
	d159	クスノキ	17.0	158	
e	e1	クスノキ	19.0	300	
	e2	トウネズミモチ	4.0	9	
	e3	トウネズミモチ	4.0	11	
	e4	アカメガシワ	6.0	27	
	e5	クスノキ	19.0	127	
	e6	トウネズミモチ	6.0	12	
	e7	ヒサカキ	5.0	9	
	e8	ヒサカキ	5.0	9	
	e9	シュロ	6.0	54	
	e10	ヒサカキ	5.0	21	
	e11	トウネズミモチ	7.0	30	
	e12	シュロ	8.0	75	
	e13	トウネズミモチ	9.0	24	
	e14	トウネズミモチ	3.0	9	
	e15	ヒサカキ	6.0	22	
	e16	ヒサカキ	3.5	27	
	e17	エゴノキ	7.0	34	
	e18	エゴノキ	6.0	20	
	e19	トウネズミモチ	8.0	51	
	e20	ヒサカキ	4.0	10	
	e21	シラカシ	7.0	38	
	e22	ヒサカキ(立枯れ)	4.0	26	
	e23	トウネズミモチ	7.0	50	
	e24	トウネズミモチ	7.0	48	
	e25	ムクノキ	4.0	8	
	e26	トウネズミモチ	4.0	12	
	e27	シラカシ	11.0	52	
	e28	シラカシ	11.0	56	
	e29	シラカシ	11.0	79	
	e30	シラカシ	4.0	7	
	e31	シラカシ	8.0	49	
	e32	トウネズミモチ	8.0	66	
	e33	トウネズミモチ	7.0	65	
	e34	トウネズミモチ	7.0	59	
	e35	シラカシ	7.0	40	

表3：毎木調査結果一覧（14/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
e	e36	エノキ	9.0	44	
	e37	トウネズミモチ	9.0	81	
	e38	トウネズミモチ	10.0	48	
	e39	シラカシ	20.0	140	
	e40	トウネズミモチ	9.0	48	
	e41	ヒサカキ	5.0	18	
	e42	トウネズミモチ	8.0	24	
	e43	ヒサカキ	4.0	12	
	e44	シラカシ	3.0	5	
	e45	シラカシ	18.0	130	
	e46	トウネズミモチ	13.0	36	
	e47	シラカシ	5.0	8	
	e48	トウネズミモチ	6.0	15	
	e49	トウネズミモチ	6.0	10	
	e50	シラカシ	6.0	15	
	e51	トウネズミモチ	3.0	12	
	e52	トウネズミモチ	12.0	54	
	e53	トウネズミモチ	4.0	12	
	e54	トウネズミモチ	4.0	15	
	e55	トウネズミモチ	4.0	15	
	e56	トウネズミモチ	4.0	17	
	e57	トウネズミモチ	9.0	45	
	e58	シラカシ	10.0	15	
	e59	シラカシ	4.0	15	
	e60	トウネズミモチ	5.0	13	
	e61	トウネズミモチ	8.0	18	
	e62	ヒサカキ	7.0	9	
	e63	トウネズミモチ	5.0	17	
	e64	シラカシ	20.0	155	
	e65	クロガネモチ	5.0	15	
	e66	シラカシ	5.0	20	
	e67	エゴノキ	6.0	23	
	e68	エゴノキ	5.0	16	
	e69	クロガネモチ	5.0	23	
	e70	トウネズミモチ	6.0	31	
	e71	クスノキ	18.0	172	
	e72	シラカシ	5.0	29	
	e73	ヒサカキ	4.0	19	
	e74	シラカシ	5.0	12	
	e75	クスノキ	18.0	176	
	e76	トウネズミモチ	6.0	66	
	e77	シラカシ	6.0	17	
	e78	シラカシ	5.0	9	
	e79	シラカシ	4.0	6	
	e80	トウネズミモチ	3.5	8	
	e81	シラカシ	6.0	29	
	e82	クロガネモチ	6.0	12	
	e83	ヒサカキ	4.0	9	
	e84	エノキ	10.0	45	
	e85	ヒサカキ	6.0	25	

表 3 : 毎木調査結果一覧 (15/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
e	e86	ヒサカキ	5.0	13	
	e87	トウネズミモチ	10.0	76	
	e88	トウネズミモチ	4.0	11	
	e89	トウネズミモチ	6.0	48	
	e90	ムクノキ	6.0	24	
	e91	ヒサカキ	6.0	13	
	e92	イヌシデ	7.0	18	
f	f1	トウネズミモチ	4.0	19	
	f2	イヌシデ	3.5	17	
	f3	トウネズミモチ	3.5	19	
	f4	ムクノキ	4.0	11	
	f5	トウネズミモチ	4.0	18	
	f6	ムクノキ	14.0	54	
	f7	トウネズミモチ	14.0	48	
	f8	トウネズミモチ	14.0	86	
	f9	スギ	16.0	94	
	f10	トウネズミモチ	4.0	13	
	f11	トウネズミモチ	12.0	47	
	f12	ヒサカキ	4.5	21	
	f13	トウネズミモチ	4.5	12	
	f14	トウネズミモチ	11.0	40	
	f15	ヒサカキ	3.5	38	
	f16	ムクノキ	12.0	34	
	f17	立枯れ	-	13	
	f18	立枯れ	-		
	f19	トウネズミモチ	8.0	32	
	f20	アカメガシワ	13.0	51	
	f21	アカメガシワ	3.0	10	
	f22	トウネズミモチ	4.0	16	
	f23	エゴノキ	8.0	42	
	f24	トウネズミモチ	6.0	28	
	f25	エノキ	18.0	115	
	f26	シラカシ	3.0	16	
	f27	エノキ	14.0	139	
	f28	シラカシ	11.0	65	
	f29	クスノキ	10.0	45	
	f30	ヒサカキ	5.0	19	
	f31	エノキ	9.0	42	
	f32	エノキ	9.0	45	
	f33	ヒサカキ	3.5	41	
	f34	ヒサカキ	8.0	38	
	f35	ヒサカキ	3.0	8	
	f36	ヒサカキ	3.0	12	
	f37	ムクノキ	4.0	7	
	f38	ヒサカキ	4.0	24	
	f39	エノキ	16.0	90	
	f40	エゴノキ	10.0	40	
	f41	エノキ	3.5	25	
	f42	エゴノキ	6.0	25	
	f43	エノキ	25.0	90	

表3：毎木調査結果一覧（16/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
f	f44	クスノキ	25.0	190	
	f45	クスノキ	10.0	100	
	f46	ヒサカキ	4.0	28	
	f47	シラカシ	6.0	22	
	f48	シラカシ	6.0	40	
	f49	シラカシ	7.0	46	
	f50	シラカシ	3.0	20	
	f51	シラカシ	6.0	36	
	f52	シラカシ	3.5	8	
	f53	シラカシ	5.0	12	
	f54	シラカシ	3.0	13	
	f55	シラカシ	6.0	23	
	f56	ヒサカキ	3.0	20	
	f57	ヒサカキ	3.0	19	
	f58	トウネズミモチ	12.0	173	
	f59	シラカシ	3.0	25	
	f60	シラカシ	5.0	23	
	f61	シラカシ	3.0	20	
	f62	クスノキ	14.0	132	
	f63	シラカシ	12.0	70	
	f64	ヒサカキ	3.0	6	
	f65	シラカシ	3.0	5	
	f66	クスノキ	22.0	192	
	f67	シラカシ	5.5	19	
	f68	シラカシ	3.5	14	
	f69	シロダモ	3.5	13	
	f70	シラカシ	3.5	8	
	f71	ムクノキ	3.5	8	
	f72	サンゴジュ	7.0	27	
	f73	ムクノキ	3.0	5	
	f74	クスノキ	25.0	118	
	f75	ムクノキ	4.0	6	
	f76	ムクノキ	6.0	15	
	f77	シラカシ	6.0	20	
	f78	トウネズミモチ	5.0	15	
	f79	トウネズミモチ	3.0	6	
	f80	トウネズミモチ	5.0	15	
	f81	トウネズミモチ	9.0	34	
	f82	トウネズミモチ	3.0	12	
	f83	エノキ	18.0	129	
	f84	立枯れ	-	-	
	f85	トウネズミモチ	5.5	15	
	f86	トウネズミモチ	9.0	31	
	f87	トウネズミモチ	4.5	16	
	f88	ミズキ	10.0	50	
	f89	ムクノキ	3.0	4	
	f90	トウネズミモチ	3.0	11	
	f91	ムクノキ	7.0	22	
	f92	ヒサカキ	4.0	11	
	f93	ヒサカキ	4.0	32	

表 3 : 毎木調査結果一覧 (17/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
f	f94	トウネズミモチ	20.0	132	
	f95	シラカシ	4.0	30	68根元
	f96	ムクノキ	3.5	20	52脇
g	g1	ヒサカキ	3.0	9	
	g2	ヒサカキ	4.0	15	
	g3	ヒサカキ	3.0	7	
	g4	ヒサカキ	4.0	10	
	g5	ヒサカキ	4.5	20	
	g6	ヒサカキ	3.0	15	
	g7	サワラ	14.0	123	
	g8	ヒサカキ	5.0	22	
	g9	ヒサカキ	3.5	13	
	g10	トウネズミモチ	8.0	51	
	g11	ヒサカキ	3.0	11	
	g12	ムクノキ	3.0	6	
	g13	ヒサカキ	3.0	11	
	g14	トウネズミモチ	3.0	12	
	g15	ヒサカキ	3.0	10	
	g16	エゴノキ	5.0	25	
	g17	トウネズミモチ	6.0	17	
	g18	トウネズミモチ	4.0	20	
	g19	トウネズミモチ	5.0	31	
	g20	アカマツ	13.0	142	
	g21	トウネズミモチ	6.0	27	
	g22	ムクノキ	3.0	4	
	g23	ムクノキ	3.0	4	
	g24	ヒサカキ	3.0	6	
	g25	サンゴジュ	3.0	34	
	g26	クスノキ	17.0	178	
	g27	エゴノキ	6.0	18	
	g28	シラカシ	4.0	14	
	g29	シラカシ	4.5	9	
	g30	ヒサカキ	5.0	46	
	g31	ヒサカキ	4.5	12	
	g32	エゴノキ	9.0	36	
	g33	クスノキ	18.0	150	
	g34	ヒサカキ	3.5	10	
	g35	ヒサカキ	5.0	12	
	g36	エゴノキ	8.0	34	
	g37	立枯れ	-	12	
	g38	トウネズミモチ	7.0	23	
	g39	トウネズミモチ	6.0	24	
	g40	シラカシ	8.0	60	H=1.0で計測
	g41	エゴノキ	3.5	20	
	g42	ヒサカキ	3.5	13	
	g43	ムクノキ	18.0	126	
	g44	サカキ	10.0	77	
	g45	クスノキ	18.0	173	
	g46	クスノキ	20.0	212	
	g47	ヒサカキ	4.0	36	

表 3：毎木調査結果一覧（18/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
g	g48	ヒサカキ	3.0	10	
	g49	ヒサカキ	8.0	28	
	g50	ヒサカキ	6.0	14	
	g51	クスノキ	20.0	99	
	g52	サクラ	18.0	105	
	g53	ヒノキ	18.0	73	
	g54	クスノキ	20.0	145	
	g55	ヒサカキ	4.5	11	
	g56	ヒサカキ	3.5	15	
	g57	ヒサカキ	3.5	18	
	g58	ヒサカキ	5.0	22	
	g59	トウネズミモチ	10.0	31	
	g60	ヒノキ	10.0	48	
	g61	サワラ	8.0	33	
	g62	ヒサカキ	4.0	14	
	g63	トウネズミモチ	5.0	16	
	g64	ヒサカキ	3.0	18	
	g65	ヒサカキ	4.0	11	
	g66	ヒサカキ	3.5	8	
	g67	ヒサカキ	3.0	10	
	g68	ヒサカキ	5.0	27	
	g69	クスノキ	5.0	49	
	g70	ヒサカキ	5.0	16	
	g71	サクラ	17.0	147	
	g72	ムクノキ	16.0	38	
	g73	ヒサカキ	5.0	32	
	g74	クスノキ	5.0	23	
	g75	ヒサカキ	5.0	30	
	g76	クスノキ	20.0	191	
	g77	サンゴジュ	4.0	22	
	g78	シラカシ	5.5	40	
	g79	シラカシ	5.0	21	
	g80	ヒサカキ	3.0	27	
	g81	クスノキ	5.0	24	
	g82	シラカシ	15.0	73	
	g83	クスノキ	20.0	191	
	g84	エゴノキ	5.5	22	
	g85	エゴノキ	5.0	18	
	g86	サンゴジュ	7.0	34	
	g87	トウネズミモチ	15.0	66	
	g88	クスノキ	20.0	126	
	g89	エゴノキ	4.0	18	
	g90	クスノキ	11.0	75	20mのうち生きている部分。上部は立枯れ
	g91	アカマツ	20.0	112	
	g92	エゴノキ	3.0	11	
	g93	クスノキ	20.0	123	
	g94	エゴノキ	5.0	17	
	g95	エゴノキ	3.0	12	
	g96	トウネズミモチ	3.0	11	
	g97	トウネズミモチ	4.0	15	

表3：毎木調査結果一覧（19/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
g	g98	トウネズミモチ	5.0	30	
	g99	シラカシ	4.5	12	
	g100	クスノキ	19.0	130	
	g101	ヒサカキ	6.0	27	
	g102	ヒサカキ	7.0	33	
	g103	ヒサカキ	3.5	23	
	g104	クスノキ	10.0	54	
	g105	ヒサカキ	4.0	14	
	g106	ヒサカキ	6.0	20	
	g107	クスノキ	20.0	110	
	g108	トウネズミモチ	3.5	15	
	g109	クスノキ	20.0	92	
	g110	シラカシ	5.5	14	
	g111	ヒサカキ	3.0	19	
	g112	エゴノキ	5.0	18	
	g113	クスノキ	8.0	27	
	g114	サンゴジュ	3.0	15	
	g115	シラカシ	3.5	21	
	g116	シラカシ	4.0	18	
	g117	シラカシ	4.0	13	
	g118	エゴノキ	4.5	20	
	g119	シラカシ	3.0	6	
	g120	エゴノキ	6.0	21	
	g121	サンゴジュ	4.0	22	
	g122	ヒサカキ	7.0	21	
	g123	ヒサカキ	7.0	31	
	g124	ヒサカキ	4.5	30	
	g125	ヒサカキ	4.0	18	
	g126	ヒサカキ	4.0	14	
	g127	ヒサカキ	5.0	18	
	g128	ヒサカキ	5.5	16	
	g129	ヒサカキ	5.5	21	
	g130	クスノキ	7.0	27	
	g131	ヒサカキ	5.0	21	
	g132	クスノキ	20.0	176	
	g133	イヌツゲ	2.7	25	
	g134	トウネズミモチ	3.0	13	
	g135	クスノキ	20.0	205	
h	h1	トウネズミモチ	4.0	13	
	h2	トウネズミモチ	4.0	14	
	h3	ネズミモチ	4.0	18	
	h4	シロダモ	10.0	62	
	h5	クスノキ	20.0	243	
	h6	トウネズミモチ	5.0	26	
	h7	カクレミノ	3.5	15	
	h8	トウネズミモチ	5.0	12	
	h9	トウネズミモチ	6.0	20	
	h10	アカシデ	16.0	166	
	h11	スダジイ	5.0	24	
	h12	エゴノキ	3.0	8	

表 3：毎木調査結果一覧（20/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
h	h13	立枯れ	3.0	17	
	h14	シラカシ	3.0	15	
	h15	アカマツ	10.0	91	
	h16	ネズミモチ	4.0	70	
	h17	クスノキ	11.0	206	
	h18	ヒサカキ	4.0	11	
	h19	サワラ	11.0	43	
	h20	トウネズミモチ	3.5	6	
	h21	カマツカ	3.0	41	
	h22	ヒサカキ	3.0	19	
	h23	シラカシ	3.0	9	
	h24	クスノキ	15.0	179	
	h25	シロダモ	3.0	8	
	h26	トウネズミモチ	3.0	13	
	h27	トウネズミモチ	2.7	13	
	h28	シラカシ	3.0	8	
	h29	トウネズミモチ	3.0	6	
	h30	シロダモ	3.0	12	
	h31	ヒサカキ	3.0	8	
	h32	シラカシ	3.0	8	
	h33	ヒサカキ	4.0	36	
	h34	ヒサカキ	4.0	11	
	h35	エゴノキ	8.0	16	
	h36	ネズミモチ	3.5	12	
	h37	トウネズミモチ	11.0	33	
	h38	ヒサカキ	8.0	30	
	h39	クスノキ	17.0	124	
	h40	ヒサカキ	4.5	10	
	h41	トウネズミモチ	3.0	24	
	h42	エノキ	14.0	80	
	h43	ウメ	3.0	45	
	h44	サワラ	7.0	65	
	h45	ヒサカキ	4.0	17	
	h46	ムクノキ	3.0	10	
	h47	アカマツ	9.0	94	
	h48	シロダモ	8.0	42	
	h49	エゴノキ	5.0	17	
	h50	エゴノキ	5.0	12	
	h51	ヒサカキ	5.0	29	
	h52	クロガネモチ	2.5	9	
	h53	エゴノキ	3.0	14	
	h54	イヌシデ	10.0	46	
	h55	ヒサカキ	6.0	22	
	h56	アカマツ	14.0	180	
	h57	ヒサカキ	5.0	25	
	h58	ヒサカキ	4.0	15	
	h59	ヒサカキ	4.0	15	
	h60	ヒサカキ	5.0	18	
	h61	ヒサカキ	5.5	19	
	h62	ヒサカキ	5.0	13	

表3：毎木調査結果一覧（21/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
h	h63	ヒサカキ	3.0	46	
	h64	アカマツ	11.0	88	
	h65	クスノキ	16.0	125	
	h66	ヒサカキ	5.0	15	
	h67	ヒサカキ	5.5	30	
	h68	ヒサカキ	4.0	23	
	h69	サワラ	6.0	26	
	h70	ヒサカキ	6.0	19	
	h71	シラカシ	3.0	9	
	h72	エゴノキ	8.0	22	
	h73	ヒサカキ	3.0	10	
	h74	ヒサカキ	6.0	24	
	h75	クスノキ	17.0	124	
	h76	サワラ	17.0	83	
	h77	ヒサカキ	3.0	27	
	h78	ヒサカキ	3.0	24	
	h79	ヒサカキ	2.7	18	
	h80	ヒサカキ	2.5	8	
	h81	ヒサカキ	4.0	25	
	h82	ヒサカキ	4.0	26	
	h83	ヒサカキ	4.0	24	
	h84	ヒサカキ	4.5	16	
	h85	ヒサカキ	4.5	17	
	h86	ヒサカキ	3.0	14	
	h87	ヒサカキ	5.0	19	
	h88	ヒサカキ	4.0	14	
	h89	イヌシデ	16.0	68	
	h90	イヌシデ	4.0	19	
	h91	イヌシデ	4.0	28	
	h92	イヌシデ	3.0	11	
	h93	クスノキ	16.0	131	
	h94	ヒサカキ	3.0	10	
	h95	クロガネモチ	4.0	11	
	h96	クロガネモチ	4.0	13	
低地	1	モチノキ	5.5	44	
	2	トウネズミモチ	11.0	140	
	3	モッコク	5.0	33	
	4	ムクノキ	15.0	249	
	5	イロハモミジ	6.0	109	
	6	イヌガヤ	3.0	18	
	7	トウネズミモチ	5.0	40	
	8	イヌツゲ	4.5	25	
	9	イヌツゲ	3.5	36	
	10	モッコク	7.0	44	
	11	モッコク	7.0	48	
	12	エノキ	11.0	82	
	13	モッコク	11.0	28	
	14	スダジイ	15.0	125	
	15	スダジイ	5.5	26	
	16	イロハモミジ	4.0	40	

表 3：毎木調査結果一覧（22/23）

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
低地	17	ウバメガシ	9.0	50	
	18	ウバメガシ	14.0	154	
	19	サルスベリ	9.0	84	
	20	スダジイ	15.0	100	
	21	ウバメガシ	5.0	33	
	22	エノキ	17.0	104	
	23	ウバメガシ	7.0	99	
	24	トウネズミモチ	13.0	131	
	25	モチノキ	15.0	90	
	26	モチノキ	15.0	94	
	27	ウバメガシ	4.0	69	
	28	ウバメガシ	4.0	38	
	29	ウバメガシ	3.0	34	
	30	モチノキ	15.0	91	
	31	ダイダイ	3.0	8	
	32	エノキ	12.5	88	
	33	ミズキ	12.0	126	
	34	モチノキ	5.0	25	
	35	シラカシ	10.0	139	
	36	スダジイ	18.0	163	
	37	イヌツゲ	3.0	33	
	38	イヌツゲ	3.0	30	
	39	サクラ	8.0	185	
	40	サクラ	3.0	16	
	41	サクラ	3.0	18	
	42	イヌシデ	12.0	71	
	43	ヒマラヤスギ	20.0	312	
	44	イロハモミジ	14.0	63	
	45	サワラ	15.0	164	
	46	サクラ	9.0	91	
	47	サルスベリ	5.0	77	
	48	ムラサキシキブ	2.5	29	
	49	サクラ	7.0	49	
	50	トウネズミモチ	3.0	31	
	51	サクラ	7.0	46	
	52	サクラ	5.0	182	
	53	エゴノキ	3.0	8	
	54	シラカシ	3.0	23	
	55	トウネズミモチ	7.0	13	
	56	シラカシ	5.0	32	
	57	サクラ	7.0	117	
	58	シラカシ	9.0	57	
	59	トウネズミモチ	6.0	33	
	60	トウネズミモチ	6.0	39	
	61	トウネズミモチ	10.0	44	
	62	トウネズミモチ	6.0	22	
	63	エゴノキ	3.0	9	
	64	トウネズミモチ	6.0	60	
	65	トウネズミモチ	6.0	18	
	66	フヨウ	3.5	20	

表3：毎木調査結果一覧 (23/23)

エリア	No.	樹 種	H(樹高) (m)	C(幹周り) (cm)	備 考
低地	67	トウネズミモチ	6.0	53	
	68	エゴノキ	3.0	8	
	69	トウネズミモチ	5.0	24	
	70	トウネズミモチ	3.0	13	
	71	トウネズミモチ	3.5	25	
	72	トウネズミモチ	3.5	10	
	73	トウネズミモチ	3.5	16	
	74	トウネズミモチ	3.0	14	
	75	トウネズミモチ	3.0	13	
	76	トウネズミモチ	6.0	21	
	77	トウネズミモチ	3.0	18	
	78	トウネズミモチ	3.0	18	
	79	トウネズミモチ	5.0	19	
	80	トウネズミモチ	5.0	17	
	81	トウネズミモチ	3.5	18	
	82	トウネズミモチ	4.0	11	
	83	エノキ	12.0	136	
	84	トウネズミモチ	3.0	9	
	85	トウネズミモチ	5.0	28	
	86	トウネズミモチ	6.0	26	
	87	トウネズミモチ	3.0	26	
	88	トウネズミモチ	3.0	19	
	89	トウネズミモチ	3.0	5	
	90	シロダモ	4.0	21	
	91	ムクノキ	4.0	15	
	92	シラカシ	6.0	34	
	93	トウネズミモチ	3.0	21	
	94	シロダモ	6.0	23	
	95	シラカシ	6.0	24	
	96	トウネズミモチ	3.0	11	
	97	ニシキウツギ	3.0	84	
	98	シラカシ	3.0	5	
	99	アカメガシワ	3.0	17	
	100	シラカシ	6.0	38	
	101	シラカシ	3.0	7	
	102	トウネズミモチ	3.0	12	
	103	シラカシ	5.0	44	
	104	クスノキ	5.0	29	
	105	シロダモ	3.0	9	
	106	トウネズミモチ	3.0	17	
	107	シロダモ	3.0	17	



(2) アカマツ・クスノキの分布状況

台地上の広場および周辺から斜面地のアカマツとクスノキの配置を整理する。

○台地上の広場のアカマツ

台地上の広場周辺に多く生育する。切り株の年輪が密であることから、生長が遅いと推察される。(土壌条件が悪いか)

かつて、哲学堂公園において、アカマツは200本近くあったが、大気汚染などの影響により、戦後には50本以下となり、現在は33本となった。

○斜面地内のクスノキ

広場周辺及び斜面の通路脇に多く生育する。戦後に植栽された植栽木と、実生で生育したと思われるものが混在していると推察され、現在は52本である。

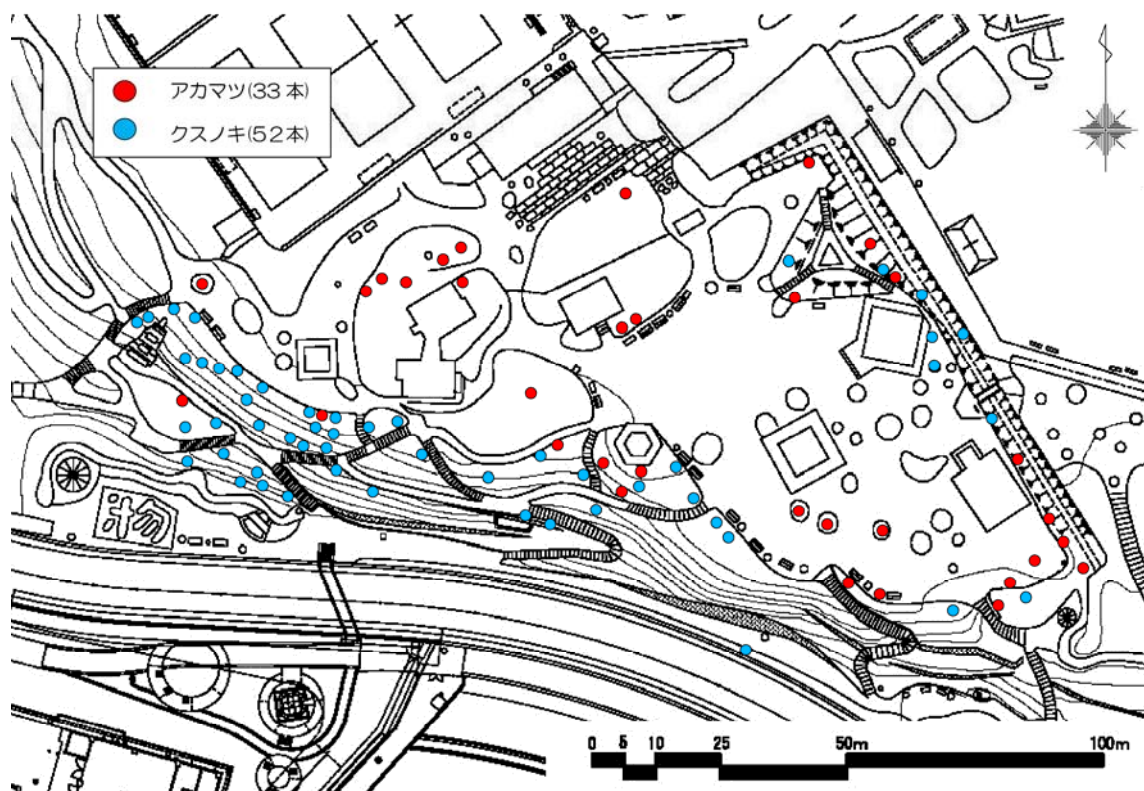


図 3-1 : アカマツ・クスノキの分布状況



11.09.15



11.09.15

図 3-2 : アカマツ・クスノキの現況

4. 景観構成

(1) 哲学堂公園創設期の景観の特徴

① 哲学堂公園周辺の土地

哲学堂公園および周辺について、「哲学堂（前島康彦著）」では以下のように説明している。

『昔の武蔵野は、なだらかな起伏がいたる所に見られ、また、西部の比較的標高のたかい地点の湧水源から流出した「流れ」が下流に広狭さだまらぬ氾濫原をもっていたり、時には地形の高低差によって葉枯れが急速となった場合には、両側の洪積層台地を削って、かなり深い谷も形成することもある。こうした崖地を関東の人々は「ハケ」と呼び「峡」の字を当てている。ハケは木の生えない禿地の意味であろうし、旧幕府時代には豊島群に峡田領という領名があった。』

『ハケは急崖を意味し、その下に開かれた田畑をハタケと唱えたと思われるが、これとは別に、水流の兩岸が緩斜面をしており、葭や芦やすすきなどの雑草の生えている土地のことを、今日でも練馬あたりの老人たちは「ヤ」と呼んでいる。「ヤ」の法上は畑として耕作可能であるが、「ヤ」は秋の大雨の後などは大量の水が上部を洗うので耕作には適さない。いわば荒野である。関東地方では「高野」という地名が多いが、これは荒野のことで、「ヤ」がいつしか「ノ」となり「ノガタ」とか「ノツキ」という広い地域を指して呼ぶ普通名詞となったと思われる。』

『このように哲学堂公園周辺は、落合台地が妙正寺川によって削られた場所にできた地形的背景と「野方」と呼ばれていた土地利用の背景がうかがわれる。

哲学堂公園の地は、かつての野方村大字江古田字東和田である。「和田」は旧幕時代以来の江古田村の字名で、俗称「和田山」と称していたところである。

土地の伝説によると、源頼朝が平家討伐の軍を率いて房総より武蔵に入ったときに、有力な重臣和田義盛がここに陣屋をおいたことから和田山と呼ばれるようになった。そして、妙正寺川に突出した舌状の台地が要害の場所、風光明媚の所であったと思われる。』

『また、哲学堂は昭和7年には新東京名勝選外十六景のひとつに選ばれた。そして、翌昭和8年には都市計画法により哲学堂を中心として野方風致地区が指定された。』

② 名勝八景

哲学堂公園創設期には、このような土地を円了は、名勝八景として哲学堂周辺の田園風趣を以下のように記している。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 一、富士暮雪 | 二、御霊帰鴉 | 三、玉橋秋月 | 四、氷川夕照 |
| 五、薬師晩鐘 | 六、古田落雁 | 七、鼓岡晴風 | 八、魔松夜雨 |

また、上記の状況を『哲学堂公園（前島康彦著）』では、以下のように説明している。

『哲学堂の西側妙正寺川を隔てた向こう側は旧片山村で雑木が茂り、疎林の上に富士山が眺められた（富士暮雪）。御霊神社は道路を隔てて園地の東側にあり、昭和十二、三年頃までは老杉がそびえ、ねぐらを求める鴉が集まった（御霊帰鴉）。妙正寺川は玉川の分水と考えていた円了博士はこれを玉溪と称していた。従ってその川に架かる四村橋（園の東南端）を「玉橋」

とよんだのであり、ここでの名月は美しかった（玉橋秋月）。

夕陽は氷川神社（江古田の総鎮守、今の江古田二丁目）の杜にしずみ（氷川夕照）、名高い新井薬師梅照院（新井五丁目）の夕暮れの鐘（薬師晚鐘）が聞こえる。

「古田」は「江古田」の田圃の略で、旧江古田村の田圃には秋になると雁がわたり（古田落雁）、旧片山村の丘陵を鼓ヶ丘とよんだが、その晴嵐は颯々として快く（鼓岡晴風）、そして園内にあった「魔松」（天狗松）には静かに夜の雨がそそぐ（魔松夜雨）。』

③井上円了が見た景色

哲学堂公園の当時の景観をおもわせる円了が詠んだ漢詩を以下に示す。

『和田山一堂横、此是吾宗哲城、靈樹東西防惡鬼、杜林前後護明神、徳如富岳乾坤聳、境似玉冬夏清、堪仰三千年古月、余光今日照群生、』

（和田山の上に哲学堂がたつ、これこそがおおもととなる哲学の城である。不思議な力をもつ老いた杉と天狗松とが東西にたつて悪鬼の進入を防ぎ、氷川社と御霊社が前後に存在して明神を守る。徳は富士山のごとく天地にそびえ、その境地は玉川に似て四季を通じて清らかである。三千年来のいにしえの月を上げばその光は今日もお衆生を照らしているのである。）

『御霊社畔玉橋辺、哲学堂深昼肅然、野径草封人絶跡、松林風過葉鳴絃、遠山近水軒前笑、古聖今賢壁上眠、尽日閑居無別事、逍遙物外味幽玄』

（御霊社のほとり玉橋のあたり、哲学堂は奥深く昼なおしずかに、野の小道は草がふさいで人の通る気配もなく、松林に吹き抜ける風が葉をうちならす。遠い山と近くを流れる川に軒の前にたたずんで思わず笑いを含めば、いにしえの聖人や現今の賢人の画像は壁上に眠るがごとく、一日中のんびりとして格別のこともなく、諸物にわずらわれることなく、心楽しませてのんびりと深遠な哲理を味わうのである。）

『梅雨霽時辞帝京、讃山肥海養吟情、寒霞溪上夏将去、天草洋中秋已生、韓北霜繁風有色、遼東氷鎖水無声、归来哲学堂前望、冬景如春岳雪明、』

（三十九年、長崎県および満韓を周遊して帰りたるとき、これを賦す。）

（梅雨のはれまに東京に別れを告げ、讃岐の山々や肥後の海に詩情を養う。寒霞溪のほとりではあたかも夏も終わろうとし、天草洋では中秋の気配が色濃くなってきた。韓国の北では厳しい霜にも吹く風にも色づく思いがあり、遼東の地では氷にとざされて水の流れさえも音がなかった。ようやく帰りきたって哲学堂前より遠望すれば、冬の景色は春を思わせて、山にかかる雪も明るさが見えたのであった。）

『邱上孤堂立、四隣一望青、地偏無俗客、中静有神靈、風過松伝楽、雨来蛙誦經、聖賢人已遠、今日徳猶馨、』

（丘の上にぼつりと哲学堂がたち、あたりは青々とした緑が望まれるのみ。この地が俗世間か

ら離れている故に世俗の人の訪れもなく、昼もなお閑静で神のみたまが存するようである。風が吹き抜けるときに松は音楽をかなで、雨が降るときには蛙がお経を読むかとも思われる。聖人賢人と称された人はすでに遠く過去とはなったが、今日においても遺徳はなお香り高く残っている。

『天狗松高鶴欲栖、間居唯与老農交、穫稻時過秋寂々、只見大根青一郊、』

(和田山地方は大根の産地にして、秋期には満野大根のために青し。)

(天狗松は高々とそびえ鶴がすみかとしようとしており、のどかなすまいにはただ年老いた農人との交わりがあるだけ。稲の刈り入れが終われば秋はいよいよものさびしく、ただ大根の青さがこの郊外の地を占めているのみである。)

『有声無影転蕭然、漸覺松頭驟雨懸、天狗未来雲已散、和田山上月如弦、』

(天狗松を詠む)

(なにものか音はすれども姿は見えず、いよいよさがしくせわしない。そこでようやく松のこずえにわか雨がふりかかっていることを知った。天狗がまだ来ないうちに雲もすでに散り去って、和田山の上にはゆみはり月がかかっている。)

『堂前月独徘徊、秋入草根虫語哀、此地勿言市街遠、林風時送電声来、』

(夜中、電車の声の近くきたるあり。故にこれを詩中に入る。)

(哲学堂の前で月の出迎えてひとりさまよえば、秋は深く草の根までおよんで虫の声も哀れである。この地は市街を遠くはなれたところなどとはいわないでほしい。林の風がときには電車の走る音を送ってくるのだから。)

『野外風光未見冬、何知雪色到遥峰、夕陽影裏秋如画、天壁高懸白玉蓉、』

(これ、哲学堂八景中の富士暮雪を詠じたるなり。)

(野外のおもむきもまだ冬のきざしも見えないのに、なんと雪がはるか峰をいろどっているのが知られる。夕日のひかりのなかに秋は画のごとく、天空に高く白雪の富士がかかっているのである。)

『一条鉄路電車馳、中野駅東尋薬師、寺畔野蹊行数歩、隔田邱上認松枝、林間看取 薨光明、此唯吾宗哲学城、四聖堂前蓮岳聳、六賢台下玉江清、氷川夕照御霊鴉、 水満秋田雁影斜、半日閑遊洗塵苦、更経目白晩還家、』

(中野駅より哲学堂に至る道順を賦したるなり。)

(ひとすじの鉄路に電車がはしり、中野駅の東に新井薬師をたずね、寺院のかたわらの野のこみちをゆくこと散歩すれば、田と丘をへだてて高く松の枝が見え、林の間にいらかのかやきがみられる。これこそわがおおもとである哲学の城である。四聖堂の前には富士がそびえ、

六賢台の下を流れる玉川の水は清らかである。氷川社の夕映えに御霊社にねぐらす鴉は照らされ、水は秋の田に満ちて雁が斜めによこぎる。半日のゆったりした遊歩は俗世の悩みを洗い流し、さらに目白を経て日暮れにはわが家に帰ったのである。)

【哲学堂公園全景】



■昭和7年頃

妙正寺川に面した台地上の和田山は、以前は田畑や、アカマツに覆われた山林であった。1本高い天狗松が見える

【絶対城より遠望】



■昭和7年頃

円了が哲学堂公園の土地を購入したころは、見渡す限り畑や林で、その間に農家が散在入り、晴れた日には遠く西方に富士や秩父の連山を眺めることができた

図 4-1 : 昭和7年頃の哲学堂公園の遠景

哲学堂公園の現在の地名が「中野区松が丘」であるように、当時は哲学堂公園および周辺の台地状の土地では、アカマツが生える林の景観であった。

(2) 昭和初期と現在の景観の比較

昭和初期と現在の景観は、時代の移り変わりや樹木の生長などの影響で、大きく異なっている。以下に、昭和初期と現在の景観の写真を比較する。

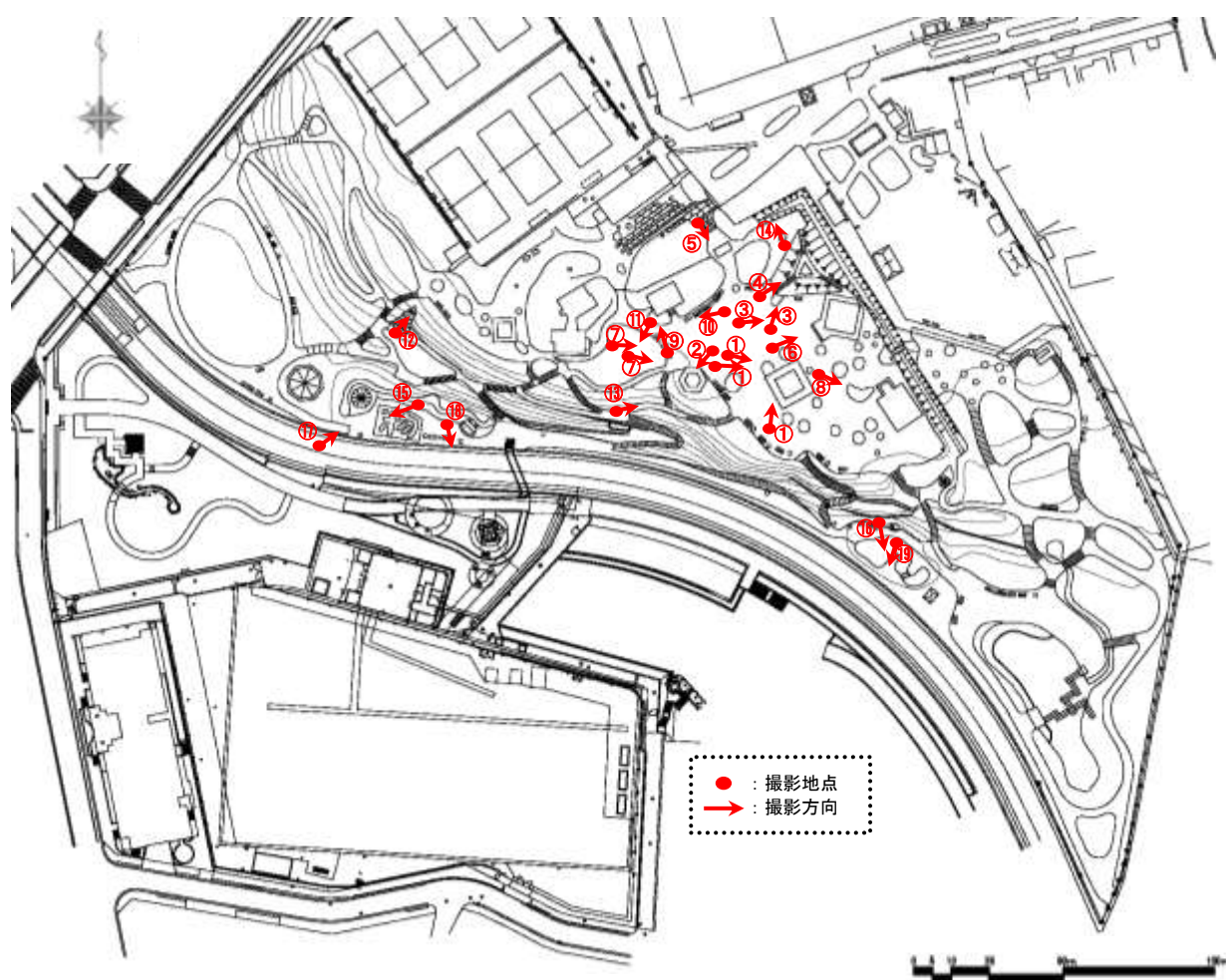


図 4-2 : 撮影地点及び方向

①四聖堂周辺



11.09.15



11.09.15



11.09.15

■昭和7年頃

四聖堂周辺は、見通しが効く広場であり、サクラが植えられていた

■現在

現在は樹木が生長して、建物を覆うほどになっている

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (1/8)

②六賢台



■昭和7年頃

六賢台の後方の樹木はアカマツが見られ、林間は明るく見通しが効いていた



11.09.15

■現在

現在の六賢台の後方の樹木はアカマツから常緑樹に変わる

③宇宙館・三学亭



11.09.15



■昭和7年頃

三学亭がある丘には樹木がほとんど見られず、建物の存在がよくわかる



11.09.15

■現在

現在の三学亭がある丘は、樹木が生い茂り、様変わりする

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (2/8)

④三学亭



■昭和7年頃

三学亭がある丘には高木、低木がほとんど見られず、見通しが効く



11.09.15

■現在

現在は、高木、低木が生い茂り、丘上からの眺望が遮られている

⑤哲理門



■昭和7年頃

門の周辺には、アカマツがあり、開けて明るい雰囲気であった



11.09.15

■現在

現在は、常緑樹に囲まれ、暗い雰囲気である

⑥宇宙館



■昭和7年頃

宇宙館の周辺は、樹木に囲まれているが、林間は明るく見通しが効いていた



11.09.15

■現在

現在は、周辺を常緑樹に覆われ、見通しが効かない

図 4-3：昭和初期と現在の景観の比較（3/8）

⑦ 百科叢および時空岡周辺



■昭和7年頃

百科叢から、六賢台・四聖堂・宇宙館が見渡せ、開けた見通しの効く場所であった



11.09.15



11.09.15

■現在

現在は、樹木が生い茂り、建築物をほとんど見ることができない

⑧ 絶対城周辺



■昭和7年頃

絶対城の屋根の上には、観察境（展望台）が存在した



11.09.15

■現在

- ・現在は、観察境（展望台）は消失している
- ・樹木に囲まれ、暗い雰囲気である。

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (4/8)

⑨無尽蔵



■昭和7年頃

アカマツが生長していないため、見通しが効き、建物の存在がよくわかる



11.09.15

■現在

アカマツやクロマツが生長し、建物を覆っている

⑩無尽蔵・髑髏庵・鬼神窟周辺



■昭和7年頃

ほとんど樹木がなく、見通しが効き、建物の存在がよくわかる



11.09.15

■現在

特に、髑髏庵・鬼神窟は樹木で覆われ、見る事ができない

⑪天狗松



■昭和7年頃

際立って、大きなアカマツであった



11.09.15

■現在

現在は、天狗松は枯死し、常緑樹に変わる

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (5/8)

⑫三祖苑



■昭和7年頃

三字壇の後方は、アカマツがあり、開けて明るい雰囲気であった



11.09.15

■現在

現在は、アカマツは常緑樹に変わり、見通しが効かない

⑬筆塚



■昭和7年頃

筆塚の後方は、樹木が少なく、見通しが効く場所であった



11.09.15

■現在

常緑樹が、生い茂り、見通しがきかない

⑭硯塚



■昭和7年頃

筆塚の後方は、樹木が少なく、見通しが効く場所であった



11.09.15

■現在

後方は、ササで覆われ、周辺は常緑樹に囲まれているため、暗い雰囲気である

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (6/8)

⑮物字壇



■昭和7年頃

- ・河川改修が行われておらず、自然的な雰囲気のある空間であった
- ・物字壇の後方には、望遠鏡が見える



11.09.15

■現在

- ・現在は河川改修が行われ、様変わりしている
- ・現在は、望遠鏡は消失し、存在しない

⑯心字池周辺



■昭和7年頃

- ・妙正寺川に近く、鑑賞を意識した庭園風の造りであった



11.09.15

■現在

- ・現在は池の形や雰囲気が異なる

⑰客観廬周辺



■昭和7年頃

- ・筆塚の後方は、樹木が少なく、見通しが効く場所であった



11.09.15

■現在

- ・周辺は常緑樹に囲まれているため、暗い雰囲気である

図 4-3：昭和初期と現在の景観の比較 (7/8)

⑱ 狸燈



■昭和7年頃
頭上には、傘が存在した



11.09.15

■現在
現在は、頭上の傘が消失している

⑲ 鬼燈



■昭和7年頃
頭上には、灯籠が存在した



11.09.15

■現在
現在は、頭上の灯籠が消失している

図 4-3 : 昭和初期と現在の景観の比較 (8/8)

5. 文化財における防火・消火対策

(1) 現在の文化財の防火・消火対策の現状

消防法では、文化財建造物等に自動火災報知設備をはじめ各種の消防用設備等の設置を義務付けている。

しかし、文化財建造物等を防護するための設備として、建造物外部に設置されている放水銃、ドレンチャー、炎センサーについては、消防法令で技術基準が定められている設備でなく、その有効な設置・維持の方法が明らかになっていないが、これらの防火設備は必要とされている。



ドレンチャー



炎センサー



高所式放水銃



縁の下に設置した放水銃



児童首振り式放水銃

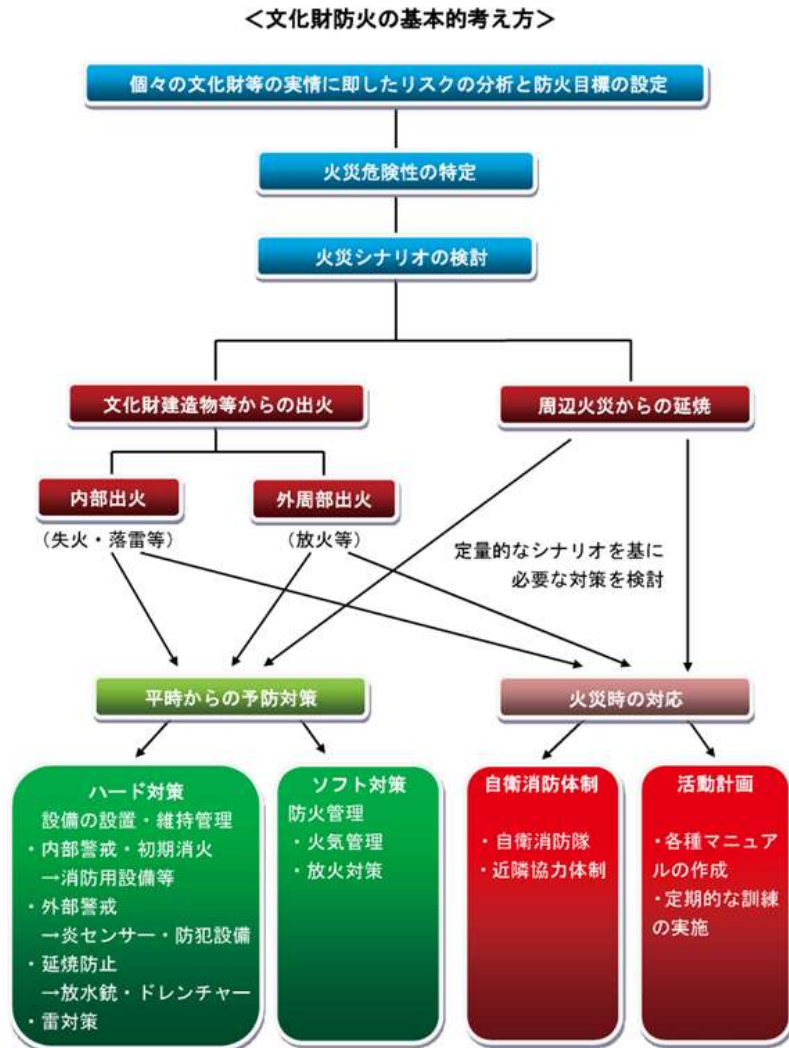


壁埋込式消火栓

※『重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方検討報告書』
『第1回 重要文化財建造物の総合防災対策検討会資料』より引用

図 5-1：重要文化財における防火・消火対策

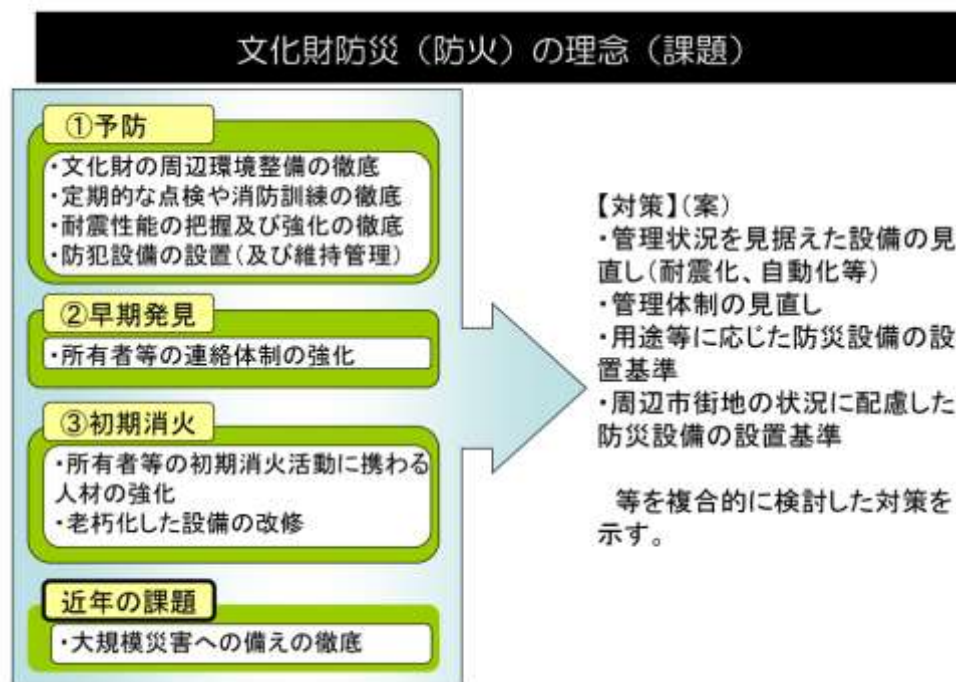
(2) 文化財防火の基本的な考え方



※『重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方検討報告書』より引用

図 5-2：文化財防火の基本的な考え方

(3) 文化財防火の理念（課題）



※『第1回 重要文化財建造物の総合防災対策検討会資料』より引用

図 5-3：文化財防災（防火）の理念（課題）

(4) 留意事項

- 文化的価値と調和した消防用設備等や防火設備とは、景観への配慮と防火のバランスがとれたものをいうものであり、景観のことだけを考慮して防火性能を低下させることのないよう配慮することが必要である。
- 従来、文化財建造物等に設置する自動火災報知設備の感知器は、景観への配慮から空気管式の感知器が多く用いられているが、火災の早期感知等を考えると、煙感知器（スポット型、分離型）又は炎感知器の設置についても検討の必要がある。
- 落雷の際の誘導雷により、自動火災報知設備等が被害を受けるケースが散見されており、自動火災報知設備等への避雷器の設置等の対策について、検討を行う必要がある。
- 火災時における消火活動等についても、避難誘導を含めた応急活動全体の中での手順、文化的価値を守る上での優先事項、構造・材料等の特性に応じた消火戦術等についても、文化財建造物等の関係者と消防機関等との間でコンセンサスを得ておくことが求められる。
- 文化財建造物等の消火活動の際は、文化的価値を損ねないように、泡消火薬剤は使用せず、また、噴霧注水等により有効に放水を行う。

(5) 具体的な対策例

① 予防策

- 設備が確実に作動するように、定期的に点検しておくとともに、警報を確実にかつ速やかに伝達できるように連絡体制を見直す。
- 古い電気配線をそのまま使っていると、漏電による火災が発生する可能性もあるため、設備を改修するとともに、必要に応じて漏電火災警報設備を設置する。
- 放火の可能性の高い縁廻りや床下を警戒するような自動火災報知設備を設置する。また、建物の周囲に可燃物を放置しない。
- 地域と連携して有形の民俗文化財（建造物）だけではなく、周辺市街地も含めて地域全体として巡視や監視体制を強化し、火災を発生させないようにしておく。
- 管理の実態（昼夜で管理体制が異なる場合など）に応じて、通報体制、消火体制、防犯体制を見直す。
- 消火活動にかかるまで時間を要することが想定される場合は、モニターを設置し、遠隔で操作できるようにしておく。
- 内部からの出火に備えて、スプリンクラー設備を設置する。ただし、内部の文化財美術工芸品への影響を配慮する。

② 災害発生時の対策

- 火災時に消防車等が確実に火災発生場所に近づけるように、近隣住民の協力を得て、消防用の進入道路を確保しておく。
- 火災初期の段階では、所有者や近隣住民等で初期消火ができるように消火用具を備えるとともに、一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備を備えておく。
- 周囲の類焼による被害を防ぐため、放水銃やドレンチャー設備の整備や、敷地に余裕があれば空地等を確保しておく。
- 初期消火体制が十分ではない場合は、設備を自動化するなどの対策を検討しておく。

6. 利用・運営の現状

(1) 利用の現状

①入園料および開園時間

入園料 : 無料

開園時間 : 【4/1～9/30】 午前8時※～午後6時

【10/1～3/31】 午前9時～午後5時

※2011年7/1～8/31は午前7時開園としている。

②利用者層

利用状況調査によると、利用者層は成人と高齢者の占める割合が非常に高い。

特に、平成22年度は成人と高齢者の占める割合が80%以上となっている。

表 6-1 : 年度別利用者層の推移

実施年度	幼児	保護者	小学生	中高生	成人	高齢者
18	21.5	12.9	4.5	0.7	39.8	20.8
19	11.3	10.9	7.7	1.4	35.3	33.4
21	8.6	4.8	7.1	9.1	46.0	24.4
22	4.7	5.2	4.7	1.8	29.8	53.8

※成人は20歳代～50歳代で、高齢者は、60歳代以上とする。



図 6-1 : 平成 22 年利用者層の割合

③利用方法

【霊明閣の利用】

一階と二階を集会場として利用することができ、表 6-2 で示すような様々な内容で利用されている。

利用状況は平成21年度が48回、平成22年度が78回である。

表 6-2 : 霊明閣の利用内容

	文化サークル活動	地域交流会	会議
内容	句会、講話会、瞑想会、勉強会	交流会、親睦会	地域住民の会合 生涯学習大学OB会

(2) 運営の現状

①古建築物の公開（四聖堂・六賢台・無尽蔵・宇宙館・絶対城）

【実施期間】

毎年、春と秋の年2回（春の公開：4/29～5/5、秋の公開：10月土日祝日）に古建築物が公開されている。

【古建築物公開時の来場者数】

表 6-3：古建築物公開時の来場者数の推移

実施年度	18	19	20	21	22	23
春の公開		353	206	245	371	235
秋の公開	248	206	211	187	164	154

※各公開での一日あたりの平均来場者数を、

（最も入場者数が多かった古建築物の入場者数の合計）÷（公開日数）で算出

【イベント】

古建築物公開時には以下のようなイベントが開催されている。

- ・「六賢台」・・・円了博士蒐集品パネル展示
- ・「宇宙館」・・・哲学堂案内ビデオ上映
- ・「無尽蔵」・・・展示（哲学堂年表、哲学堂の偉人達、哲学堂今昔写真）

【その他】

夏に「宇宙館」で開催される幽霊・妖怪ばなしの際には、手作りの灯籠を「哲理門」と「宇宙館」の間に並べ、ライトアップする。

また、花見の時期にも、さくら広場をライトアップする。



哲学堂公園 HP

図 6-2：古建築物の公開状況

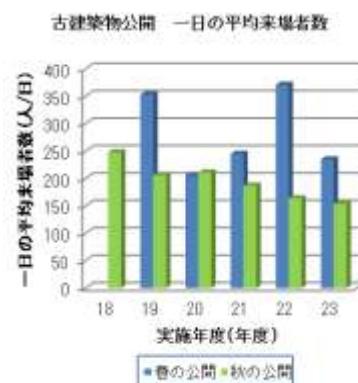


図 6-3：一日の平均来場者数

②哲学堂公園のイベント

哲学堂公園では、外部団体および指定管理者が実施するイベント開催されている。

【哲学堂祭】

哲学堂祭は毎年、11月の第1土曜日に、哲学の普及を願った井上円了の遺言に基づき、東洋大学により、哲学堂公園で開催されている。

蓮華寺の故井上円了の墓の前で墓前祭を行った後に哲学堂公園に移動し、「四聖堂」にて哲学祭、「宇宙館」にて講演会が行われる。

「四聖堂」には、孔子、釈迦、ソクラテス、カントという、哲学の四聖が祀られているが、この四聖を順番に取り上げる形で講演が行われている。参加者には遺言により、甘酒、珈琲、紅茶が用意されている。



哲学堂公園 HP

図 6-4：ライトアップ



東洋大学 HP

図 6-5：哲学堂祭

【哲学堂特別講座】

新しい自治を進めるワークショップによる哲学堂特別講座が実施された。毎年実施されている事業で、平成 22 年度は「中東・イスラーム世界とは」と題し、東洋大学より三沢伸生準教授を講師に招き、講義が行われた。



運営委員会資料

図 6-6：講義の状況

【歩いて探るなかの学】

なかの生涯学習サポーターの会により「歩いて探るなかの学」が行われた。主催者からの依頼により、特別に古建築物を開場し、参加者が内部を見学した。



運営委員会資料

図 6-7：内部見学の状況

【指定管理者が行うイベント】

哲学堂公園では、古建築物公開の他に、「宇宙館」で幽霊・妖怪ばなし、ガイド養成講座、梅林で梅の実収穫、花壇づくり活動、「霊明閣」で茶の湯体験など、園内の施設を活用したイベントが開催されている。

哲学堂公園で、平成 22 年度に行われたイベントを次項に示す。

表 6-4：平成 22 年度に指定管理者が実施したイベント一覧

No	イベント名	場所	実施日	参加人数
1	さくら広場開園延長ライトアップ	さくら広場	3月27日(土)～ 4月4日(日)	1日平均約40人
2	哲学堂 春のコンサート	時空岡	4月11日(日)	約200人
3	春期古建築物公開 「六賢台」円了博士蒐集品パネル展示 「宇宙館」哲学堂案内ビデオ上映 「無尽蔵」哲学堂年譜・哲学堂の偉人達 ・哲学堂今昔写真展示	時空岡	4月29日(木)～ 5月5日(水)	1日平均約300人
4	第5回 「茶の湯」体験	霊明閣	5月1日(土) 5月2日(日)	135人
5	第5回 「茶の湯」お茶処	時空岡	5月1日(土) 5月2日(日)	115人
6	第9回 剪定教室	園内	5月30日(日)	12人
7	第3回 梅の実収穫	梅林	5月30日(日)	82人
8	第4回 植物観察会	園内	6月19日(土)	13人
9	七夕笹飾り	園内	7月1日(木)～ 7月7日(水)	約220人
10	哲学堂パーククラブ 花壇づくり活動	梅林	7月14日(水)	18人
11	第5回 幽霊・妖怪ばなし	宇宙館	8月8日(日) 8月15日(日)	46人
12	哲学堂公園ガイド養成講座	宇宙館	9月12日(日)	18人
13	第4回 フォト・絵画コンテスト ・作品募集	哲学堂	7月26日(月)～ 8月31日(火)	13作品
14	・優秀作品投票	事務所	9月2日(木)～ 9月26日(日)	投票数 39
15	・優秀作品展示	無尽蔵	10月2日(土)～ 10月31日(日)	-
16	秋期古建築物公開	時空岡	10月2日(土)～ 10月31日(日) 土・日・祝のみ	1日平均160人
17	第6回 「茶の湯」体験	霊明閣	10月16日(土) 10月17日(日)	89人
18	第6回 「茶の湯」お茶処	時空岡	10月16日(土) 10月17日(日)	82人
19	秋の演奏会 津軽三味線演奏会	時空岡	10月23日(土)	約160人
20	ハロウィン	事務所	10月31日(日)	46人
21	第5回 植物観察会	園内	11月20日(土)	14人
22	クリスマスリース作り (午前・午後2回開催)	霊明閣	12月4日(土)	40人
23	剪定教室	園内	3月5日(土)	7人

③情報の発信・公開

【発信】

- ・なかの生涯学習情報誌「ないせす」に掲載
- ・指定管理者ホームページ・Twitter、施設掲示板
JCN 中野（ケーブルテレビ）、中野区区報、町会
掲示板、商店街掲示 など

【公開】

- ・哲学堂公園ガイドマップ（77 場の解説、公園の
略年、写真、歴史、バリアフリールートなど）
の販売（¥200）
- ・管理事務所にて参考資料の閲覧が可能
- ・古建築物公開時に、建物を中心とした資料を配布
- ・東京都文化財ウィーク期間中（10/29～11/6）に、
ポストカード（都発行）を配布



図 6-8：哲学堂公園 HP、Twitter



図 6-9：ガイドマップ

④ガイド

【登録人数】

現在、指定管理者が推進しているパーククラブ登録者 20 人いるが、そのうち、ガイド経験者は 13 人である。

【養成】

- ・年に 2 回の哲学堂公園講座（9 月、3 月）：中野区、指定管理者それぞれ主催
- ・中野生涯学習大学向けゼミ（6 月）：中野区学習大学プログラム
- ・もっと知りたい哲学堂（1 2 月）：中野区主催
- ・知識向上研修

（指定管理者による、77 場巡り説明。（平成 23 年度 2 回）
公園ガイド活動者との意見交換会（平成 23 年度 2 回）
その他、適宜資料を提供。）



哲学堂公園HP

図 6-10：ガイド養成講座

⑤地域との連携・協働

- ・指定管理者が実施している運営協議会への参加している。
- ・各種自主事業にて、野方消防署や区、東洋大学等との連携を図っている。

⑥利用者からの要望

- ・哲学堂についていろいろ知りたいので、哲学堂ガイドツアーのようなものがあれば是非参加したい。
- ・他国の入園者にわかりやすいように、入口の案内板や遺構にも英語・中国語・韓国語を併記すべき。
- ・もっと自然のまま楽しめる公園にしてほしい。
- ・説明がなく、園内を全部見るのに時間がかかった。パンフレットは無料にするべきである。
- ・現在は無料だが、100円でも入園料を取った方がよい。
- ・園内に落ちているゴミが、いつまでもそのままになっている。
- ・良い場所だが、園内の各所の説明が少し難しい。

(3) 哲学堂77場の管理状況

哲学堂公園では、指定管理者により管理されている。
哲学堂公園の日常管理を以下に示す。

【清 掃】

園内→毎日清掃を実施

古建築物→公開前に大規模な清掃

その他、適宜清掃を実施。(月に1回程度)

※換気を含む。



11.10.17

図 6-11：日常管理状況

【点 検】

- ・園内→ 開門時の巡回、昼の巡回、閉門時の巡回にて点検を実施

その他、清掃中などに適宜実施

- ・古建築物等→ 建物は2ヶ月に1回程度の点検を実施

地震後など災害発生時は、適宜点検を実施

古建築物公開前には清掃・点検を実施

【運営協議会】

地域の人々や学識経験者による運営協議会を開催し、哲学堂公園の事業の成果、管理・利用・運営などの事業計画(案)について、協議している。

7. ユニバーサルデザイン

(1) 車いす動線

以下の図は、哲学堂公園ガイドマップで示されているバリアフリールートである。図中の a、b、c は、下記の写真を示す。



図 7-1：車いす動線



a. 哲学堂公園(11.09.07)



b. 哲学堂公園(11.12.12)



c. 哲学堂公園(11.12.12)

図 7-2：車いす動線の現状

① 哲学堂公園の現状および課題

園路が劣化、所々に段差、急な縦断勾配などにより、現在は移動困難者の単独の通行が困難である。また、車いす動線がどこであるのか、わかりづらい。

② 対策

- ・移動困難者の負担を軽減する舗装に改修する。
- ・エントランスに園内ルートがわかりやすく表示された案内板を設置し、勾配が急である場所をきちんと明示する。
- ・管理者やガイド等による人的対応を行い、快適な利用を目指す。
- ・価値を損なわない施設整備を行い、それができない場合は、写真、ビデオなどによる代替措置を検討する。
- ・景観に調和した、標識（ピクトサイン等）の設置する。

(3) 哲学堂 77 場の車いす動線の現状一覧

哲学堂 77 場における車いす動線の現状について、以下に整理する。

表 7-1：哲学堂 77 場の車いす動線の現状一覧

No	名称	バリアフリー の適合	※1 管理運営に よる対応	※2 園路舗装の 補修	写真やビデ オ等で代替 措置	No	名称	バリアフリー の適合	※1 管理運営に よる対応	※2 園路舗装の 補修	写真やビデ オ等で代替 措置	No	名称	バリアフリー の適合	※1 管理運営に よる対応	※2 園路舗装の 補修	写真やビデ オ等で代替 措置	No	名称	バリアフリー の適合	※1 管理運営に よる対応	※2 園路舗装の 補修	写真やビデ オ等で代替 措置	
1	哲学関 テツカ'カン	○				23	三祖苑 サンソエン	×	×		○	45	学界津 ガツカイツ	×	×	○			67	相對溪 ソウタイケイ	○			
2	真理界 シンリカイ	○				24	三字壇 サンジ'ダン	×	×		○	46	独断峡 ドクダンキョウ	×	×	○			68	理想橋 リソウキョウ	○			
3	鑽仰軒 サンキ'ョウケン	○				25	三祖碑 サンソヒ	×	×		○	47	唯心庭 ユイシンテイ	×	×	○			69	理外門 リカ'イモン	○			
4	哲理門 テツリモン	△	○		○	26	哲史蹊 テツシケイ	×	×		○	48	心字池 シンジイケ	×	×	○			70	幽霊梅 ユウレイハイ	○			
5	一元牆 イチゲン'ショウ	○				27	唯物園 ユイフ'ツエン	×	×	○		49	倫理淵 リンリエン	×	×	○			71	宇宙館 ウチュウカン	△	×		○
6	常識門 ジョウシキモン	○				28	物字壇 フ'ツジ'ダン	×	×	○		50	心理崖 シンリカイ	×	×	○			72	皇国殿 コウコクテン	△	×		○
7	觸髅庵 ド'クロアン	△	×		○	29	客観廬 キヤクカンロ	×	×	○		51	理性島 リセイジマ	×	×	○			73	三学亭 サンガク'テイ	△	×		○
8	復活廊 フツカツロウ	△	×		○	30	進化溝 シンカコウ	×	×	○		52	鬼燈 キトウ	×	×	○			74	硯塚 スス'リツカ	○			
9	鬼神窟 キシングツ	△	×		○	31	理化潭 リカタン	×	×	○		53	概念橋 ガイネンキョウ	×	×	○			75	無尽蔵 ムジンゾウ	△	×		○
10	接神室 セツシンシツ	△	×		○	32	博物隄 ハクフ'ツテイ	×	×	○		54	先天泉 センテンセン	×	×	○			76	向上楼 コウジョウロウ	△	×		○
11	靈明閣 レイメイカク	△	×		○	33	数理江 スウリコウ	×	×	○		55	主観亭 シュカンテイ	×	×	○			77	万象庫 バンショウコ	△	×		○
12	天狗松 テングマツ	×	×		○	34	観象梁 カンショウリョウ	×	×	○		56	直覚径 チョウカクケイ	×	×		○			四阿	○			
13	時空岡 ジクウコウ	○ (舗装が一部劣化)	×	○		35	望遠橋 ホ'エンキョウ	×	×	○		57	認識路 ニンシキロ	×	×		○							
14	百科叢 ヒヤクカソウ	○				36	星界洲 セイカイス	×	×		○	58	論理域 ロンリイキ	×	×		○							
15	四聖堂 シセイトウ	△	×		○	37	半月台 ハンゲ'ツダイ	×	×		○	59	演繹観 エンエキカン	×	×		○							
16	唱念堂 ショウネントウ	×	×		○	38	神秘洞 シンビトウ	×	×	○		60	帰納場 キノウショウ	×	×	○								
17	六賢台 ロクケンダイ	△	×		○	39	狸燈 リトウ	×	×	○		61	意識駅 イシキエキ	○										
18	筆塚 フデ'ツカ	×	×		○	40	後天沼 コウテンショウ	×	×	○		62	絶対城 ゼツタイショウ	△	×		○							
19	懷疑巷 カイキ'コウ	×	×		○	41	原子橋 ケンシキョウ	×	×	○		63	聖哲碑 セイテツヒ	×	×		○							
20	経験坂 ケイケンザカ	×	×		○	42	自然井 ジセンセイ	×	×	○		64	観念脚 カンネンキヤク	△	×		○							
21	感覚巒 カンカケラン	×	×		○	43	造化爛 ゾウカカン	×	×	○		65	観察境 カンサツキョウ	△	×		○							
22	万有林 バンユウリン	×	×		○	44	二元衢 ニゲンク	×	×	○		66	記念碑 キネンヒ	○										

○ ：利用できる
△ ：外から、鑑賞することはできる（建造物）
× ：利用できない

※1：バリアフリーの適合は、『東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成 21 年 3 月』による。

※2：園路舗装の補修は、園路及びスロープを補修し、かつ管理運営による対応をした場合に利用できるものを示す。

【参考資料】

I . 東京都文化財庭園の運営・取組み

(1) 東京都立 9 庭園

表 I-1：東京都立 9 庭園の概要

庭園名	開園年月日	開園面積	開園時間	休園日	入園料 ※1	年間パスポート	庭園ガイド	ガイドの人数※2	備考
旧岩崎邸庭園	平成13年10月1日	18235.47 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 400円 65歳以上 → 200円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 320円 65歳以上 → 160円	大人 → 1600円 65歳以上 → 800円	・無料 ・木曜を除く毎日 午前11時と午後2時 ※英語ガイド 第1週 土曜日 午後2時	64名	重要文化財 (昭和36年12月28日-洋館ほか) (昭和44年12月18日-大広間ほか) (昭和11年3月11日-宅地ほか)
清澄庭園	昭和7年7月24日	81091.27 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 150円 65歳以上 → 70円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 120円 65歳以上 → 50円	大人 → 600円 65歳以上 → 280円	・無料 ・日曜日と祝日 午前11時と午後2時	31名	都指定 名勝 (昭和54年3月31日:都名)
浜離宮恩賜庭園	昭和21年4月1日	250215.72 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 300円 65歳以上 → 150円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 240円 65歳以上 → 120円	大人 → 1200円 65歳以上 → 600円	・無料 ・土曜日／日曜日と祝日 午前11時と午後2時 ・英語による庭園ガイド(外国人を対象) ・土曜日／日曜日:午前11時 ・ガイド端末(ユビキタスID技術)無料貸出 日本語、英語、中国語(簡体語、繁体語)、韓国語に対応	34名	国指定 特別名勝および特別史跡 (昭和23年12月18日) (昭和27年3月29日:追加指定) (昭和27年11月22日:特名、特史)
小石川後楽園	昭和13年4月3日	70847.17 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 300円 65歳以上 → 150円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 240円 65歳以上 → 120円	大人 → 1200円 65歳以上 → 600円	・無料 ・土曜日／日曜日と祝日 午前11時と午後2時	27名	国指定 特別名勝および特別史跡 (大正12年3月7日) (昭和12年5月15日:追加指定、一部解除) (昭和27年3月29日:特名、特史)
殿ヶ谷戸庭園	昭和54年4月1日	21123.59 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 150円 65歳以上 → 70円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 120円 65歳以上 → 50円	大人 → 600円 65歳以上 → 280円	・無料 ・土曜日／日曜日と祝日 午前11時と午後2時	16名	国指定 名勝 (平成23年9月21日:名)
六義園	昭和13年10月16日	87809.41 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 300円 65歳以上 → 150円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 240円 65歳以上 → 120円	大人 → 1200円 65歳以上 → 600円	・無料 ・土曜日／日曜日と祝日 午前11時と午後2時	42名	国指定 特別名勝 (昭和15年8月30日) (昭和28年3月31日:特名) (平成12年9月6日:追加指定)
旧古河庭園	昭和31年4月30日	30780.86 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 150円 65歳以上 → 70円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 120円 65歳以上 → 50円	大人 → 600円 65歳以上 → 280円	・無料 ・土曜日／日曜日と祝日 午前11時と午後2時 ※館内見学は、午前1回、午後2回 10:00、13:00、14:30(事前予約制) 入館料:525円	36名	国指定 名勝 (平成18年1月26日:名)
旧芝離宮恩賜庭園	大正13年4月20日	43175.36 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 150円 65歳以上 → 70円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 120円 65歳以上 → 50円	大人 → 600円 65歳以上 → 280円	・無料 ・土曜日／日曜日 午後2時	15名	国指定 名勝 (昭和54年6月25日:名)
向島百花園	昭和14年7月8日	10885.88 m2	午前9時～午後5時 (入園は午後4時30分まで)	年末・年始 (12/29～翌年1/1)	一般及び中学生 → 150円 65歳以上 → 70円 (小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料) ・20名以上の団体 一般及び中学生 → 120円 65歳以上 → 50円	大人 → 600円 65歳以上 → 280円	・無料 ・土曜日／日曜日 午前11時と午後2時	18名	国指定 名勝および史跡 (昭和53年10月13日:名、史)

※1：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳持参の方と付添の方は無料

※2：ガイドの人数は、平成23年11月現在のデータ

(2) 運営・取組み

① イベント

都立庭園では、各庭園の特徴を活かした様々なイベントが開催されている。以下に、都立庭園の事例を示す。

表 I-2：東京都立9庭園のイベント

庭園名	イベント
各都立庭園	紅葉めぐりスタンプラリー コンサート
旧岩崎邸庭園	展示「蘇った金唐紙の世界」(金唐紙作品) フラワーアレンジメント・シクラメンによる装飾
清澄庭園	ライトアップ 庭園アカデミー〈連続講習会〉
浜離宮恩賜庭園	将軍の昼食を除いてみよう (講演後、将軍の昼食を再現したお弁当を食す)
小石川後楽園	深山紅葉を楽しむ (黄門様のお出迎え、伝統芸能、茶会など)
殿ヶ谷戸庭園	伝統芸能見学会 抹茶サービス、展示会(殿ヶ谷戸の歩み)
六義園	ライトアップ、 六義園アドベンチャー(自然や歴史に関するクイズ)
旧古河庭園	バラフェスティバル
旧芝離宮恩賜庭園	番傘・日傘貸出 小さい秋みつけた(菊の盆栽の展示など)
向島百花園	古典菊の展示会 秋の楽焼体験



コンサート(旧岩崎邸庭園HP)



ライトアップ(六義園HP)



庭園アカデミー(清澄庭園HP)

図 I-1：イベント状況

② 情報発信

【旧岩崎邸庭園】

- ・オリジナルDVD『日本近代建築の夜明け』(専門家による建築解説)
- ・オリジナル冊子『岩崎弥太郎物語』、『岩崎久弥物語』の発売

【向島百花園】

- ・出版物の販売

百花園約200種の草花を写真で紹介した江戸花屋敷の四季「花ごよみ」

百花園の歴史文化を集大成した「江戸の花屋敷-百花園学入門-」



(旧岩崎邸庭園)

図 I-2：オリジナルDVD

③ガイド

- ・都内9カ所の文化財庭園では、「緑と水の市民カレッジ」の講座で、各庭園ことのガイドボランティア養成講座を開講。認定者が、ガイドボランティアとして活動。
- ・浜離宮恩賜庭園では、専用の携帯端末（ユビキタス・コミュニケーター）計50台を無料で貸出。ガイド端末は、現在地の地図やその場所に応じた様々な情報、コース、アクセス情報やトイレ情報、言語切替え（日本語、英語、中国語、韓国語に対応した）など様々な情報を提供。



図 I-3：ガイド端末の貸出

15		浜離宮恩賜庭園ガイドボランティア養成講座（全7回）	東京農業大学地域環境科学部准教授 堀部 勉ほか	徳川将軍家や皇室の庭園としての歴史を持ち、日本を代表する大名庭園の1つであり、国の特別名勝・特別史跡に指定されている「三軒宮邸庭園」。本講座では、浜離宮恩賜庭園ガイドボランティアになるために必要な歴史・文化等の知識、ガイドの心得を学びます。文化財庭園で活躍してみませんか。	20	10月15日、22日、11月12日、26日、12月10日、平成24年1月7日、14日（全て土曜日） 10:00～12:00 ※1日目のみ10:00～12:30	市民カレッジ・浜離宮恩賜庭園ほか	7,600円 テキスト代品
16		小石川後楽園ガイドボランティア養成講座（全7回）	東京都公園協会職員 高橋 康夫ほか	水戸徳川家の庭園として知られ、江戸時代を代表する「回遊式庭園山本園」であり、国の特別名勝・特別史跡に指定されている「小石川後楽園」。本講座では、小石川後楽園ガイドボランティアになるために必要な歴史・文化等の知識、ガイドの心得を学びます。文化財庭園で活躍してみませんか。	20	10月15日、22日、11月5日、19日、12月3日、17日、平成24年1月14日（全て土曜日） 10:00～12:00 ※1日目のみ10:00～12:30	市民カレッジ・小石川後楽園ほか	7,600円 テキスト代品

図 I-4：ガイドボランティア養成講座

④地域との連携・協働

東京都公園協会は、「都立公園サポーター基金事業」を立ち上げ、都民からの寄付を活用して、都立公園の魅力アップと活性化を図っている。

【活用例】

- ・旧岩崎邸庭園におけるミニコンサートの開催
- ・殿ヶ谷戸庭園におけるシャンデリアの再現



図 I-5：都立公園サポーター基金事業

⑤情報提供



小石後楽園

11.11.08



六義園パンフレット



浜離宮恩賜庭園

11.11.08

図 I-6：都立庭園のサイン及びパンフレット

◇都立庭園の事例

- ・小石川庭園では、説明もわかりやすく、当時の写真もあるため、イメージが湧きやすくなっている。また、下部に英語で表記している。
- ・外国人を対象としたガイドツアーが開催されている。(浜離宮恩賜庭園、旧岩崎邸庭園)
- ・日本語、英語、中国語、韓国語のパンフレットが用意されている。(六義園など)
- ・利用者に庭園が文化財であることを認識してもらい、火気に対する注意を促している。

⑥バリアフリー化の検討

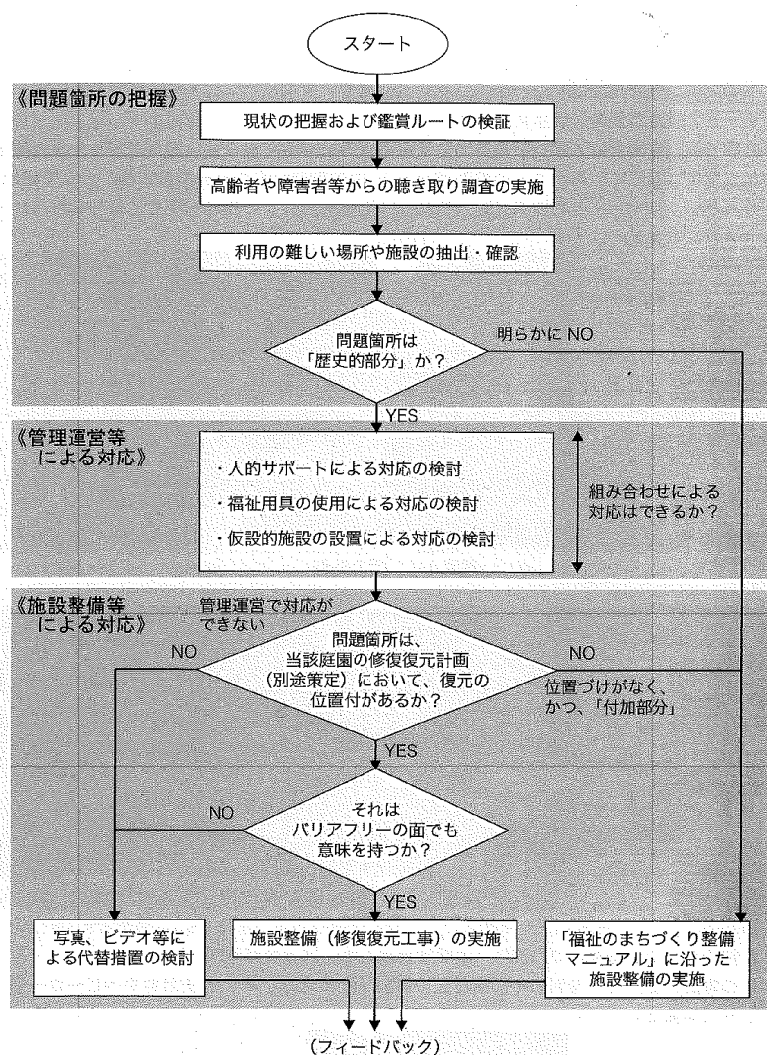


図 I-7：都立庭園におけるバリアフリー化の検討フロー

出典：『東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル』

■都立庭園の事例

【殿ヶ谷戸庭園】

- ・オフロードタイプ（段差を感じさせないタイヤ）の車いすを貸出している。
- ・車いす利用ルートを掲示している。

【都立庭園】

- ・取り外しができる段差解消スロープを設置する。



殿ヶ谷戸庭園 11.11.08

図 I-8：オフロードタイプの車いすの貸出



図 I-9：取り外しができる段差解消スロープ

Ⅱ. 事業スケジュール（案）

事業スケジュール（案）を以下に示す。ただし、適宜に再検討を行うものとする。

表Ⅱ：事業スケジュール（案）

整備事項			短期計画					中期計画					長期計画	備考
内容	具体的作業		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度以降	
哲学堂 77場	建築物			調査・検討		基本設計	実施設計	工事					工事	
		四聖堂、絶対城、宇宙館の修復												
				調査・検討		基本設計	実施設計	工事(絶対城の修復に合わせて実施)					工事	
		観察境(絶対城展望台)の復元												
		破損した建築物の修復												
		常識門・霊明閣の補修	補修工事											
	石造物 など			調査・検討		基本設計	実施設計	工事						
		相對溪の修復												
				一部補修								設計	工事	
		時空岡の修復(舗装の再整備)												
				調査・検討		基本・実施設計	工事							
		三祖苑の修復												
	植 物			調査・検討	設計	工事								
		神秘洞の修復												
				調査・検討		基本設計	実施設計	工事						
		唯物園・唯心庭の修復・復元												
								植栽						
		天狗松の復元												
樹 木	植 物			調査・検討	区民との調整		既存樹根回し	移植・植栽						
		百科叢の復元												
				調査・検討	区民との調整	伐採・植栽	育成・管理					育成・管理		
		万有林の復元												
	樹 木	枯損木や支障木の伐採、抜根												
							植栽	育成・管理					育成・管理	
		アカマツの植栽												
							植栽	育成・管理					育成・管理	
園路・広場 など					設計	工事								
		園路舗装の再整備												主に斜面地の園路
		唯物園・唯心庭の舗装の再整備					基本・実施設計	工事						
				一部補修			基本・実施設計	工事						
		(バリアフリー)園路舗装の補修・再整備												主に哲学堂77場以外の園路
サービス施設 など				調査・検討	基本・実施設計	工事(屋外)		工事(建築物)						
		防火・防犯設備												
		サイン(案内、解説)などの再整備 その他サービス施設の改修、整備						工事						バリアフリー代替措置等含む
		管理棟の改築											工事	
安全のための 施設など (斜面地の保全 対策などを含 む)				調査・検討	設計	工事								
		安全柵の再整備												
		石積などの修復												
		土留の整備												

Ⅲ. 参考文献

表Ⅲ：参考文献

No	名称	年号	著・作者名	発行元
1	哲学堂	1941年	井上玄一	財団法人哲学堂事務所
2	哲学堂公園概説追録	1962年12月	井上玄一	井上玄一
3	哲学堂案内	1968年10月	井上玄一	哲学堂宣揚会
4	哲学堂公園	1980年	前島康彦	郷学舎
5	哲学堂公園内古建築物調査報告書	1984年	中野区教育委員会	中野区
6	哲学堂公園内古建築物調査報告書	1987年	中野区教育委員会	中野区
7	哲学堂公園内石造物及び聯・扁額類調査報告書	1987年	中野区教育委員会	中野区
8	井上円了選集(第1巻-第25巻)	1987年-2010年	東洋大学	東洋大学
9	哲学堂公園ルネサンス構想	1988年3月	建設部公園緑地課	中野区
10	中野区立哲学堂公園整備計画	1989年12月	中野区	中野区
11	区立哲学堂公園現況測量委託 樹木調書	1989年	中野区建設部公園緑地課公園設計係	中野区
12	中野区立哲学堂公園時代考証に関する調査報告書	1989年	中野区公園緑地課(財)東京都公園協会	中野区
13	中野区立哲学堂公園	1991年	東京都公園協会	東京都公園協会
14	東京都指定文化財説明書	1992年	東京都教育庁生涯学習部文化課	東京都教育庁生涯学習部文化課
15	中野区立哲学堂公園の管理運営に関する報告書	1992年10月	中野区哲学堂公園管理運営委員会	中野区哲学堂公園管理運営委員会
16	哲学堂公園 ルネサンス整備記念	1993年4月	中野区建設部公園緑地課	中野区建設部公園緑地課
17	重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領	1999年3月	重要文化財建造物の総合防災対策検討会	文化庁
18	名勝の指定と管理運営	2001年3月	井出久登	東京都教育委員会
19	井上円了と哲学堂公園100年 (井上円了センター年報 第11号)	2002年7月	三浦節夫	東洋大学
20	史跡等整備のてびき-保存と活用のために- II 計画編	2005年6月	文化庁文化財部記念物課	同成社
21	日本庭園学会誌 16 (資料)	2007年	日本庭園学会	日本庭園学会
22	哲学堂公園内建築物破損部分調査報告	2008年	中野区	中野区
23	「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」資料	2008年7月	重要文化財建造物の総合防災対策検討会	内閣府
24	東京都文化財指定等説明書	2009年2月	東京都教育委員会	東京都教育委員会
25	重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方	2009年4月	重要文化財建造物の総合防災対策検討会	内閣府
26	重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会報告書	2011年3月	重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会	総務省消防庁
27	民俗文化財(建造物)の防火・防犯対策チェックリスト	不明	文化庁	文化庁
28	文化財庭園工作物標準図集	不明	東京都公園協会公園事業部文化財庭園課庭園維持係	東京都
29	哲学堂関係資料 関係図面&パンフレット 写真 他	不明	不明	不明

IV. 東京都文化財保護条例および施行規則

(1) 東京都文化財保護条例

昭和五一年三月三一日

最終改正 平成 18 年 3 月 31 日都条例第 40 号

東京都文化財保護条例（昭和三十年東京都条例第十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 都指定有形文化財（第四条—第十九条）

第三章 都指定無形文化財（第二十条—第二十五条）

第四章 都指定有形民俗文化財・都指定無形民俗文化財（第二十六条—第三十二条）

第五章 都指定史跡旧跡名勝天然記念物（第三十三条—第三十六条）

第六章 都選定保存技術（第三十七条—第四十一条）

第七章 埋蔵文化財（第四十二条—第四十六条）

第八章 東京都文化財保護審議会（第四十七条—第五十六条）

第九章 区市町村教育委員会（第五十七条・第五十八条）

第十章 雑則（第五十九条—第六十一条）

第十一章 罰則（第六十二条—第六十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で東京都（以下「都」という。）の区域内に存するもののうち、都にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって都民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民族技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じてい

る土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

一部改正〔平成18年都条例40号〕

(都等の責務)

第三条 都並びに特別区及び市町村は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 都民は、都がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

4 東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 都指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、都の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、都にとって重要なものを東京都指定有形文化財(以下「都指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を東京都公報(以下「都公報」という。)で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による都公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第五条 都指定有形文化財が都指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 都指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都公報で告示するとともに、当該都指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第三項の規定による都指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに都指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づいて定める東京都教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)及びこの条例に基づいてする教育委員会の指示に従い、都指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 都指定有形文化財の所有者は、特別の事由があるときは、専ら自己に代わり当該都指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第七条 都指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(滅失、き損等)

第八条 都指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
(所在の変更)

第九条 都指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。
(管理又は修理の補助)

第十条 都指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、都は、その経費の一部に充てさせるた

め、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。
(補助金の返還等)

第十一条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、都は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し法令に違反したとき。
- 二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 三 前条第二項の補助の条件に従わなかったとき。
(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 都指定有形文化財の管理が適当でないため当該都指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 都指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により都が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項及び前条の規定を準用する。
(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 都が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第十条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した都指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該都指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該都指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を都に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した都指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該都指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該都指定有形文化財を都に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、都は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

第十四条 都指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、都は、その通常生ずべき損失を補償する。（修理の届出等）

第十五条 都指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 都指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

（公開）

第十六条 教育委員会は、都指定有形文化財の所有者に対し、六箇月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該都指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、都指定有形文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つて、当該都指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第一項の規定による出品のために要する費用は、都の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都の負担とすることができる。

- 4 都は、第一項の規定により出品した所有者に対し、謝礼金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第一項の規定により都指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該都指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る都指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該都指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、都は、所有者に対しその通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第十七条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、都指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第九条の規定による届出があつた場合には、前条第六項の規定を準用する。
(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。
(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該都指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第三章 都指定無形文化財 (指定)

第二十条 教育委員会は、都の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち都にとつて重要なものを東京都指定無形文化財（以下「都指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該都指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を都公報で告示するとともに、当該都指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

- 4 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該都指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(解除)

第二十一条 都指定無形文化財が都指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を都公報で告示するとともに、当該都指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 都指定無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該都指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都公報で告示するとともに、当該都指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、都指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を都公報で告示しなければならない。

一部改正〔平成17年都条例39号〕

（保持者の氏名変更等）

第二十二條 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。
（保存）

第二十三條 教育委員会は、都指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、都指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保持のため適当な措置を執ることができるものとし、都は保持者

又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

（公開）

第二十四條 教育委員会は、都指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し都指定無形文化財の公開を、都指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による都指定無形文化財の公開には、第十六条第三項及び第六項の規定を準用する。
- 3 都は、第一項の規定による都指定無形文化財の記録の公開に要する費用の一部を予算の範囲内で負担することができる。
- 4 前項の規定により都が費用の一部を負担する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

（保存に関する助言等）

第二十五條 教育委員会は、都指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 都指定有形民俗文化財・都指定無形民俗文化財

（指定）

第二十六條 教育委員会は、都の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、都にとつて重要なものを東京都指定有形民俗文化財（以下「都指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗

文化財に指定されたものを除く。)のうち、都にとって重要なものを東京都指定無形民俗文化財(以下「都指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による都指定有形民俗文化財の指定には第四条第二項から第五項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定による都指定無形民俗文化財の指定は、その旨を都公報で告示してする。
- 4 第一項の規定により都指定無形民俗文化財を指定した場合に、当該都指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。以下次条において同じ。)があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の通知をするものとする。

一部改正〔平成17年都条例39号〕

(解除)

第二十七条 都指定有形民俗文化財又は都指定無形民俗文化財が都指定有形民俗文化財又は都指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による都指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による都指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を都公報で告示してする。
- 4 都指定有形民俗文化財又は都指定無形民俗文化財について、法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該都指定有形民俗文化財又は当該都指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合の都指定有形民俗文化財の指定の解除には第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

- 6 第四項の場合の都指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を都公報で告示しなければならない。

- 7 第一項の規定により都指定無形民俗文化財の指定を解除した場合又は第四項の規定により都指定無形民俗文化財の指定が解除された場合に、当該都指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体があるときは、その者又はその団体の代表者に指定の解除を通知するものとする。

一部改正〔平成17年都条例39号〕

(都指定有形民俗文化財の保護)

第二十八条 都指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(都指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第二十九条 第六条から第十三条まで及び第十六条から第十九条までの規定は、都指定有形民俗文化財について準用する。

(都指定無形民俗文化財の保存)

第三十条 教育委員会は、都指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、都指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保持に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(都指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十一条 教育委員会は、都指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第二十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

(都指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十二条 教育委員会は、都指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章 都指定史跡旧跡名勝天然記念物
(指定)

第三十三条 教育委員会は、都の区域内に存する記念物（法第百九条第一項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、都にとって重要なものを、東京都指定史跡（以下「都指定史跡」という。）、東京都指定旧跡（以下「都指定旧跡」という。）、東京都指定名勝又は東京都指定天然記念物（以下「都指定天然記念物」という。）（以下これらを「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(解除)

第三十四条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物が都指定史跡旧跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 都指定史跡旧跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第五条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(土地の所在等の異動の届出)

第三十五条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第三十六条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(準用規定)

第三十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十八条及び第十九条の規定は、都指定史跡旧跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 都選定保存技術
(選定等)

第三十七条 教育委員会は、都の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法第百四十七条第一項の規定により、選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、都として保存の措置を講ずる必要があるものを東京都選定保存技術（以下「都選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、都選定保存技術の保持者又は保存団体（都選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の都選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第二十条第三項から第五項までの規定を準用する。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(解除)

第三十八条 教育委員会は、都選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十一条第三項の規定を準用する。
- 4 都選定保存技術について法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該都選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第二十一条第五項の規定を準用する。
- 6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、都選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を都公報で告示しなければならない。

一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(保持者の氏名変更等)

第三十九条 保持者及び保存団体には第二十条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第四十条 教育委員会は、都選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、都選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第四十一条 教育委員会は、都選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第七章 埋蔵文化財

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕

(教育委員会が処理する事務)

第四十二条 法第百八十四条第一項第六号の規定により教育委員会が行う土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)及び遺跡の発見に係る事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕、一部改正〔平成 17 年都条例 39 号〕

(文化財の所有権の帰属)

第四十三条 法第百五条第一項の規定により都にその所有権が帰属した文化財は、法第百

七条第一項の規定により当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に譲与する場合を除き、当該文化財が発見された土地を管轄する特別区又は市町村（以下「区市町村」という。）にその所有権を帰属させることができる。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕、一部改正
〔平成 17 年都条例 39 号〕

（文化財の報償金等）

第四十四条 法第百五条第一項及び第三項の規定により教育委員会が行う報償金等に係る事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕、一部改正
〔平成 17 年都条例 39 号〕

（文化財の譲与等）

第四十五条 法第百五条第一項の規定により都にその所有権が帰属した文化財（法第百七条第一項の規定により譲与した場合又は第四十三条の規定により区市町村の帰属とした場合を除く。）について、教育委員会は、当該文化財の発見された土地を管轄する区市町村その他教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕、一部改正
〔平成 17 年都条例 39 号〕

（周知の埋蔵文化財包蔵地）

第四十六条 教育委員会は、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地について、周知の埋蔵文化財包蔵地と認めることができる。

2 前項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地に係る事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕

第八章 東京都文化財保護審議会

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

（設置）

第四十七条 法第百九十条の規定に基づき、教育委員会に、東京都文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号・17 年 39 号〕

（所掌事務）

第四十八条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

（審議会への諮問）

第四十九条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- 一 都指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- 二 都指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- 三 都指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 四 都指定有形民俗文化財又は都指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- 五 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 六 都選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 七 都選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

（組織）

第五十条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

（委員の選任）

第五十一条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(委員の任期)

第五十二条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったとき退任するものとする。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(会長及び副会長)

第五十三条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(招集)

第五十四条 審議会は、会長が招集する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(議事)

第五十五条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(部会)

第五十六条 審議会に専門的事項を調査研究するため部会を置くことができる。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

第九章 区市町村教育委員会

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕

(区市町村教育委員会が処理する事務)

第五十七条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、教育委員

会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を区市町村（第二号に掲げる事務は区市に限る。）が処理することとする。

一 法及びこの条例の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理

二 第三十六条で準用する第十四条第一項の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに第三十六条で準用する第十四条第四項の規定による当該許可の取消し及び停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令を除く。）

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕

(区市町村教育委員会の意見具申)

第五十八条 教育委員会は、前条第一号の事務を処理する区市町村教育委員会に対し、当該届書その他の書類及び物件に関し意見を求めるものとする。

追加〔平成 11 年都条例 122 号〕

第十章 雑則

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(標識等の設置)

第五十九条 教育委員会は、都指定無形文化財、都指定有形民俗文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物のうち、都民の観覧のため必要があると認めるものについては、当該都指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置し、これを当該都指定の文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者に管理させることができる。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(記録の作成等)

第六十条 教育委員会は、都指定無形文化財及び都指定無形民俗文化財以外の無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無

形文化財に指定されたものを除く。)及び無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、特に必要があると認めるものについて、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、都は、適当な者に対し当該無形文化財又は当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号・17 年 39 号〕

(施行規則)

第六十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

第十一章 罰則

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

(刑罰)

第六十二条 都指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

第六十三条 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

第六十四条 第十四条(第三十六条で準用する場合を含む。)の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで都指定有形文化財若しくは都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保

存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成 11 年都条例 122 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(東京都文化財専門委員の設置に関する条例の廃止)

2 東京都文化財専門委員の設置に関する条例(昭和二十七年東京都条例第二十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第三条の規定により、次の表の上欄に掲げる種別の都文化財として指定されている都文化財は、第四条、第二十条、第二十六条及び第三十三条の規定により、同表の上欄の都文化財の種別に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる都指定の文化財として指定されたものとみなす。

上 欄	下 欄
都重宝	都指定有形文化財
都技芸のうち工芸技術に係るもの	都指定無形文化財
都技芸のうち郷土芸能に係るもの	都指定無形民俗文化財
都郷土資料	都指定有形民俗文化財
都史跡	都指定史跡
都旧跡	都指定旧跡
都天然記念物	都指定天然記念物

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例付則第二項ただし書の規定により、都旧跡とみなされているものについては、当分の間、都指定旧跡とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第七条第一項の規定により交付されている指定書は、第四条第五項（第二十六条第二項及び第三十三条第二項で準用する場合を含む。）の規定により交付された指定書とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第九条の規定により設置されている標識又は説明板は、第五十二条の規定により設置された標識又は説明板とみなす。
- 7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第十一条の規定により選任され、教育委員会に届出のなされている管理責任者は、第六条（第二十九条及び第三十六条で準用する場合を含む。）の規定により選任され、教育委員会に届出のあつた管理責任者とみなす。
- 8 改正前の条例第十四条の規定によりなされた許可は、当該許可に係る現状の変更が完了するまでなお効力を有する。
- 9 この条例の施行前に、改正前の条例第十五条の規定により管理、修理又は復旧に関し、補助金の交付を受けている都文化財の有償譲渡の場合の納付金の納付については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（東京都屋外広告物条例の一部改正）
- 11 東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（東京における自然の保護と回復に関する条例の一部改正）
- 12 東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（東京における自然の保護と回復に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 この条例の施行の際、現に改正前の条例第十四条の許可を受けた者が着手し、又は着手しようとしている当該許可に係る変更行為は、この条例による改正後の東京における自然の保護と回復に関する条例第三十九条ただし書の規定の適用については、第十四条（第三十六条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る変更行為とみなす。

(2) 東京都文化財保護条例施行規則

昭和五一年七月一日

教育委員会規則第二六号

東京都文化財保護条例施行規則を公布する。

東京都文化財保護条例施行規則

東京都文化財保護条例施行規則(昭和三十年東京都教育委員会規則第七号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定に係る同意書の提出)

第二条 条例第四条第二項(第二十六条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、東京都指定有形文化財(以下「都指定有形文化財」という。)の指定について同意した者、東京都指定有形民俗文化財(以下「都指定有形民俗文化財」という。)の指定について同意した者又は東京都指定史跡、東京都指定旧跡、東京都指定名勝若しくは東京都指定天然記念物(以下これらを「都指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。)の指定について同意した者は、別記様式第一号による同意書を東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(指定書又は認定書)

第三条 条例第四条第五項(第二十六条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する指定書は、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財に係るものにあつては別記様式第二号によるものとし、都指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては別記様式第三号によるものと

する。

2 条例第二十条第二項又は第四項の規定により、東京都指定無形文化財(以下「都指定無形文化財」という。)の保持者又は保持団体を認定したときは、教育委員会は、当該保持者に対しては別記様式第四号による認定書を、当該保持団体に対しては別記様式第五号による認定書をそれぞれ交付するものとする。

(指定書等の再交付)

第四条 東京都指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が、指定書又は認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、別記様式第六号による指定書(認定書)再交付申請書を教育委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(指定書等の書換え)

第五条 条例第七条(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、条例第九条(第二十九条において準用する場合を含む。)(又は条例第三十五条の規定による届出(第七条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第三十五条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。))をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第二十二条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による届出(保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体又は保存団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。))をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体若しくは保存団体の認定書をその届出に係る書面に添えて教育委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。

(台帳)

第六条 教育委員会は、条例に基づき指定した文化財に係る記録を保存するため台帳を備えるものとする。

2 前項に規定する台帳には、その付属資料として指定した文化財に係る写真又は実測図若

しくは見取図等を備えておくものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第七条 条例第六条第三項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、別記様式第七号によるものとする。

(所有者の変更等の届出)

第八条 条例第七条第一項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、別記様式第八号によるものとする。

2 条例第七条第二項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、別記様式第九号によるものとする。

(滅失等の届出)

第九条 条例第八条(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財、都指定有形民俗文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、別記様式第十号によるものとする。

(所在の場所の変更の届出)

第十条 条例第九条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき又は変更したときの届出は、別記様式第十一号によるものとする。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第十一条 条例第九条ただし書(第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 条例第十条第一項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交

付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合

二 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合

三 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合

四 条例第十六条第一項及び第二項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による教育委員会の勧告を受けて行う出品又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合

五 条例第二十八条第一項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合

六 前各号に該当する場合のほか、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、一箇月を超えない場合

2 条例第九条ただし書(第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、都指定有形文化財又は都指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。

(耐用年数)

第十二条 条例第十三条第二項(第二十九条及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により、教育委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあつては十年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあつては三十年、その他の文化財にあつては二十年とする。

(現状変更等に係る許可申請等)

第十三条 条例第十四条第一項(第三十六条に

において準用する場合を含む。)の規定により、都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けようとする者(以下本条において「許可申請者」という。)は、別記様式第十二号による現状変更等の許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図
- 二 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、別記様式第十三号による所有者の現状変更等についての承諾書
- 五 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、別記様式第十三号による管理責任者の現状変更等についての承諾書

2 条例第十四条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく別記様式第十四号による現状変更等の着工(完了)届を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

(維持の措置の範囲)

第十四条 条例第十四条第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝

天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該都指定有形文化財又は当該都指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状(指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

- 二 都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。
- 三 都指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(修理の届出)

第十五条 条例第十五条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による都指定有形文化財又は都指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、別記様式第十五号によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- 一 修理に係る仕様書及び設計図
 - 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- (保持者等に係る届出)

第十六条 条例第二十二條(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する教育委員会規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。
- 二 保持者について、その保持する都指定無形文化財又は東京都選定保存技術(以下「都選定保存技術」という。)の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

2 条例第二十二條(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による保持者又は保持団体若しくは保存団体に係る届出は、次の各号に掲げる届出の事由ごとに、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき。 別記様式第十六号
 - 二 保持者について、その保持する都指定無形文化財又は都選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 別記様式第十七号
 - 三 保持者が死亡したとき。 別記様式第十八号
 - 四 保持団体又は保存団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき。 別記様式第十九号
 - 五 保持団体又は保存団体の構成員に異動を生じたとき。 別記様式第二十号
 - 六 保持団体又は保存団体が解散したとき。 別記様式第二十一号
- (都指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第十七条 条例第二十八条第一項の規定による都指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は、別記様式第二十二号によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。

- 一 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図
- 二 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が、所有者以外の者であるときは、別記様式第十三号による所有者の現状変更等についての承諾書
- 四 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、別記様式第十三号による管理責任者の現状変更等についての承諾書

(土地の所在等の変更届)

第十八条 条例第三十五条の規定による都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係

る届出は、別記様式第二十三号によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が、土地の分筆等によるときは、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。

(平一八教委規則一〇・一部改正)

(都選定保存技術の認定書の交付)

第十九条 条例第三十七条第二項及び第三項の規定により、都選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、教育委員会は、当該保持者に対しては、別記様式第二十四号による認定書を、当該保存団体に対しては、別記様式第二十五号による認定書をそれぞれ交付するものとする。

(埋蔵文化財等に係る事務)

第二十条 条例第四十二条の規定による埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び遺跡の発見に係る届出及び通知の受理、指示、命令、協議並びに勧告に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(出土品の評価等)

第二十一条 条例第四十四条の規定により報償金の額の決定その他出土した文化財(以下「出土品」という。)の評価を行うために教育委員会に評価委員会を置く

- 2 教育委員会は、出土品の評価を行う場合、評価委員会に諮問しなければならない。
- 3 評価委員会は、当該出土品について専門知識を有する文化財保護審議会委員等をもって構成する。
- 4 前三項に定めるもののほか評価委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(出土品の譲与等)

第二十二条 条例第四十五条の規定により教育委員会から出土品の譲与又は譲渡(以下「譲与等」という。)を受けようとする者(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百

七条第一項の規定により教育委員会から出土品の譲与を受けようとする者を含む。)は、別記様式第二十六号による申請書に次の各号に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 譲与等を受けようとする者を証明する書類
(申請者が地方公共団体又は当該出土品の発見者若しくは発見された土地の所有者の場合を除く。)
- 二 譲与等をされた出土品を保存し、又は活用する施設等の概要に係る資料
- 三 当該出土品の発見者又は当該出土品が発見された土地の所有者の当該出土品の保存又は活用についての承諾書

(平一一教委規則四二・追加、平一七教委規則一〇・一部改正)

(周知の埋蔵文化財包蔵地)

第二十三条 条例第四十六条第二項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地に係る事務に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平一一教委規則四二・追加)

(東京都文化財保護審議会の部会)

第二十四条 条例第五十六条の規定により、東京都文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に次の部会を置く。

部会名	所掌事項
第一部会	有形文化財に関すること。
第二部会	無形文化財及び民俗文化財に関すること。
第三部会	記念物及び埋蔵文化財に関すること。

2 前項に規定する部会は、会長が指定する委員又は臨時委員により構成する。

3 第一項に規定する各部会は、審議会が教育委員会の諮問に応じて調整審議する事項又は教育委員会に対して建議しようとする事項に関し、会長の求めに応じて調査研究し、その結果を会長に報告するものとする。

(平一一教委規則四二・旧第二十条繰下・一部改正)

(区市教育委員会が処理する事務の範囲)

第二十五条 条例第五十七条第二号の規定による重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為以外の都指定史跡旧跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)は、次に掲げるものとする。

- 一 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- 二 工作物(建築物を除く。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- 三 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- 四 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)

(平一二教委規則八・追加)

(標識等の管理)

第二十六条 条例第五十九条の規定により、標識又は説明板を管理する者(以下本条において「標識等の管理者」という。)は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(平一一教委規則四二・旧第二十一条繰下・一部改正、平一二教委規則八・旧第二十五条繰下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東京都文化財専門委員の設置に関する条例施行規則(昭和二十七年東京都教育委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則(平成元年教委規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年教委規則第四号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する

附 則(平成一一年教委規則第四二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年教委規則第八号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都文化財保護条例施行規則第二十五条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為の許可並びに当該許可の取消し及び停止命令に着手しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成一七年教委規則第一〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年教委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

哲学堂公園保存管理計画（案）

《資料編》

平成24年3月発行

発行 中野区都市基盤部道路・公園管理分野

〒164-8501

東京都中野区中野四丁目8番1号

TEL 03-3228-8032